

平成13年3月

日本の医療保険財政（1998年度分）

—保険者機能の強化に向けた基盤整備の提言—

日医総研
日本医師会総合政策研究機構

2001-04-20

「日本の医療保険財政」正誤表

18頁 図表 2-2-6 「流動負債」→正「流動資産」

22頁 下から 8 行目「不用財産売払代や財政運営安定資金も」
→正「財政運営安定資金も」

91頁 下から 3 行目「常勤の」
→正「複数の常勤監査役を含めて」

91頁 注釈 4
「企業の例：伊藤忠商事（売上高 12.1 兆円、監査役 5 人）、トヨタ自動車（売上高 7.4 兆円、監査役 5 人）、東京電力（売上高 5.1 兆円、監査役 7 人）」
→正「企業の例：伊藤忠商事（売上高 10.3 兆円、監査役 5 人）、トヨタ自動車（売上高 7.4 兆円、監査役 5 人）、東京電力（売上高 5.1 兆円、監査役 6 人）／売上高は 2000 年 3 月期個別決算による。」

40頁 上から 9 行目（表の最下段）誤「老人保健特別会計」
→正「退職者医療特別会計」

46頁 図表 2-6-5 売上原価 誤「拠出金精算返還金」
→正「交付金精算返還金」

まえがき

毎年医療保険の決算が公表されると、必ずといってよいほど「赤字」が云々される。しかし、私たちには十分すぎるほどの保険料を支払っているという実感がある。にもかかわらず「赤字」になるのは、保険料以上に医療費が高騰しているからだ、と直感的には考えてしまう。しかし、ほんとうにそうなのであろうか。

一般に私たちが知り得る医療保険の財務状況は、マスコミが公表するものくらいである。それは、利益または損失がいくらかだけを示した表層的なものであり、どのような費用がかかっているのかまではわからない。また「政管健保はいくらの赤字」というように、保険者個々の収支決算が単発的に公表されるだけである。日本の医療保険全体がどのような姿になっているのか、誰もわかっていないのではないだろうか。このままでは医療保険制度改革の方向性を誤ることにもなりかねない。

日本の医療保険を「お金」の視点から分析し、全体像の解明を試みたのは、このような危機感からである。

今回の分析の特徴は、公に発行されている事業年報を紐解き、企業会計原則による財務諸表に組み替えて、よりわかりやすい形で財務状況を示した点にある。また医療保険の全貌を把握するため、各保険者の財務をすべて連結し連結財務諸表を作成した。

本報告書によって、少しでも日本の医療保険財政についての理解が深まり、さらには医療保険の財政問題について国民の活発な議論を喚起できれば幸甚である。

2001年3月

日医総研 主任研究員 前田 由美子

目次

はじめに	1
I. 医療保険の仕組み	2
1. 医療保険の概要	2
2. 保険者と関連組織の機能	5
II. 医療保険の財務状況—企業会計原則による財務分析一	8
1. 財務諸表の作成方針	8
2. 政府管掌健康保険の財務状況	12
3. 組合管掌健康保険の財務状況	21
4. 船員保険の財務状況	31
5. 共済組合（国家公務員・地方公務員・私学教職員）の財務状況	33
6. 支払基金の財務状況	40
7. 国民健康保険の財務状況	54
8. 国民健康保険団体連合会の財務状況	71
III. 医療保険の連結財務諸表	78
1. お金の流れ	78
2. 連結損益計算書	80
3. 連結正味財産	88
4. 医療保険財政の全体像	88
IV. 医療保険制度改革に向けての課題	90
1. 財務的課題	90
2. 会計報告としての問題点	93
おわりに	96
参考資料	97

財務諸表の目次

損益計算書

1. 政府管掌健康保険	14
2. 組合管掌健康保険	23
3. 船員保険	32
4. 共済組合	33
5. 支払基金／事業費勘定	48
6. 支払基金／事務費勘定	51
7. 国民健康保険／事業勘定	62
8. 国民健康保険連合会	74
9. 医療保険連結	85

貸借対照表

1. 政府管掌健康保険	18
2. 組合管掌健康保険	28
3. 船員保険	32
4. 共済組合	38
5. 支払基金／事業費勘定	50
6. 支払基金／事務費勘定	52
7. 国民健康保険／事業勘定	69
8. 国民健康保険連合会	77
9. 医療保険連結	88

はじめに

毎年のように医療保険の「赤字」決算が発表され、日本の医療保険は厳しい財政難に陥っているといわれている。しかし、本当のところはどうなのだろうか。

一般の企業は、企業会計原則に則った損益計算書および貸借対照表を作成し、公表している。これらは上場企業のものであれば簡単に入手できる。その内容や用語も比較的馴染みやすいものである。しかし、被用者保険や国民健康保険の保険者が公表している会計報告は、企業のものとは違い、固有の規則が適用されている。そのため、一般の国民が保険者の会計報告を見て損益や財産の実態を把握することは、まず不可能である。これでは公表される「赤字」について、国民が審判をくだせるはずもない。医療保険の主役であるはずの国民が、十分な監視を働かせることができないのである。

このような中で、各保険者が健全な経営を行っており、経営の結果が適切に保険者機能や医療保険制度の改革に結びつけられているといえるだろうか。現在のところ、これらの点を客観的に評価できる材料は非常に乏しい。

そこで本報告書では、

- (1) 企業会計の原則に則って、医療保険の財務状況をわかりやすい形で紐解き、損益の健全性を判断するとともに、正味財産を掌握する
- (2) 個別の保険者の財務を連結し、日本の医療保険全体での財務状況を明らかにする

ことを目的に、1998（平成10）年度の財務分析を行った。企業と同じルールを適用したのは、投資家の評価がより厳しい民間企業と保険者とを同じ土俵で検討するためである。また、1998年度まで遡らざるを得なかったのは、それ以降の公表データが未だ出揃っていないことによる。

分析の結果、医療保険全体では1998（平成10）年度の当期純利益は約1,600億円、正味財産は少なくとも5兆円以上あることが浮かび上がってきた。

以下、保険制度別の公表データから医療保険の全体像を把握するまでの分析過程を示した後、財政的な課題および会計報告としての問題点を指摘したい。

なお、本文中の省庁名および組織名は、すべて2001（平成13）年1月5日までのものである。

I. 医療保険の仕組み

1. 医療保険の概要

(1) 医療保険の定義

日本の医療保険制度は、被保険者に対し、疾病、負傷、死亡、分娩に関して保険給付をなすことを目的としたものである（健康保険法第1条）。被保険者は、診察、薬剤、処置、手術および看護などの「療養の給付」を受けることができる（図表1-1）。このように被保険者に現金を支給するのではなく、診察というサービスや薬剤などの財を給付することを「現物給付」という。被保険者は療養の給付を受ける場合には、一部負担金を医療機関に支払わなければならない。

図表1-1. 「療養の給付」の内容

- 1 診察
- 2 薬剤または治療材料
- 3 処置、手術その他の治療
- 4 居宅における療養上の管理及び
その療養に伴う世話その他の看護
- 5 病院または診療所への入院および
その療養に伴う世話その他の看護

〔 健康保険法第43条、
国民健康保険法第36条より 〕

なお、医療保険には現金で支給される「現金給付」¹の部分もある。被保険者が保険医療機関以外で手当を受けた場合、保険証を保持しておらずやむを得ず全額を支払った場合には、一部負担金相当額を除いて「療養費」が現金で支給される。医療機関への移送費、高額療養費で基準額を超過した金額、出産一時金なども「現金給付」である。

1 「現金給付」では、保険者から被保険者へ直接現金が支払われる。

(2) 医療保険の種類

医療保険は、被用者保険と国民健康保険の2つに大別される（図表1-2）。被用者保険は健康保険法、国民健康保険は国民健康保険法に基づいて運用されている²。

被用者保険は企業などの被用者とその被扶養者を被保険者としている。つまりサラリーマンとその家族のための保険である。このうち、政府管掌健康保険（以下、政管健保）は、主として中小企業に勤めているサラリーマンを対象とし、保険者は政府である。組合管掌健康保険（以下、組合健保または健保組合）³は、健康保険組合の組合員を対象としている。健康保険組合を設立できるのは、法律上では常時300人以上を雇用する事業主（健康保険法第25条）となってい⁴る⁴から、健保組合の被保険者は、大企業に勤めるサラリーマンということになる。このほか被用者保険には、健康保険法第69条の7で規定されている日雇被保険者を対象としたもの、船員を対象としたもの（以下、船員保険）、公務員を対象としたもの（以下、共済組合）がある。

国民健康保険（以下、国保）では、主として市町村が保険者であり、それぞれの市町村に住んでいる人が被保険者である。被用者保険の対象者や生活保護を受けている世帯の人を除き、被用者保険の退職者とその被扶養者を含む。また、同業の自営業者300人以上の同意があれば、国民健康保険組合（以下、国保組合）を設立することができる（国保法第17条）。この場合、保険者は組合である。

医療保険の加入者で、70歳以上の人と65歳以上で特に市町村の認可を受けた人には、老人保健法が適用される。老人保健では、地方公共団体が医療その他の保健事業を行っている⁵。

医療保険の制度別加入者構成は、政管健保30%、組合健保26%、国保36%で、この3つで92%を占める。残りの8%が、日雇雇用者、船員保険、および公務員や私学教職員の共済組合の加入者である（図表1-3）。

2 ここでは医療保険制度を解説することが主目的ではないので、大まかな仕組みを解説するにとどめた。医療保険制度については「保険と年金の動向」（厚生統計協会）に詳しい。毎年出版されており、法令の改正にも対応している。

3 以下、総称としては「組合健保」、個々の例を示す場合には「健保組合」を用いる。

4 「保険と年金の動向」によると、現実に健保組合の設立が認可されるのは、単一組合の場合は700人以上、組合組合（2以上の事業主が共同で設立する組合）の場合は3,000人以上の従業員を有する場合とされている。

5 本報告では医療保険のみに焦点を当てている。また、財務分析を行った1998年（平成10）年度には、介護保険法は施行されていない。介護保険では、介護サービスを利用した後に、その費用が現金で償還される。そのため、利用者は、一旦は必要な費用を全額支払っておかなければならない。これを「現金給付」という。介護保険を利用している人が医療を受ける場合は、原則、医療保険で「現物給付」を受ける。しかし、たとえば老人保健施設で緊急やむをえず処置を行った場合には、介護保険から給付されるなど、医療保険と介護保険の線引きにはやや曖昧な面もある。

図表1-2. 医療保険制度の種類

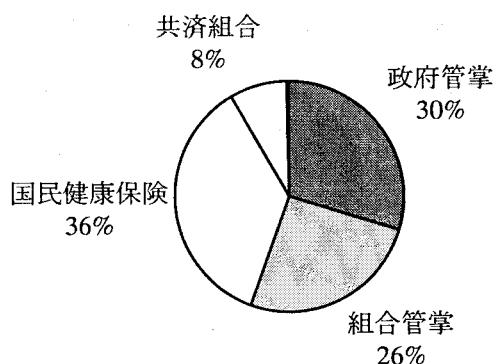
2001.2.1現在

制度	被保険者	保険者	根拠法	一部負担金	
				本人	家族
被用者保険	政府管掌	主として中小企業に雇用されている人	政府	健康保険法	2割 入院2割 外来3割
	健康保険法第69条の7被保険者	日雇労働者			
	組合管掌	主として大企業（法律上では従業員300人以上）に雇用されている人	健康保険組合		
	船員	船員法に規定する船員	政府	船員保険法	
	共済組合	国家公務員	各共済組合	国家公務員共済組合法	
		地方公務員等		地方公務員等共済組合法	
		私学教職員		私立学校教職員共済法	
国民健康保険	以上の被保険者に当てはまらない人（農業従事者・自営業者など）	市町村または国保組合	国民健康保険法	3割	2割 入院2割 外来3割
	被用者保険の退職者	市町村			

注1. 被用者保険の被保険者に被扶養者を加えたものが「加入者」となる

2. 一部負担金には外来薬剤の負担金額は示していない

老人保健	・70歳以上 ・65歳以上で特に認定を受けた人 (被用者保険の被保険者を除く)	実施主体： 市町村	老人保健法	診療所外来の例 定率1割または 800円／回
------	---	--------------	-------	------------------------------

図表1-3. 制度別加入者(1998年度)
計126百万人

*「事業年報 平成10年度」（社会保険庁）より作成

*加入者が少ないためグラフに表示されていない法第69条の7被保険者は0.05%、船員保険は0.21%である。

2. 保険者と関連組織の機能

(1) 保険者の機能

保険者は、保険料⁶を徴収し療養の給付を行う。このほかにも保険者はそれぞれ異なる機能を持っている。そこで、保険者の機能を解説し、あわせて本報告書での検討範囲を定義しておきたい。

政管健保および組合健保の保険者は、保健事業を行っている。保健事業とは、健康教育や健康相談、被保険者への資金の貸付などである。また、組合健保は直営保養所や病院診療所を運営している。これらのものとの原資は保険料であるので、本報告書ではこういった関連事業も医療保険事業の一環としてとらえている。

船員保険では少し事情が異なる。船員保険は、疾病や負傷のほか、失業、教育訓練、職務や通勤上の障害などもカバーしている⁷。

共済組合は、医療保険のほかに年金保険もカバーしている。サラリーマンでいう厚生年金の部分である。本報告書では、できるだけ医療保険事業の部分のみに焦点を当てていく。

国保は病院や診療所を経営している。会計上では、医療保険事業と病院および診療所の経理を区別するよう定められている（国民健康保険法施行令第2条）。このうち、一般に報告されている決算は医療保険事業の部分だけである。しかし、医療保険事業から病院および診療所事業に対して毎年かなりの金額（1998年度は60億円）が支出されていることもあり、ここでは診療所や病院の財務状況についても採り上げる。

(2) 関係団体の機能

保険者は被保険者から保険料を徴収するが、その費用を医療機関に直接支払っているわけではない。保険者と医療機関との間で、社会保険診療報酬支払基金（以下、支払基金）や国民健康保険組合連合会（以下、国保連合会）が審査・支払事務を代行している（図表1-4）。このため、お金の流れは複雑である。特に老人保健については、被用者保険と国保の拠出金が支払基金に集約された後、市町村に交付され、さらに支払基金と国保連合会とを通じて医療機関に支払われている。以下、本報告書では、支払基金と国保連合会もあわせて検討していく。

6 国保では保険料を「保険料」として徴収する市町村と、地方税法の規定による「保険税」として徴収する市町村とがある。本報告での呼称は、保険料と保険税を区別せず、「保険料」に統一した。

7 サラリーマン（政管健保や組合健保の被保険者）は、失業や教育訓練を受けた場合には雇用保険、業務上または通勤途上の負傷や疾病については労働者災害補償保険の適用を受ける。

① 社会保険診療報酬支払基金

支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法（以下、支払基金法）に定められた特殊法人である。基本金は100万円で、うち40万円を政府が、60万円は複数の保険者が拠出している。支払基金の目的は、診療担当者（保険医療機関）に対する診療報酬の迅速適正な支払と診療報酬請求書の審査にある（支払基金法第1条）。

支払基金では、1998（平成10）年度末時点で、6,495人の職員が、診療報酬請求書の審査と診療報酬の支払業務を行っている。役員は、理事長が1人、理事が8人から17人（1998年度は理事長を含めて16人）、監事が4人と定められている。理事長は、理事の互選によって選出され代表権を持つ。理事は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者、診療担当者を代表する者及び公益を代表する者から構成される。このうち公益を代表する者については厚生省が直接委嘱し、その他の理事についてはそれぞれの所属団体からの推薦によることになっている。公益代表者以外の理事は、それぞれ同数でなければならない。監事も理事と同様に、それぞれの代表者から各1人選任される。

このほかに、地方の事務所および出張所に、理事長が選任した幹事が置かれている。幹事の選任方法は理事とほぼ同じである。

なお、保険者が支払基金に業務を委託するかどうかは任意である（健康保険法第43条の9④）⁸。しかし現実には、被用者保険の保険者は例外なく審査・支払業務を支払基金に委託しており、独占状態にある。

② 国民健康保険団体連合会

国民健康保険において、支払基金と同じような機能を果たしているのが国保連合会である。国保連合会は、都道府県単位の法人で、保険者の審査・支払事務を受託している（国保法第45条の5）。

診療報酬請求書の審査は、国民健康保険診療報酬審査委員会で行う（国保法第87条から90条まで）⁹。審査委員会は、都道府県ごとに、都道府県知事が定めるそれぞれ同数の保険医及び保険薬剤師を代表する委員、保険者を代表する委員並びに公益を代表する委員で組織されている。

保険給付に対する処分や保険料および徴収金に関する処分に不服がある場合には、国民健康保険審査会に不服を申し立てることになる（国保法第91条から103条まで）。審査会は各都道府県に置かれ、被保険者を代表する委員、保険者を代表する委員及び公益を代表する委員、各3人で構成される。

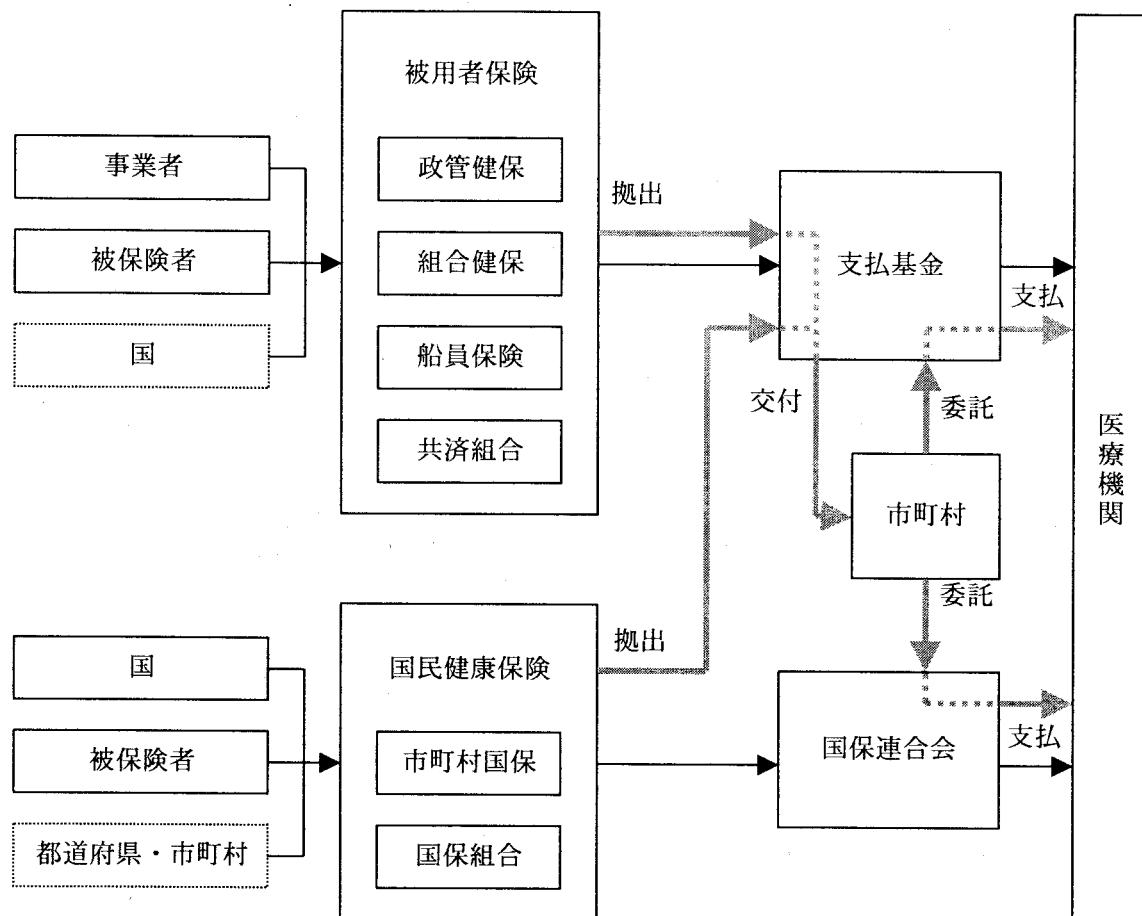
8 健康保険法第43条の9④「保険者は前項の規定に依る審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することを得」

9 特に高額の審査については、国民健康保険中央会（以下、国保中央会）の特別審査に付される。

図表1-4. 医療保険団体の関連図（概略）

→一般被保険者の保険料

→老人保健のための拠出金



*詳細は79頁/図表3-1-1参照

II. 医療保険の財務状況—企業会計原則による財務分析—

1. 財務諸表の作成方針

(1) 企業会計と保険者の会計

企業の会計と保険者の会計とには、次のような違いがある。

第一に、帳簿への記入方法が異なっている。

企業の会計は「複式簿記」で整理されている。これは、収入と支出に加え、それをどのような形（財産、借金など）で持っているかと一緒に記帳していくものである。この方法で記帳すれば、損益計算書と貸借対照表が同時にできあがる。

一方、保険者の会計は、「単式簿記」と呼ばれる方法で記帳されている。財布や小遣帳のようなものを思い浮かべるとわかりやすい。現金の出入りのみに着目し、一定の期間にいくら現金が入り、いくら現金が出たか、そしていくら残っているかを示している。どういう形になっているのかはわからない。

第二に、収入や支出をどの時点で計上するかが違う。

企業会計では、販売を行ったときに売上高を計上する¹。売るというアクションが発生したときに記帳するので、これを「発生主義」²という。

保険者の会計は、現金の出入りがあったときに記帳する「現金主義」をとっている。たとえば、被保険者からその年にとるべき保険料が確定していても、実際に入金されなければ売上高（収入）としては記帳されない。企業会計では、掛売りであっても売上高と見なされるので、売掛金の回収は厳しく行われる。掛売りの分も含めた売上高をもとに利益が計算され、ここから配当を行っていかなければならないからである³。保険者ではもともと回収できた分しか計上されていない。

発生主義と現金主義とでは、支出の計上方法も異なっている。設備を例にとると、発生主義では、設備は複数年にわたって価値を生むとの考えに立ち、耐用年数の間、定額あるいは定率の費用（減価償却費）を差し引いていく。しかし現金主義の場合は、購入時に支払ったすべての代金を記帳することになっている。

1 このとき、複式簿記では、現金売りであれば「現金」、入金が後日になる場合は「売掛金」と、その形を記帳する

2 実際には売上高は、納品などの確実なアクションが行われた日をもって計上される。これを「実現主義」という。

3 ただし、すべての売上債権が回収できるとは限らないので、回収できそうもない費用を見込んで「貸倒引当金繰入額」を販売費に計上することができる。

企業の会計と保険者の会計とでは、用語についても違いが見られる。企業会計では、積立金に積み増すことを「繰入」というが、保険者では積立金を取り崩すことを「繰入」という。このように、まったく逆の行動であるにもかかわらず、同じ表現が用いられているものもある。

(2) 財務諸表の組み替え基準

組織の体力は、売上高や利益の大きさだけで示されるものではない。売上高や利益の大きさは事業環境によって変化する。このような変化に耐えうる資産がどのくらいあるか、そしてそれをどのくらい自己資本でまかなっているか、事業がさらに厳しい状況に置かれたときにいかに効率的な経営で乗り切れるか、なども経営状態を判断する重要な要素である。しかし、「単式簿記」で貸借対照表もない保険者の現状を多角的な視点から分析することは難しい。また「現金主義」では、いつの事業活動に対する売上高であるかに着目しないので、その年の事業活動の成果が決算報告に正しく反映されていないという問題もある。

このような背景から、今回、公表されている保険者の決算を企業会計のルールにしたがって財務諸表に組み替え、医療保険の全体像を把握することを試みた。

財務諸表は、損益計算書、利益処分計算書⁴、貸借対照表からなる（図表2-1-1）。

このうち損益計算書と貸借対照表は、1年間の事業活動の結果として、決算と同時に数字が確定する。利益処分計算書は、決算を締めて、残った利益（当期未処分利益）をどのように使うかを示している。積立金から取り崩した分を当期未処分利益に加えて、ここから積立金へいくら積み増すか、いくらを次期に回すかを表したものである。

一般に企業の経営分析においては、損益計算書と貸借対照表が整備されているので、利益処分計算書はそれほど重要ではない。積立金の取り崩しや積み増しの結果は、貸借対照表に正確に反映されているからである。しかし、保険者はそのすべてが貸借対照表を作成しているわけではない。そこで、利益処分計算書の方から積立金などの財産を確定する目的もあって、一部の保険者については、あらたに利益処分計算書も作成した⁵。

4 利益が出なかった場合は、損失処理計算書を作成する。

5 企業の場合、利益処分については株主総会の承認が必要である。積立金を例にとると、決算時の積立金に、株主総会で積み増すことが承認された積立金を加算したものが翌年期首の積立金になる。ただし、保険者ではこのような手続きを踏まず（株主総会はない）、決算時に利益処分の内容まで含めて確定する。これを企業会計のルールで組み替えると、もともとの事業報告との照合が困難になることもあって、この点についてはあまり厳密に扱っていない。

また、保険者の事業年報には、貸借対照表はおろか資産の一部ですら掲載されていないものもある。このような場合、本報告書では判明している限りの費用を取り出して貸借対照表上に示している。貸借対照表としてはかなり不完全なものであるため、分析は正味財産のみについて行った。なお、正味財産は、資産から負債を差し引いて求めるべきものであるが、どちらかがかなり不確定な場合は、判明している資本の額をもって正味財産と見なしている。

保険者の決算報告を、企業会計原則での財務諸表に組み替える際の費目の定義は次頁のとおりである。

また、以下、企業会計原則で組み替えた損益計算書を「企業会計P/L⁶」、同じく貸借対照表を「企業会計B/S⁷」という。

図表2-1-1. 企業会計ルールによる財務諸表

損益計算書	貸借対照表	利益処分計算書 または損失処理計算書
I 売上高		流動負債
II 売上原価		固定負債
① 売上総利益 = I - II		負債
III 販売費及び一般管理費		資本金
② 営業利益（損失） = ① - III		資本準備金
IV 営業外収益		利益準備金
V 営業外費用		任意積立金
③ 経常利益（損失） = ② + IV - V		当期末処分利益
VI 特別利益		その他の剩余金
VII 特別損失		資本
④ 税引前当期純利益（損失） = ③ + VI - VII		
法人税及び住民税		
⑤ 当期純利益（純損失）		
前期繰越利益		
⑥ 当期末処分利益（未処理損失）		

6 損益計算書は、英語でprofit & loss statementともいう。この頭文字をとって日本ではP/Lと呼んでいる。

7 資産と資本・負債の額がバランスするので、貸借対照表は「バランスシート」(balance sheet)と呼ばれている（略称B/S）。

損益計算書（以下、(例)は事業年報で使用されている費目の名称）

売上高	当期の事業活動の成果としての収入。保険料以外に、国庫支出金収入も対象とする。前期繰越利益や寄付金、積立金からの取り崩しと、過去の成果や事業活動以外で得られた収入を除く。 (例) 保険料、国庫負担金、病院診療所収入、施設利用料収入
売上原価	保険給付の費用および拠出金。 (例) 保険給付費、老人保健拠出金、退職者給付拠出金
販売費及び一般管理費	医療保険事業を行うための事務にかかる費用、病院や診療所など関連事業にかかる費用。 (例) 事務費、保健事業費、福祉事業費、病院診療所費、訪問看護事業費、老人保健施設費
営業外収益	本来の事業活動以外から、ほぼ毎年得られる収入。 (例) 利子収入
営業外費用	本来の事業活動以外で、ほぼ毎年必要な支出。 (例) 支払利息
特別利益	臨時に発生した収入。 (例) 固定資産売却益、寄付金
特別損失	臨時に発生した支出。 (例) 固定資産除却損
前期繰越利益	前年度の利益処分で次期繰越利益と決定された額。 (例) 前期繰越金

利益処分計算書（損失処理計算書）

積立金取崩額	利益処分に充てるために取り崩す積立金や準備金。 (例) 事業運営安定資金、準備金繰入、別途積立金繰入
利益処分額	準備金・積立金への積み増し額。 (例) 事業運営安定資金へ繰入、財政運営安定化資金
次期繰越利益	翌年度に繰り越す利益。当期末処分利益に積立金取崩額を加え、利益処分額を差し引いた残りとなる。

2. 政府管掌健康保険の財務状況

(1) 会計の仕組み

政管健保の会計は、厚生保険特別会計に規定されている。厚生保険特別会計の範囲は、健康勘定、年金勘定、児童手当勘定、業務勘定である（図表2-2-1）。このうちの健康勘定が医療保険事業の経理である。業務勘定は、医療保険、年金、児童手当のすべての事務にかかる費用を管理する。したがって政管健保の医療保険事業だけの収支を見るには、①の健康勘定と②のうち医療保険にかかる部分（②-1）を合計すれば良い。しかし、これが不可能なのである。

第一に健康勘定の全体像がわからない。社会保険庁の事業年報には、健康勘定の単年度収支のみが記載されている。単年度収支には、医療保険事業が借金をし、その返済を行っている部分（①-2）は示されていない¹。

第二に、公表されている年報では、業務勘定のうちのどれが医療保険にかかる部分かがわからない。1997（平成9）年度までの事業年報には、業務勘定の総額を予算定員数などで按分して医療保険事業分の業務勘定を算出し、①の健康勘定と合計したものが掲載されていた。ところが1998（平成10）年度の事業年報では、業務勘定の事業別按分が行われなくなり、代わって業務勘定全体の数字が示されるようになってしまったのである。これでは医療保険事業だけの数字を抜き出すことはできない。

本報告書は、できるだけ一般の国民が入手できる資料、たとえば事業年報をもとに分析することを基本スタンスとしている。しかし、政管健保については、公表データがあまりに不足していることから、別途調査²も踏まえて以下の分析を行った。

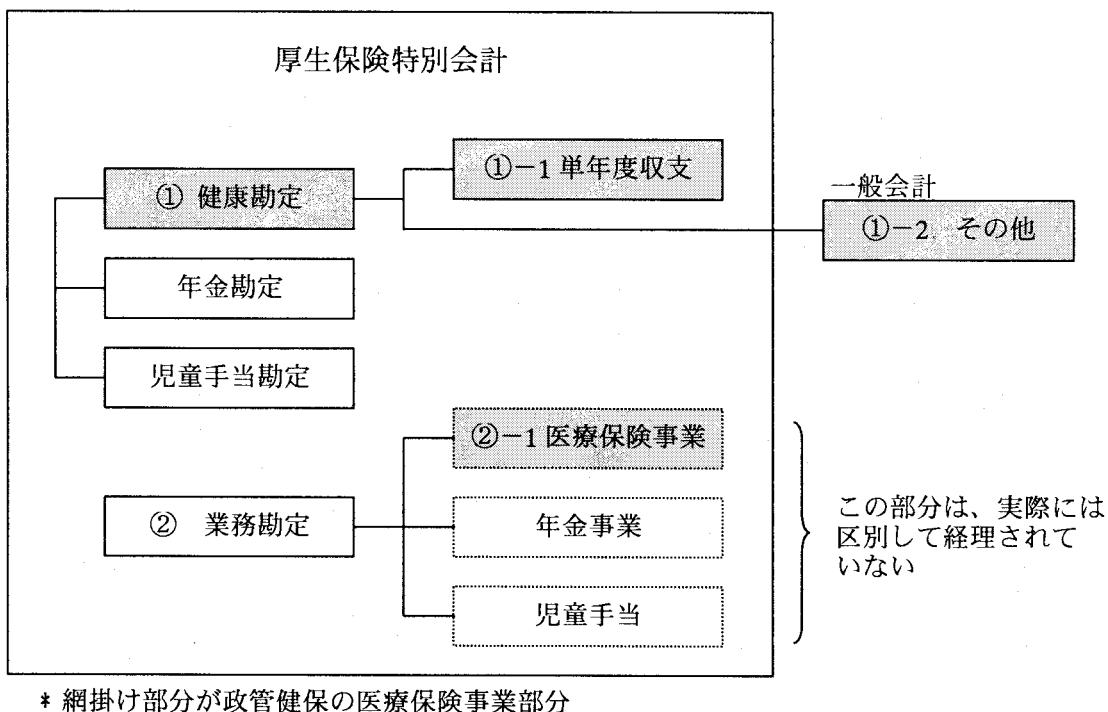
事業年報の決算

事業年報に掲載されているのは、上記①-1 健康勘定の単年度収支の部分だけである。これによると1998（平成10）年度の差引収支過不足額は34億円、つまり34億円の黒字となっている。

1 借り入れとその返済は「健康勘定／その他」で行われている。「その他」という勘定名があるわけではない。社会保険庁が便宜的に使用している呼称である。

2 これも担当者が替わってから要領を得ないものになってしまった。今後は、実態をほとんど把握できなくなるおそれもある。

図表2-2-1. 政管健保の会計



* 網掛け部分が政管健保の医療保険事業部分

(2) 損益計算書の作成

まず、事業年報に記載されている収支項目を組み替え、企業会計原則での損益計算書を作成した。その結果、1998（平成10）年度の当期純利益は353億円の黒字となった（図表2-2-2）。

企業会計P/Lと事業年報とが違う理由

この年、事業年報に記載されている収支は34億円の黒字である。企業会計P/Lの当期純利益353億円よりも300億円以上小さい。これはなぜだろうか。

その理由のひとつは、事業年報で公表されている範囲が一部分にすぎないということである。前述のように事業年報で公表されているのは、図表2-2-1の①-1健康勘定の単年度収支の部分だけであり、この部分の収支差引が34億円となる。これに対し、本報告書は、健康勘定の他の部分（①-2）と業務勘定のうち医療保険事業に関わる部分（②-1）も対象としている。これらを単純に合算すれば234億円の黒字になる（20頁／参考2-2-1の合計欄）。

しかし、全体の黒字234億円も、企業会計P/Lの当期純利益353億円に比べて119億円少ない。それは、企業会計の原則に則り、以下の点で異なる数字を用いているからである。

ア) 「発生主義」の原則で、保険料は現金収入ではなく、本来得るべき金額を採用した。このうち未収部分は、貸借対照表の未収金に計上した。

イ) 前期繰越利益（55億円）は当期の事業活動の成果ではないので、売上高に含めていない。

ウ) 事業運営安定資金からの受入は積立金の取り崩しのことである。したがって、これも売上高からは除いている。

以上、1998（平成10）年度の企業会計P/Lは、政管健保について判明している数字を単純合計した利益234億円に比べて、売上高が119億円多くなっている。

図表2-2-2. 政府管掌健康保険 損益計算書（企業会計P/L）

金額単位: 億円

	97年度	98年度	百分比 (%)	前年比 (%)	備考
I 売上高	70,542	70,840	100.0	100.4	
保険料	60,158	60,698	85.7	100.9	当年度徴収決定済額
国庫補助分	10,049	9,746	13.8	97.0	
その他	335	396	0.6	118.2	
II 売上原価	68,600	68,171	96.2	99.4	
保険給付費	45,755	43,187	61.0	94.4	
医療給付費	40,786	37,892	53.5	92.9	
現金給付費	4,969	5,295	7.5	106.6	
老人保健拠出金	18,897	20,769	29.3	109.9	
退職者給付拠出金	3,948	4,215	6.0	106.8	
売上総利益	1,942	2,669	3.8	137.4	
III 販売費及び一般管理費	2,252	2,100	3.0	93.3	
事務費	795	802	1.1	100.9	
保健事業費	841	834	1.2	99.2	
福祉事業費	580	426	0.6	73.4	
その他	36	38	0.1	105.6	
営業利益（損失）	-310	569	0.8	—	
IV 営業外収益			0.0	—	
V 営業外費用	330	216	0.3	65.5	支払利息（一般会計が補填）
経常利益（損失）	-640	353	0.5	—	
VI 特別利益	1,413	0	0.0	—	
VII 特別損失			0.0	—	
当期純利益	773	353	0.5	45.7	
前期繰越利益	82	55	0.1	67.1	
当期末処分利益	855	408	0.6	47.7	

図表2-2-3. 公表ベースとの差異

金額単位: 億円

97年度 98年度

(A) 事業年報の収支差	667	234
ア) 発生主義による売上高との差異	188	174
イ) 前期繰越利益	-82	-55
ウ) 事業運営安定資金より受入	0	0
企業会計P/Lの当期純利益	773	353
= (A) + ア + イ + ウ		

なお、事業年報には国庫補助繰延べ返済額という費目がある。これは、過去の国庫補助の支払いが先送りされていたものである。この金額の扱いには以下の2つの考え方がある。

I) 過去の売上高が現金化されたもので、損益は発生しない。

II) 本期の臨時収入である。すなわち、特別利益である。

企業会計の発生主義の原則にしたがえば、I) の処理が妥当である。しかし、繰延べが決定した年にまで遡って企業会計P/Lを作成しているわけではないので、ここではII) の特別利益³とした。なお、1998（平成10）年度には国庫補助繰延べ返済額の収入はない。

（3）損益計算書の分析

1998（平成10）年度の当期純利益は353億円である。1997（平成9）年度も773億円の黒字であるが、これは国庫繰延べ補助の臨時収入（1,413億円）があったためで、実質的にはこれを除いた△640億円の赤字といえる。1998年度に黒字に転じたのは、売上高が伸びたことに加え、売上原価が減ったからである。

売上高のうち保険料は、1997年9月に保険料率が82/1000から85/1000に引き上げられた結果、前年比100.9%となっている。1997年度の上期5ヶ月分は旧保険料率での収入であるので、1998（平成10）年度の保険料収入は、前年度から横這いと見てよかろう。

売上原価では、老人保健拠出金が前年比109.9%と10%近く増加した。一方で、保険給付費が前年比94.4%に減少したことから、売上原価全体では減少している。

販売費及び一般管理費では、福祉事業費の減少幅が大きい。福祉事業などの関連事業は業務勘定で管理されているものである。別表（20頁／参考2-2-1）にも示したとおり、業務勘定の黒字は200億円に上っているが、一般には公表されていない。

営業外費用では支払利息が216億円に上っている。これは、14,792億円の借入金に対するもので、支払利息は全額一般会計から補填されることになっている。

3 企業会計P/L・B/Sを過去に遡って作成し、国庫補助が発生した時点でP/Lに売上高を、B/Sに未収金を計上しておけば、I) の考え方を採用しても整合性はとれる。

(4) 利益処分計算書の作成

損益計算書と同様、企業会計のルールに則って利益処分計算書を作成した(図表2-2-4)。

利益処分計算書では、普通、当期末処分利益と利益処分案の内訳が合致する。つまり、以下の計算書で見ると、処分可能な金額(当期末処分利益+①+②)と実際に処分した金額(③+④)とは一致するはずである。しかし、1998年度では174億円の差が生じている。これは、発生主義で把握したときの売上高と現金主義で把握したときの売上高との差である。本報告書では、できるだけ発生主義で財務諸表を見直すことにしており、政管健保の場合は発生主義で把握できるものは売上高だけで、あとは現金主義でしか捉えられない。このため、当期末処分利益についても、ちょうどこの分の差が出ているのである。

図表2-2-4. 政府管掌健康保険 利益処分計算書

金額単位: 億円

	97年度	98年度	備考
当期末処分利益	855	408	
① 事業運営安定資金取崩(+)	0	0	
事業運営安定資金より受入	0	0	
② 事業運営安定資金から補足(+)	0	101	取り崩しに相当
③ 事業運営安定資金へ繰入(-)	613	139	
(売上高の差異調整)	189	174	
④ 次期繰越利益(-)	55	196	98年度は推計

売上高の差異

保険料(当年度徴収決定額)／発生主義	60,158	60,698	
保険料(現金収入)／現金主義	59,969	60,524	
差異	189	174	

(5) 貸借対照表の作成

事業運営安定資金

貸借対照表を作成する前に、事業運営安定資金の取り扱いを決めておきたい。

事業運営安定資金とは、企業の積立金にあたるもので、貸借対照表上の資本である。政管健保も、必要に応じて事業運営安定資金を取り崩したり、また利益の一部を積み立てたりしている。

問題は、この事業運営安定資金に2つの異なった数字が存在することである。

これまで述べてきたように、1997（平成9）年度までの事業年報には、政管健保のほぼ全貌が記載されていた。このときに掲載されていた事業運営安定資金は図表2-2-5の（B）7,425億円である。ところが1998（平成10）年度の事業年報には、健康勘定の単年度収支の部分しか掲載されていない。ここに記載されている1997年度の事業運営安定資金は（A）6,857億円である。（B）に比べ、500億円以上も少なくなってしまっている。

図表2-2-5. 政府管掌健康保険／事業運営安定資金

1998（平成10）年度以降の事業年報		金額単位：億円			
		95年度	96年度	97年度	98年度
健康勘定単年度収支		-2,783	-4,193	-950	34
国庫補助繰延べ返済分		0	1,543	1,413	0
（A）事業運営安定資金		8,914	6,260	6,857	6,932

1997（平成9）年度までの事業年報		金額単位：億円		
		95年度	96年度	97年度
① 収支差引		-139	-35	668
利益処分案	② 事業運営安定資金より受入（取崩）	2,000	2,600	0
	③ 事業運営安定資金から補足（取崩）	250	203	0
	④ 事業運営安定資金へ繰入（繰入）	66	86	613
	⑤ 翌年度へ繰越	66	82	55
	（B）決算後の事業運営安定資金 =前期（B）-②-③+④	9,529	6,812	7,425

2つのうち、どちらかというと（B）の信頼性が高い。なぜなら、前期末の残高から取り崩しをし、さらに利益の中から積み増し（繰入）をするという計算をしてみると、今期末の残高に一致するからである。（A）では単年度収支の不足分を補填するために国庫繰延べ補助分をつぎ込む、という計算になるが、残高は一致しない。

おそらく、(B) が医療保険事業の全体（単年度収支／その他や業務勘定の医療保険事業分も含んだもの）であり、(A) が一部分なのであろう。1998（平成10）年度以降は医療保険事業全体の数字が把握できなくなった。このため、以下の企業会計B/Sでは、やむを得ず（A）の事業運営安定資金を用いることとするが、政管健保が故意に事実を隠していると思われても仕方がないと思われる。

貸借対照表

政管健保は、事業年報に貸借対照表を掲載していない。そのため、判明している限りの費用を貸借対照表に表した（図表2-2-6）。判明している費目は、保険料の未収金、国庫補助で過去に収入があるはずであったもののうちまだ支払われていないもの、累積債務残高、事業運営安定資金、当期末処分利益である。

また、固定資産は事業年報には何も記載されていないが、国有財産情報公開システム⁴から社会保険庁の資産をダウンロードし、推計した。

図表2-2-6. 政府管掌健康保険 貸借対照表（企業会計B/S）

金額単位：億円

	97年度	98年度	前年比 (%)	備考
保険料未収金	1,203	1,357	112.9	収納未済額
国庫補助未収金	4,183	4,183	100.0	国庫補助繰入れ特例措置の元本
流動負債	5,386	5,540	102.9	
固定資産	3,571	3,571	100.0	推計
資産	8,956	9,111	101.7	
流動負債			—	
固定負債	14,792	14,792	100.0	累積債務残高
負債	14,792	14,792	100.0	
事業運営安定資金残高	6,857	6,932	101.1	
当期末処分利益	855	408	47.7	
資本	7,712	7,340	95.2	
資本・負債	22,504	22,132	98.3	
正味財産（資本）	7,712	7,340	95.2	

固定資産の求め方

国有財産情報公開システムには、厚生保険特別会計全体（健康保険、厚生年金、児童手当）の固定資産が示されている。これを1998（平成10）年度決算の歳出額比率により按分し、98,97年度ともに同じ数字を置いた（97年度分の公開が終了しているため）。

4 国有財産公開システム <http://www.kokuyuzaisan.go.jp/kokuyu/pc/start.html>

(6) 正味財産の分析

貸借対照表では資産と資本・負債の額は同じにならなければならない。ところが、図表2-2-6の貸借対照表を見てわかるとおり、資産は資本・負債の合計に比べてかなり少ない。これは、このほかにも資産があることを意味している。本来、正味財産とは資産から負債を差し引いたものであるが、資産を十分に把握できないため、ここでは、資本をもって正味財産と見なしている。

政管健保の正味財産は、事業運営安定資金の増加にともなって、年々増加している。1998(平成10)年度の正味財産は7,340億円である。このうち事業運営安定資金は、前年度比75億円増の6,932億円になっている。一方、1998年度には14,792億円の借入金がある⁵。借入金(累積債務)は、1973(昭和48)年度末における政管健保の累積赤字と1984(昭和59)年度に廃止された旧日雇健康保険事業に関する累積赤字で、いわば旧制度下の負の遺産である。一般会計の負担で償還されることになっているが、財政状況が厳しいため、償還は行われておらず、毎年利息だけが補填されている。損益計算書の分析でも述べたように、1998(平成10)年度の支払利息は216億円である。仮に、事業運営安定資金の6,932億円を返済にあてるとすると、借入金は7,860億円にまで減る。利率が同じであるとすれば、支払利息も101億円減って115億円になる。

5 大蔵省資金運用部から借り入れている。

参考2-2-1. 政管健保／損益計算書の組み替えについて

金額単位:億円

事業年報での費目	組み替え後の費目	1998年度				
				健康勘定	業務勘定	合計
		単年度 収支	その他			企業 会計 P/L
健康勘定から受入	(健康勘定と相殺)			0	1,562	1,562
保険料収入*	売上高	60,524		60,524		60,524
国庫補助		8,980	216	9,196	550	9,746
本来事業分	売上高	8,980		8,980		8,980
繰延べ返済分	特別利益 (98年度はない)			0		0
借入金利子補填	売上高		216	216		216
調整額	"			0		0
事務費	"			0	550	550
借入金	損益は発生しない		14,792	14,792		14,792
事業運営安定資金受入	事業運営安定資金取崩			0		0
前年度から繰入	前期繰越利益			0	55	55
その他	売上高	301		301	95	396
収入計		69,805	15,008	84,813	2,262	87,075
保険給付費	売上原価	43,187	0	43,187		43,187
医療給付費		37,892		37,892		37,892
現金給付費		5,295		5,295		5,295
老人保健拠出金	売上原価	20,769		20,769		20,769
退職者給付拠出金	"	4,215		4,215		4,215
事務費	販売費・一般管理費			0	802	802
保健事業費	"			0	834	834
福祉事業費	"			0	426	426
借入金償還金 (償還金－借入金)	損益は発生しない 支払利息		15,008	15,008		15,008
その他		1,600	0	1,600	0	1,600
業務勘定へ繰入	(業務勘定と相殺)	1,562		1,562		1,562
緒支出金	販売費・一般管理費	38		38		38
支出計		69,771	15,008	84,779	2,062	86,841
収支差引		34	0	34	200	234
						234

* ここでの数字は現金収入の額。組み替え後の企業会計P/Lでは、未収金も含めた本来とるべき額を採用している。

3. 組合管掌健康保険の財務状況

(1) 会計の仕組み

健康保険組合は、毎年、事業報告¹と財産目録を公示しなければならないことになっている（健康保険法施行規則第38条）。個々の組合の決算を連結したものは、「組合決算概況報告」や「健康保険組合事業年報」として、健康保険組合連合会（以下、健保連）より公表される。厚生省の監修を経た事業年報の発行には、決算後2年近くを要している。

健康保険組合の会計は、一般勘定と介護勘定からなる。本報告は介護保険導入前の1998（平成10）年度を対象としているので、この時点では一般勘定のみである。

事業年報を紐解くと、決算の内容が次のように掲載されている²（図表2-3-1）。

図表2-3-1. 組合健保の会計（1998年度）

：経常収入または経常支出の費目		金額単位：億円
健康保険収入	57,916	事務費 1,431
調整保険料収入	846	保険給付費 32,150
繰越金	581	拠出金 20,937
繰入金	1,307	保健事業費 3,591
組合債	1	組合債費 4
寄付金	10	還付金 10
国庫補助金収入	417	営繕費 260
病院診療所収入	577	病院診療所費 810
訪問看護事業収入	1	訪問看護事業費 1
老人保健施設収入	6	老人保健施設費 8
財政調整事業交付金	729	財政調整事業拠出金 841
雑収入	1,081	連合会費 31
		積立金 74
		財政運営安定化資金 10
		再審査調整金 97
		その他 30
収入合計	63,474	支出合計 60,286
経常収入合計	59,580	経常支出合計 59,175

注：繰入金のうち退職積立金繰入は経常収入に含む。

雑収入のうち不用財産等売払代は経常収入から除く。

事業年報の決算

公表されている決算の一番下の欄をまとめると、次のようになる（A B C Dは筆者がつけた）。

A - B（以下、一般収支差と呼ぶ）は、一般にいわれる当期末処分利益であり、この金額を対象として利益処分が行われる。

C - D（以下、経常収支差と呼ぶ）は、一般企業の経常利益に近い概念である。

1 事業報告の内容は、事業主や被保険者の状況、固定資産の利用状況、決算残金処分（収入、支出、準備金、積立金、翌年度繰越金）、財産の異動状況などである。

2 紗掛けは筆者がつけた。

収入 A 63,474	支出 B 60,286	一般収支差 3,188億円
経常収入 C 59,580	経常支出 D 59,175	経常収支差 405億円

このうちマスコミで報道されるのは経常収支差の部分である。

収入と経常収入

収入Aとはその年のすべての収入を指す。収入Aの内訳に記載されている繰入金は積立金からの取り崩しのことであり、雑収入のうちの不用財産等売払代とは固定資産や消耗品の売却益のことである。

経常収入Cとは、収入Aから調整保険料収入、繰越金、繰入金（退職積立金を除く）、組合債、寄付金、国庫補助金収入、財政調整事業交付金、雑収入のうち不用財産等売払代を除いた額をいう。

なお収入Aの中の保険料収入は「現金主義」で捉えたもので、経常収入Cの保険料収入は「発生主義」で捉えたものである。たとえば、収入Aの保険料には、過去にとるべき分であって当年度に現金収入があったものも含まれる。経常収入Cの保険料からは過去の分は除かれ、そのかわり現金収入はまだないが当年度に得るべき金額が対象とされている。同じ保険料収入といつても異なる数字が用いられているのである。

支出と経常支出

支出Bとはその年のすべての支出である。支出Bの内訳に記載されている営繕費とは固定資産の購入費のことである。企業会計では、固定資産の購入に要した費用は耐用年数の間、定額または定率で減価償却費として計上されるが、組合健保の場合は、取得費用を一括計上する。また、財政運営安定化資金とは積立金への繰り入れのことである。積立金への繰り入れも、企業会計のルールでは費用として差し引かれるものではなく、利益があった場合にその利益から繰り入れられるものである。繰り返しになるが、保険者の会計は現金の出入りに着目しているので、不用財産等売払代や財政運営安定資金も支出に含まれている。また積立金という用語は、企業会計でいう積立金への繰り入れに見えるが、ここでは減価償却費にあたるものである³。

経常支出Dとは、支出Bから、営繕費（企業の修繕費のように見えるが、固定資産の取得費用のことである）、財政調整事業拠出金、財政運営安定化資金を差し引いた額をいう。

経常収入と経常支出は「発生主義」で記載されているので、これを当期純利益と見なして良いようにも思われる。ところが、経常収入には、国庫補助金収入は含まれていない。国庫補助金も一定のルールに従って事業運営上得られた収入であるから、売上高とするのが妥当である。このこともあって、組合健保についてもあらためて企業会計原則による損益計算書を作成した。

3 組合健保の会計では、土地や建物の取得費用を営繕費として一括で費用化している。ただし、準備金として保有している固定資産については、毎年の減価償却費相当額を「積立金」として支出に計上している。

(2) 損益計算書の作成

1998（平成10）年度の企業会計P/Lの当期純利益は1,339億円の黒字である（図表2-3-2）。事業年報から企業会計P/Lへの組み替えの詳細は別表（29頁／参考2-3-1）に示すとおりである。

図表2-3-2. 組合管掌健康保険 損益計算書（企業会計P/L）

金額単位：億円

	97年度	98年度	百分比 (%)	前年比 (%)
I 売上高	60,762	61,085	100.0	100.5
健康保険収入	57,586	57,925	94.8	100.6
保険料	57,244	57,595	94.3	100.6
特別保険料	285	286	0.5	100.2
国庫負担金収入	57	44	0.1	77.2
その他	0	0	0.0	114.4
調整保険料収入	849	846	1.4	99.7
国庫補助金収入	354	373	0.6	105.5
病院診療所等収入	569	584	1.0	102.6
病院診療所収入	565	577	0.9	102.1
訪問看護事業収入	0	1	0.0	188.2
老人保健施設収入	4	6	0.0	173.5
施設利用料収入	460	452	0.7	98.3
雑収入	172	175	0.3	101.9
財政調整事業交付金	773	729	1.2	94.3
II 売上原価	53,823	53,939	88.3	100.2
保険給付費	33,585	32,151	52.6	95.7
医療給付費	30,050	28,700	47.0	95.5
その他の給付費	3,535	3,451	5.6	97.6
拠出金	19,384	20,937	34.3	108.0
老人保健拠出金	15,678	17,107	28.0	109.1
退職者給付拠出金	3,693	3,822	6.3	103.5
日雇拠出金	12	7	0.0	62.4
財政調整事業拠出金	845	841	1.4	99.6
還付金	9	10	0.0	104.3
売上総利益	6,940	7,146	11.7	103.0
III 販売費及び一般管理費	6,546	6,365	10.4	97.2
事務費	1,425	1,431	2.3	100.5
保健事業費	3,647	3,584	5.9	98.3
減価償却費	421	373	0.6	88.6
病院診療所費	801	810	1.3	101.1
訪問看護事業費	0	1	0.0	207.2
老人保健施設費	4	8	0.0	189.3
連合会費	31	31	0.1	99.3
再審査調整金	134	97	0.2	72.3
その他	81	30	0.0	36.7
営業利益	394	781	1.3	198.2
IV 営業外収益	405	380	0.6	93.8
利子収入	405	380	0.6	93.8
V 営業外費用			0.0	—
経常利益	799	1,161	1.9	145.3
VI 特別利益	180	177	0.3	98.4
寄付金	8	10	0.0	116.8
退職金取崩	52	56	0.1	107.5
特別事業助成金	41	43	0.1	105.7
固定資産売却益	78	68	0.1	86.6
VII 特別損失			0.0	—
当期純利益	979	1,339	2.2	136.7
前期繰越利益（繰越金）	588	581	1.0	98.8
当期末処分利益	1,568	1,920	3.1	122.5
老人保健拠出金確定額	16,459	17,243		
企業会計P/Lの拠出金との差	781	136 a		
修正当期純利益	198	1,203	—当期純利益—	

* 老人保健拠出金精算分：健保連調べ

企業会計P/Lと事業年報とが違う理由

企業会計P/Lの1998（平成10）年度の当期純利益1,339億円は、経常収支差405億円に比べて、934億円も大きい。この差は、以下の理由によるものである⁴。

- ア) 経常収入に含まれていない調整保険料収入、国庫補助金収入、財政調整事業交付金を売上高とした。いずれも事業活動に対して得ている収入である。
- イ) 経常収入に含まれていない寄付金、特別事業助成金を特別利益とした。
- ウ) 経常収入では雑収入の内訳がわからない。収入Aは雑収入の内訳が判明しているので、これから売上高や営業外収益に該当する収入を外す方法で見直した。
- エ) 経常支出の保健事業費に含まれる貸付金は現金が動いているだけである。損益は発生しないので、支出とは見なさない。
- オ) 建物およびその他財産の残高が当年度に減少した分298億円と積立金⁵を合わせて減価償却費とした。積立金はもともと経常支出に含まれているので、ここでは298億円が増える。
- カ) 財政調整事業拠出金は経常支出には含まれていないが、例年経常的に支出されている費用であることから、売上原価とした。
- キ) 経常収入の雑収入と同様、支出Bをもとに見直した。

図表2-3-3. 公表ベースとの差異

金額単位：億円

	97年度	98年度
(A) 事業報告の経常収支差	-17	405
ア) 調整保険料収入	849	846
国庫補助金収入	354	373
財政調整事業交付金	773	729
イ) 寄付金	8	10
特別事業助成金	41	43
ウ) 雜収入の見直し	74	61
(B) 収入計 (ア+イ+ウ)	2,099	2,063
エ) 貸付金	-4	-7
オ) 減価償却費	325	298
カ) 財政調整事業拠出金	845	841
キ) 雜支出の見直し	-62	-4
(C) 支出計 (エ+オ+カ+キ)	1,103	1,129
企業会計P/Lの当期純利益	979	1,338
= (A) + (B) - (C)		

4 四捨五入差のため億円単位では計算が一致しない（以下、同様）。

5 「積立金」というと積立金への繰入のように思われるが、ここでいう「積立金」とは、注3にも記載したとおり、減価償却費に相当するものである。

(2) 損益計算書の分析

1998（平成10）年度の企業会計P/Lでの当期純利益は、1,339億円である。前年度に比べて、360億円黒字幅が増えた。売上高がやや増え（対前年度100.5%）、売上原価がほぼ横這いに止まつたので売上総利益で206億円増加した。さらに販売費及び一般管理費が181億円減少したので、営業利益は前年度に比べて387億円多い781億円の黒字である。

売上高では、保険料収入が前年度に比べて351億円増加したが、増加率で見ると0.6%で、ほぼ横這いである。

売上原価では、保険給付費が前年度に比べて4.3%減少している。これは、1997（平成9）年9月に被保険者本人の一部負担金が1割から2割に引き上げられ、これに伴って保険者の負担が9割から8割に減ったためである。拠出金は、老人保健拠出金が前年比9.1%増、退職者給付拠出金が前年比3.5%増となり、あわせて1,558億円増加した。その結果、日雇労働者の拠出金も合わせた拠出金の合計額は2兆円を超えている。実に保険料収入の3分の1以上が拠出金に回されていることになる。

販売費及び一般管理費はやや減少している。中でも施設利用料収入が減少していることや保健事業費の支出が減少していることから、関連事業が縮小に向かっていることがうかがえる。直営保養所では1997年度△374億円の赤字⁶を出していたが、1998（平成10）年度には△353億円の赤字に縮小した。しかし、病院および診療所については、1997年度に△236億円の赤字、1998年度に△235億円の赤字と、ほとんど改善されていない。保養所と病院および診療所の赤字は合計△588億円である。また人件費や経費などの事務費は前年度から微増している。

老人保健拠出金についての留意点

組合健保の当期純利益は、より厳密に企業会計のルールを適用すると1,203億円の黒字になる（図表2-3-2の下欄）。最初に計算した当期純利益1,339億円よりも136億円小さい。これはなぜだろうか。

毎年の老人保健拠出金は、概算で支払基金から請求されるものである⁷。実際に老人保健のためにかかった費用は2年後に確定し⁸、請求される。老人医療費は概算額よりも確定額の方が必ずといってよいほど大きくなるので、2年後には2年前の拠出金の追加分を合わせて支払わなければならない。企業会計の原則では、そもそも2年前の時点で確定額を売上原価とし、そのうちまだ支払っていない分を貸借対照表の未払費用とする。この方法で計算しなおしたもののが1,203億円である。最初の企業会計P/Lの当期純利益より利益は小さくなる。

6 施設使用料収入から直営保養所費を差し引いたもの。

7 支払基金は厚生省の予算に基づき、請求する。

8 数字自体はx年度の決算直後（診療報酬を支払った後）に確定できるので、x+1年度の早い時期には明らかになっている。しかし、その時点では、すでにx+1年の予算はスタートしているので、x+2年の予算に織り込むことになる。

今回組み替えた企業会計P/Lでは、老人保健拠出金を確定額ではなく、概算額のままインプットしている。なぜなら現状では、個別保険者の確定額を「一般に公開していない」（支払基金）からである。このため、事業年報やその他の公表資料からは把握できない。本報告書では公開データから財務分析を行うことを基本スタンスとしているので、別途確認できた組合健保での計算結果を記載し、このような費用があることを注記するに止めている。

(3) 利益処分計算書の作成

利益処分計算書についても企業会計のルールに則ったものを作成した（図表2-3-4）。利益処分計算書は、損益計算書と貸借対照表とをつなぐものである。しかし、今回作成した利益処分計算書と企業会計P/L・B/Sの数字は完全には一致しない。

たとえば、健保連の決算概況報告には「決算処分内訳」が記載されている（図表2-3-4の①）。これは企業の利益処分計算書に相当するものである。ところが、図表2-3-4の①と実際の準備金・積立金の増減額である②との間には乖離がある。その理由は以下のようなところにあると考えられる。

- ア) 健保連がとりまとめている数字は、複数の組合の決算を合算したものである。現実には、前期末をもって解散する組合や新設される組合があり、前期末の数字がそのまま今期首の数字とはならない。
- イ) 損益計算書はできるだけ「発生主義」の原則で作成するよう努めたが、完全ではない。そのため、損益計算書と貸借対照表をつなぐ利益処分計算書でギャップが生じている。

本報告では、①の決算残金処分内訳をもとに利益処分計算書③を再整理した。

図表2-3-4. 利益処分計算書の作成

① 「組合決算概況報告」表27決算残金処分内訳

金額単位:億円

	97年度	98年度
一般収支差引	3,123	3,188
準備金	475	322
別途積立金	2,056	1,954
繰越金	586	901
退職積立金	1	1
財政調整事業繰越金	5	8
その他	1	2

② 「組合決算概況報告」表28準備金・別途積立金等の異動状況

金額単位:億円

	97年度					98年度				
	前期末	増加	増加後	減少	期末	前期末	増加	増加後	減少	期末
準備金	12,598	903	13,501	154	13,347	13,273	367	13,640	129	13,511
別途積立金	20,536	3,102	23,638	1,468	22,169	22,035	2,043	24,078	1,144	22,933
土地	1,824	133	1,957	9	1,948	1,978	60	2,038	13	2,025
建物	4,609	314	4,923	199	4,724	4,700	142	4,842	185	4,657
退職積立金	624	62	686	61	625	622	63	685	58	627
その他	950	135	1,085	126	959	978	99	1,077	114	963
合計	41,140	4,649	45,790	2,017	43,772	43,586	2,774	46,360	1,643	44,717

③ 組合管掌健康保険／利益処分計算書

金額単位:億円

	97年度	98年度
当期末処分利益	1,568	1,920
(+)準備金取崩	156	112
(+)別途積立金取崩	1,468	1,137
(+)その他取崩	25	2
(-)準備金	475	322
(-)別途積立金	2,056	1,954
(-)その他	7	11
不明	94	-17
次期繰越利益	586	901

} ①を採用

(4) 貸借対照表の作成

貸借対照表は、「組合決算概況報告」に掲載されている準備金・別途積立金等の異動状況、準備金・別途積立金の保有状況から作成した。その結果、1998（平成10）年度の正味財産は37,652億円となった。

図表2-3-5. 組合管掌健康保険 貸借対照表（企業会計B/S）

金額単位：億円

	97年度	98年度	百分比 (%)	前年比 (%)
預貯金・信託	26,874	24,129	60.0	89.8
未収金	71	73	0.2	103.7
流動資産	26,945	24,202	60.1	89.8
土地	2,410	2,246	5.6	93.2
建物	4,802	4,709	11.7	98.1
国債・社債等債権	6,630	7,116	17.7	107.3
基金委託金	1,283	863	2.1	67.3
出資金	12	13	0.0	112.4
その他	1,136	1,090	2.7	96.0
固定資産	16,274	16,038	39.9	98.5
資産計	43,218	40,240	100.0	93.1
未払金	149	95	0.2	63.8
未払老人保健拠出金	1,712	1,848	4.6	107.9
退職給与引当金	625	627	1.6	100.4
組合償還未済金	20	18	0.0	89.8
負債	2,505	2,588	6.4	103.3
法定準備金	13,347	13,511	33.6	101.2
別途積立金	22,169	22,933	57.0	103.4
当期末処分利益	1,568	1,920	4.8	122.5
資本	37,084	38,364	95.3	103.5
不明	3,629	-712	-1.8	-19.6
資本・負債	43,218	40,240	100.0	93.1
正味財産（資産-負債）	40,713	37,652	93.6	92.5

* 法定準備金・別途積立金は、異動状況の期末残高を転記した。

(5) 正味財産の分析

正味財産は、資産から負債を引いたもので、貸借対照表が正しければ、資本と同じ金額になる。ここでは利益処分計算書のところでも理由を述べたように完全には一致しない。しかし、正味財産の主なものが、法定準備金と別途積立金であることに変わりはない。

1998（平成10）年度の法定準備金は前年度末から164億円増えて13,511億円に、別途積立金は764億円増えて22,933億円になっている。法定準備金と別途積立金合計で36,444億円であり、前年度末に比べ合計928億円増えている。

参考2-3-1. 組合健保／損益計算書の組み替えについて

収入（単位：億円）

企業P/L=企業会計P/Lの作成に使用した数字

費目	考え方	1998年度		
		一般	経常	企業P/L
保険料（一般保険料）		57,585	57,595	57,595
特別保険料	過年度未収金を除き、当年度未収金を含む経常収入を採用し、売上高とする	286	286	286
国庫負担金収入		44	44	44
その他		0	0	0
保険料収入小計		57,916	57,925	57,925
調整保険料収入	売上高	846		846
繰越金	前期繰利益	581		581
準備金限度内部分繰入	準備金取崩	104		104
準備金限度外部分繰入	"	8		8
準備金不動産保有部分繰入	"	1		1
退職積立金繰入	特別利益（退職金取崩）	56	56	56
別途積立金繰入	積立金取崩	1,137		1,137
その他	その他の取崩	2		2
繰入金小計		1,307	56	1,307
厚生年金還元融資	元本と利息の内訳が判明しておらず、金額も小さいので、損益計算書からは全額を除く（損益は発生していないと見なす）	0		
事業主融資		1		
その他		0		
組合債小計		1	0	0
寄付金	特別利益	10		10
給付費臨時補助金	売上高	68		68
拠出金負担助成金	売上高	305		305
老人保健拠出金事業助成金	損益は発生しない	1		
特別事業助成金	特別利益	43		43
国庫補助金収入合計		417	0	416
組合員診療収入		16		16
老人保健加入者診療収入		148		148
員外診療収入		333		333
その他		81		81
病院診療所収入小計	売上高	577		577
訪問看護事業収入	"	1	577	1
老人保健施設収入	"	6	1	6
財政調整事業交付金	"	729	6	729
利子収入	a 営業外収入	380		380
施設利用料収入	b 売上高	452		452
不用財産等売払代	c 固定資産売却益（特別利益）	68		68
高額医療貸付回収金	d 損益は発生しない	7		
在宅療養支援資金貸付金回収金	e 損益は発生しない	0		
その他	= 経常収入雑収入合計 - Σ (a~e)	175		175
雑収入小計		1,081	1,014	1,075
合計		63,474	59,580	63,475

支出（単位：億円）

企業P/L=企業会計P/Lの作成に使用した数字

	考え方	1998年度		
		一般	経常	企業P/L
事務所費 組合会費		1,414 17		
事務費小計	販売費・一般管理費	1,431	1,431	1,431
医療給付費 その他の給付費		15,183 1,473		
被保険者分小計		16,656		
医療給付費 その他の給付費		13,516 1,027		
被扶養者分小計		14,543		
医療給付費計 その他の給付費計	過年度未払が除かれ、当年度未 払が含まれる経常支出を採用 し、売上原価とする	28,699 2,500 31,200	28,700 2,500 31,200	28,700 2,500 31,200
法定給付費小計 a				
被保険者分 被扶養者分		544 406		
付加給付小計 b	売上原価	951	951	951
保険給付費小計=a+b		32,150	32,151	32,151
老人保健拠出金 退職者給付拠出金 日雇拠出金		17,107 3,822 7	17,107 3,822 7	17,107 3,822 7
拠出金小計	売上原価	20,937	20,937	20,937
保健指導宣伝費 疾病予防費 体育奨励費 在宅療養支援事業費 特別事業費 直営保養所費 高額医療費貸付金 在宅療養支援資金貸付金 その他	(損益は発生しない) (損益は発生しない)	291 1,824 183 6 78 805 7 0 397		291 1,824 183 6 78 805 7 0 397
保健事業費小計	販売費・一般管理費	3,591	3,591	3,584
組合債費 還付金 營繕費 減価償却費 病院診療所費 訪問看護事業費 老人保健施設費 財政調整事業拠出金 連合会費 積立金 財政運営安定資金 再審査調整金 その他*	(損益は発生しない) 売上原価 (損益は発生しない) 建物・その他の当該年度減額分 販売費・一般管理費 " " " " 売上原価 販売費・一般管理費 營繕費で取得した設備の減価償却費 積立金繰入(利益処分) 販売費・一般管理費 "	4 10 260 810 1 8 841 31 74 10 97 30		10 298 810 1 8 841 31 74 10 97 149 30
合計		60,285	59,175	60,314

* 経常支出のその他は連合会費、積立金などを含んだ数字

4. 船員保険の財務状況

(1) 会計の仕組み

船員保険の決算は、疾病、年金、失業分の保険料と保険給付費が区別して記載されている。しかし、福祉事業費や事務費は船員保険全体のものしかわからない。ここでは、保険料と保険給付費については疾病分とその他とを区分し、販売費及び一般管理費にあたる部分については全体で捉えて、財務諸表を作成した。

(2) 損益計算書の作成

船員保険では、特に発生主義で把握できるものはない。ここでは、事業年報の収支状況に記載されている数字をそのまま用いて、企業会計原則に基づく損益計算書にインプットしなおした（図表2-4-1）。

(3) 損益計算書の分析

疾病分に着目すると売上総利益は前年と同じ7億円の黒字である。前年度に比べ売上高が33億円減ったが、売上原価も33億円減少している。

船員保険全体では、売上高が57億円減少したが、売上総利益ではなお182億円の黒字である。売上原価は概ね減少しているが、失業給付費だけが増加している。販売費及び一般管理費は前年比97.7%に減少したものの239億円に上っており、当期純損失は△13億円の赤字である。これに前期繰越利益を加えた当期末処理損失は△11億円の赤字で、積立金を取り崩して補填されている。

(4) 正味財産の分析

船員保険では、貸借対照表の項目としては積立金しか判明していないので、これと当期末処分利益を合算した資本をもって正味財産と見なす（図表2-4-2）。正味財産は、1997（平成9）年度は1,229億円、1998（平成10）年度は当期損失の赤字を補填したことから1,204億円に減っている。

図表2-4-1. 船員保険 損益計算書（企業会計P/L）

金額単位:億円

	97年度		98年度		百分比 (%)	前年比 (%)		
	疾病	その他	疾病	その他				
I 売上高	607	345	952	574	321	895	100.0	94.0
保険料	577	296	873	544	275	819	91.5	93.8
疾病分	577		577	544		544	60.7	94.3
年金分		150	150		140	140	15.6	93.0
失業分		80	80		75	75	8.3	92.8
その他		65	65		61	61	6.8	93.2
国庫負担	30	33	63	30	31	61	6.9	97.4
その他		16	16		15	15	1.6	91.8
II 売上原価	599	122	721	567	146	712	79.6	98.8
保険給付費	425	122	547	393	146	539	60.2	98.5
疾病給付分	425		425	393		393	43.9	92.5
年金給付分		35	35		36	36	4.0	102.5
失業給付分		87	87		110	110	12.3	126.5
老人保健拠出金	149		149	148		148	16.5	99.3
退職者給付拠出金	26		26	26		26	2.9	100.9
売上総利益	7	223	231	7	176	182	20.4	79.1
III 販売費及び一般管理費		245	245		239	239	26.7	97.7
福祉事業費		66	66		63	63	7.1	96.3
事務費		26	26		25	25	2.8	96.8
その他		154	154		151	151	16.9	98.4
営業利益（損失）		-22	-14		-64	-57	-6.3	-
IV 営業外収益		46	46		44	44	4.9	94.7
V 営業外費用			0			0	0.0	
経常利益（損失）		24	32		-20	-13	-1.5	-
VI 特別利益								
VII 特別損失								
当期純利益（純損失）		24	32		-20	-13	-1.5	-
前期繰越利益			3			2	0.2	65.3
当期末処分利益（未処理損失）			35			-11		
積立金から補足(取崩)			0			12		
積立金へ繰入			33			0		
次期繰越利益			2			1		

図表2-4-2. 船員保険 貸借対照表（企業会計B/S）

金額単位:億円

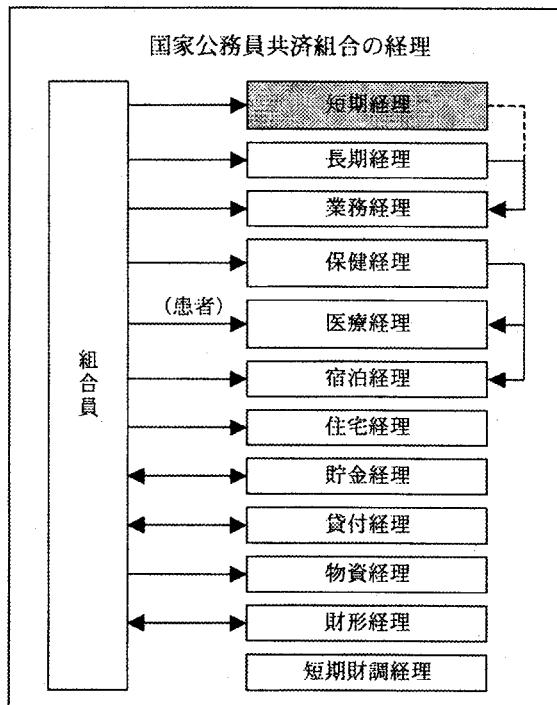
	97年度	98年度	
資産			
負債			
積立金	1,194	1,215	101.7
当期末処分利益	35	-11	
資本	1,229	1,204	97.9
資本・負債			
正味財産	1,229	1,204	97.9

5. 共済組合（国家公務員・地方公務員・私学教職員）の財務状況

(1) 会計の仕組み

共済組合の会計は、国家公務員共済組合を例にとると、右のように多くの経理に区分されている。このうち、「短期経理」と呼ばれる部分が医療保険事業の会計である。「業務経理」は、いわゆるバックオフィスの経理である。「業務経理」は医療保険事業の事務の費用もカバーしている。しかし、業務経理は業務経理自体で組合員から費用を徴収しており、また短期経理からの費用の支出も少ない。そこで以下、「短期経理」の部分のみに焦点を当てていくことにする。

図表2-5-1.共済組合の会計



(2) 損益計算書の作成

共済組合では、発生主義で把握できる数字はない。右の損益計算書は、事業年報と同じ数字を企業会計での費目にインプットしなおしたものである。

共済組合連結（国家公務員・地方公務員・私学教職員を連結したもの）

企業会計P/Lにおける1998（平成10）年度の当期純損失は△60億円の赤字である。

図表2-5-2. 共済組合 連結損益計算書（企業会計P/L）

金額単位：億円

	97年度	98年度	百分比 (%)	前年比 (%)
I 売上高	17,413	17,735	100.0	101.8
掛金	9,380	9,569	54.0	102.0
負担金	7,606	7,741	43.6	101.8
国庫補助金	24	28	0.2	115.9
その他	404	397	2.2	98.3
II 売上原価	17,672	17,872	100.8	101.1
保健給付	10,980	10,614	59.9	96.7
保健給付	9,829	9,486	53.5	96.5
その他の給付	1,151	1,128	6.4	98.0
老人保健拠出金	4,872	5,326	30.0	109.3
退職者給付拠出金	1,307	1,355	7.6	103.7
その他	513	576	3.2	112.2
売上総利益	-259	-137	-0.8	—
III 販売費及び一般管理費	12	40	0.2	334.8
営業利益（損失）	-271	-177	-1.0	—
IV 営業外収益	142	116	0.7	82.0
V 営業外費用	1	1	0.0	130.7
経常利益（損失）	-129	-61	-0.3	—
VI 特別利益	2	2	0.0	99.0
VII 特別損失	1	1	0.0	46.5
当期純利益（純損失）	-129	-60	-0.3	—
前期繰越利益	152	140	0.8	92.0
当期末処分利益	23	80	0.5	347.2

以下、各共済組合別の企業会計P/Lを示す。

図表2-5-3. 国家公務員共済組合（短期経理）

損益計算書（企業会計P/L）

金額単位: 億円

	97年度	98年度	百分比 (%)	前年比 (%)
I 売上高	3,875	3,924	100.0	101.3
負担金	1,891	1,915	48.8	101.3
掛金	1,947	1,969	50.2	101.1
国庫補助金	24	28	0.7	115.9
交付金	13	13	0.3	96.0
その他	0	0	0.0	—
II 売上原価	4,011	4,095	104.3	102.1
保健給付	2,447	2,376	60.5	97.1
保健給付	2,209	2,151	54.8	97.4
その他の給付	238	225	5.7	94.7
老人保健拠出金	1,233	1,367	34.8	110.9
退職者給付拠出金	309	321	8.2	103.9
その他	23	31	0.8	135.6
売上総利益	-136	-171	-4.3	—
III 販売費及び一般管理費	0	2	0.0	2,870.4
営業利益（損失）	-136	-172	-4.4	—
IV 営業外収益	26	22	0.6	84.9
V 営業外費用	1	0	0.0	57.4
経常利益（損失）	-111	-151	-3.8	—
VI 特別利益	2	2	0.0	99.0
VII 特別損失	1	1	0.0	46.5
当期純利益（純損失）	-110	-149	-3.8	—
前期繰越利益			0.0	—
当期末処理損失	-110	-149	-3.8	—
(+) 支払準備金取崩	425	411	10.5	96.6
(+) 利益剰余金取崩	96	139	3.5	144.9
(-) 支払準備金繰入	411	401	10.2	97.5

「国家公務員共済組合事業統計年報」(大蔵省主計局)の内容

経常収益	4,326	4,357		100.7
特別利益	2	2		99.0
収益	4,328	4,359		100.7
経常費用	4,423	4,497		101.7
特別損失	1	1		46.5
費用	4,424	4,498		101.7
当期損失金	-96	-139		—

図表2-5-4. 地方公務員共済組合（短期経理）

損益計算書（企業会計P/L）

金額単位：億円

	97年度	98年度	百分比 (%)	前年比 (%)
I 売上高	11,931	12,174	100.0	102.0
負担金	5,715	5,826	47.9	101.9
掛金	5,622	5,755	47.3	102.4
任意継続掛金	204	209	1.7	102.6
組合払込金・拠出金	145	141	1.2	97.0
交付金	171	162	1.3	94.5
その他	75	82	0.7	110.0
II 売上原価	12,098	12,207	100.3	100.9
保健給付	7,481	7,215	59.3	96.4
保健給付	6,734	6,493	53.3	96.4
その他の給付	747	722	5.9	96.6
老人保健拠出金	3,239	3,528	29.0	109.0
退職給付拠出金	888	919	7.5	103.5
その他	490	545	4.5	111.1
売上総利益	-166	-33	-0.3	—
III 販売費及び一般管理費	10	37	0.3	361.7
営業利益（損失）	-176	-69	-0.6	—
IV 営業外収益	112	89	0.7	79.5
V 営業外費用	0	0	0.0	3,340.4
経常利益（損失）	-65	19	0.2	—
VI 特別利益			0.0	—
VII 特別損失			0.0	—
当期純利益（純損失）	-65	19	0.2	—
前期繰越利益	152	140	1.1	92.0
当期末処分利益	87	159	1.3	182.2
支払準備金取崩	1,289	1,257	10.3	97.6
支払準備金繰入	1,257	1,218	10.0	96.9
次期繰越利益	119	198	1.6	166.9

* 次期繰越利益と前期繰越利益が一致しない。個別組合の合算のためと思われる。

「地方公務員共済組合等事業年報」（地方公務員共済組合協議会）の内容

経常費用	12,098	12,207	
繰入金	10	37	他会計への支払い
次年度繰越支払準備金	1,257	1,218	
利益金	119	198	
借方合計（支出）	13,484	13,660	
経常収益	12,043	12,263	
前年度繰越支払準備金	1,289	1,257	
不足金	152	140	
貸方合計（収入）	13,484	13,660	

図表2-5-5. 私学教職員共済組合（短期給付）

損益計算書（企業会計P/L）

金額単位：億円

		97年度	98年度	百分比 (%)	前年比 (%)
I	売上高	1,607	1,637	100.0	101.8
	掛金	1,607	1,637	100.0	101.8
II	売上原価	1,564	1,570	95.9	100.4
	医療給付	887	842	51.5	95.0
	その他の給付	166	181	11.1	109.1
	老人保健拠出金	401	431	26.3	107.4
	退職者給付拠出金	110	116	7.1	105.1
	売上総利益	43	66	4.1	153.8
III	販売費及び一般管理費	2	2	0.1	87.9
	営業利益	41	65	4.0	156.5
IV	営業外収益	5	6	0.4	125.4
V	営業外費用				
	経常利益	46	71	4.3	153.4
VI	特別利益				
VII	特別損失				
	当期純利益	46	71	4.3	153.4
	前期繰越利益				
	当期末処分利益	46	71	4.3	153.4

「私学共済制度事業統計」（日本私立学校振興・共済事業団）の内容

収入	1,612	1,642	
支出	1,566	1,572	
収支差	46	71	

(3) 損益計算書の分析

共済組合連結

共済組合連結では、売上高の伸びが売上原価の伸びを上回ったので、当期純損失は前年度の△129億円から、△60億円の赤字にまで改善した。内容は、国家公務員が赤字、地方公務員と私学教職員が黒字である。共済組合を通じて、老人保健拠出金が前年度に比べて約10%増加したが、一般被保険者の保険給付¹が約5%減少している。

国家公務員共済組合

1998（平成10）年度の当期純損失は△149億円の赤字である。1997（平成9）年度に比べ、さらに赤字額が△39億円増えた。この理由は、主として老人保健拠出金が前年比110.9%となったためである。

なおここでは事務に関する費用（業務経理）を外しているので、販売費及び一般管理費に相当する費用がほとんどない。業務経理分のうちいくらかの部分を医療保険事業に配賦すると、赤字がさらに大きくなる可能性もある。

地方公務員共済組合

当期純利益は19億円の黒字である。1997（平成9）年度の赤字△65億円から黒字に転じている。売上高が対前年度102.0%となり、一方で売上原価の増加は対前年度100.9%に抑えられたことが大きい。売上原価では、老人保健拠出金が対前年度109.0%増加したが、保健給付が96.4%に減少している。

私学教職員共済組合

当期純利益は71億円で、前年度に続いて黒字である。地方公務員共済組合と同様に、売上高の伸びが売上原価の伸びを上回り、前年度より利益が25億円増加している。

1 国家公務員と地方公務員の事業年報で、「保険給付」ではなく「保健給付」となっている部分のこと。

(4) 正味財産の分析

国家公務員共済組合および地方公務員共済組合は、事業年報に貸借対照表を掲載している。しかし、私学教職員共済組合ではこれにあたるものはない。私学教職員共済組合については、毎年の利益の累計が収支差累計として掲載されている。これを剩余金と同じものととらえ、正味財産と見なした。

共済組合連結の正味財産は、1997（平成9）年度6,292億円、1998（平成10）年度 6,241億円である。1997年度から1998年度にかけては、国家公務員共済組合の赤字が影響して、共済組合全体で51億円減少している。

国家公務員共済組合

国家公務員共済組合は、貸借対照表を公表している。支払準備金は、事業年報では固定負債とされているが、企業会計のルールでは剩余金と見るのが妥当である。したがってこの数字を資本の欄に移して、貸借対照表を作成しなおした。その結果、1998（平成10）年度の正味財産は、前年度から150億円減少し、1,183億円となった。この減少分は当期の赤字に相当する分である。

図表2-5-6. 国家公務員共済組合（短期経理）

貸借対照表（企業会計B/S）

金額単位: 億円

		97年度	98年度	百分比 (%)	前年比 (%)
資産	現金・預金	1,091	988	72.5	90.6
	有価証券	304	260	19.1	85.7
	未収金	27	27	2.0	101.6
	未払基金委託金	87	86	6.3	99.5
	その他	0	0	0.0	107.0
	流動資産	1,509	1,362	100.0	90.3
	固定資産			0.0	—
	資産計	1,509	1,362	100.0	90.3
	負債	176	179	13.1	101.7
負債	未払金・未払費用	122	125	9.2	102.4
	預り金	54	54	4.0	100.0
	その他	0	0	0.0	24.9
	流動負債	176	179	13.1	101.7
	固定負債			0.0	—
	負債計	176	179	13.1	101.7
	資本	0	0	0.0	—
	支払準備金	411	401	29.4	97.5
	利益剰余金 (うち当期末処分利益)	922 -110	783 -149	57.4 -11.0	84.9 —
資本・負債計		1,333	1,183	86.9	88.8
正味財産（資産－負債）		1,509	1,362	100.0	90.3
		1,333	1,183	86.9	88.8

地方公務員共済組合

地方公務員共済組合が公表している貸借対照表では、資本と負債が区別されていない。資本・負債は、流動負債、固定負債、支払準備金、基本金（積立金、剰余金）となっている。このうち支払準備金と基本金を資本として、貸借対照表を作成しなおした。1998（平成10）年度の正味財産は4,540億円であり、前年度とほぼ同じである。

図表2-5-7. 地方公務員共済組合（短期経理）

貸借対照表（企業会計B/S）

金額単位: 億円

		97年度	98年度	百分比 (%)	前年比 (%)
	現金・預金	1,849	1,806	36.4	97.7
	有価証券	2,560	2,646	53.3	103.3
	未払基金委託金	282	282	5.7	100.0
	未収金その他	28	18	0.4	64.4
	流動資産	4,719	4,752	95.7	100.7
	固定資産	200	208	4.2	103.8
	基本金不足金	0	7	0.1	—
	資産計	4,920	4,967	100.0	101.0
	短期借入金	0	0	0.0	—
	未払金・未払費用	304	329	6.6	108.1
	その他	103	98	2.0	95.0
	流動負債	407	427	8.6	104.8
	固定負債	0	0	0.0	—
	負債	407	427	8.6	104.8
	支払準備金	1,257	1,218	25	97
	積立金	963	933	19	97
	剰余金 (うち当期未処分利益)	2,292	2,389	48	104
	資本	4,512	4,540	91.4	100.6
	資本・負債計	4,920	4,967	100.0	101.0
	正味財産（資産－負債）	4,512	4,540	91.4	100.6

私学教職員共済組合

貸借対照表の費目は公表されていないため、収支差累計をもって正味財産とした。これは、企業会計の剰余金にあたるものである。1997（平成9）年度は447億円、1998（平成10）年度は518億円である。

6. 支払基金の財務状況

(1) 会計の仕組み

支払基金は、19兆円にも及ぶお金を管理している。そのため、支払基金の会計は非常に細分化された構造になっている。

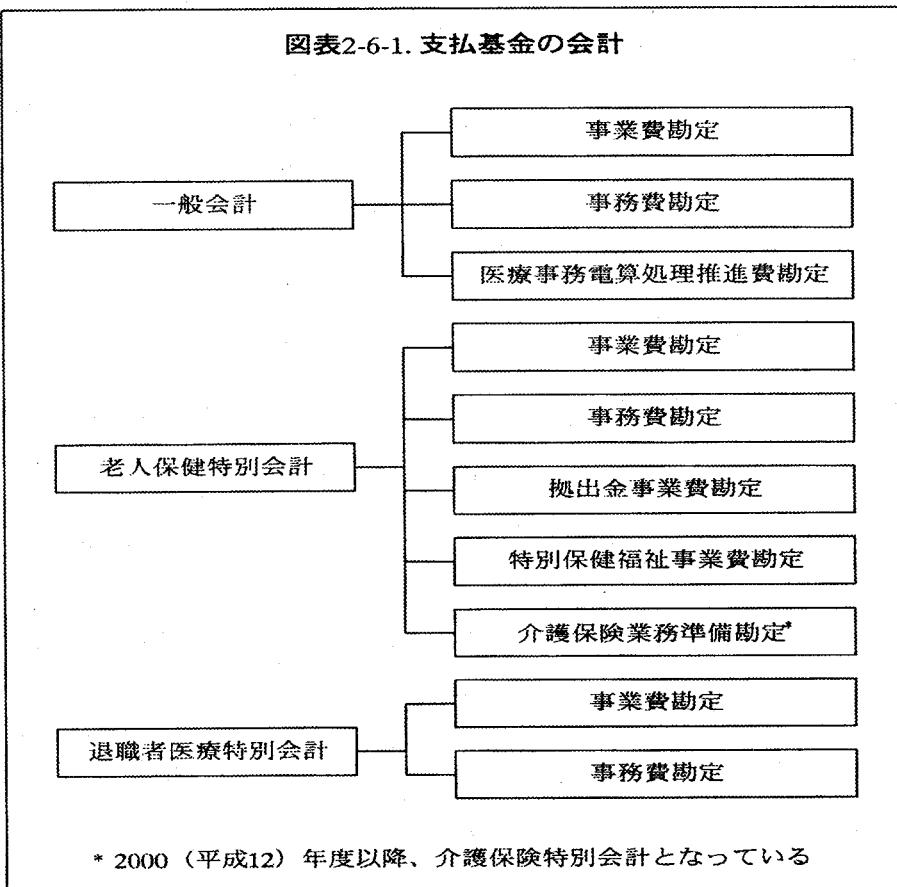
まず、徴収した保険料を納付する形態別に、大きく3つの会計に分かれている。

納付形態	会計
医療給付費	一般会計
老人保健拠出金	老人保健特別会計
退職者医療給付拠出金	老人保健特別会計

それぞれの会計には、事業費勘定と事務費勘定とがある（図表2-6-1）。事業費勘定は、主に医療機関への診療報酬の支払や市町村への交付金の収支である。事務費勘定は、支払基金自体の組織運営についての収支である。審査・支払代行業務の収支も事務費勘定で管理されている。

さらに老人保健特別会計には、拠出金事業費勘定と特別保健福祉事業費勘定とがある。拠出金事業費勘定では、各保険者からの拠出金を財源として老人保健施設（以下、老健施設）や訪問介護ステーションの整備などを進めている。特別保健福祉事業費勘定では、国庫からの補助金をもとに老健施設の整備や在宅介護の推進が図られている。

図表2-6-1. 支払基金の会計



支払基金では、毎年度末に損益計算書と貸借対照表を作成し、一般の閲覧に供しなければならないことになっている（支払基金法第16条）。これにしたがって、支払基金は損益計算書と貸借対照表を勘定別に作成している。勘定別というのは、1998（平成10）年度においては、一般会計事業費勘定、一般会計事務費勘定、老人保健特別会計事業費勘定・・・と、10の勘定（図表2-6-1）の損益計算書と貸借対照表がバラバラに作成されているということである。全体をまとめたものはない。

（2）個別損益計算書の作成

支払基金は、損益計算書を作成することになっている。しかし、実は一般会計事業費勘定の損益計算書が決算報告から欠落している。また、各勘定を単純に合計すると損益計算書と貸借対照表をつなぐキャッシュの流れが一致しない。

そこでここでは、やや仔細にすぎる面もあるが、個々の勘定について企業会計原則による損益計算書を作成することから始め、その後で、事業費、事務費をそれぞれ連結して検討することとする。

一般会計事業費勘定

「利益が0（ゼロ）であるため必要ない」（支払基金）という理由で、一般会計事業費勘定の損益計算書は決算報告に掲載されていない。そこで、収支状況の明細から数字を拾うこととした。

事業年報に掲載されている収入と支出をまとめると以下のようになる。（図表2-6-2）。収入のうち、請求額は今年度請求した額、収入額は実際の現金収入、収入未済額は請求したものの中まだ収入がない部分、そして備考は昨年度の未収金である。昨年度の未収金は今年度の請求額にも含まれている。企業会計のルールに照らせば、今年度の売上高は請求額から昨年度未収金（備考の部分）を差し引いたものとなる。

支出の見方は、収入と逆である。企業会計での売上原価は、今年度支払が確定した額から、その中に含まれている昨年度分の支払額（備考の部分）を差し引いたものになる。

さて、このように計算した今年度の収入から支払額を引いてみると、利益が4億円あることがわかる。これを見る限り、「利益が0（ゼロ）」ではない。

図表2-6-2. 1998（平成10）年度 一般会計 事業費収支状況

単位: 億円

	請求額	収入額	収入未済額	備考	今年度
診療報酬収入及び委託金	114,405	110,876	3,529	3,719	110,685
	支払確定額	支払額	支払済額	備考	今年度
診療報酬支払	113,840	110,781	3,059	3,159	110,681

* 今年度欄は筆者が加えたもの

なぜなら、事業費勘定にはこのほかに、過請求や過払、請求不足や支払不足があり、この分を「調整」しなければならないからである。細かな説明は省略するが、「調整」によって△18億円の損失が増える。先ほどの4億円の利益から、さらに18億円を引くので、この時点で利益は△13億円である¹。

今度は赤字になってしまった。ここで貸借対照表に目を向けてみよう（図表2-6-7）。流動負債の中の預り委託金が13億円減少している。しかし、減少分を裏付ける理由が見当たらない。当期の損失を補うために取り崩されたと見るのが妥当であろう。△13億円の損失に対し、取り崩した13億円を補填すると、ようやく利益は0（ゼロ）となる。「利益が0（ゼロ）」とはいっても、決算報告からは簡単には読み解けないのである。

一般会計事務費勘定

事務費勘定では損益計算書が公表されている。ところが、ここにも問題がある。損益計算書に記載されている事務費収入は732億円である。一方、その明細の頁に記載されている事務費収入は790億円であり、収入に2種類の数字が存在する。損益計算書が整っているのであるから、そこに記載されている732億円の方が確かに見えるかのように見える。ところがどうもそうではないらしい。なぜなら、732億円をもとに企業会計P/Lを作成すると、その結果の利益処分の内容と貸借対照表とが合致しないのである。逆に、790億円を採用して計算すると、損益計算書と貸借対照表との間のつじつまが合う²。そこで、ここでは事務費収入790億円を正とした。

このようにして企業会計ルールに則った損益計算書を作成すると、支払基金一般会計の当期純利益（純損失）は、事業費勘定で△13億円であるが、事務費勘定で20億円の黒字が出ており、合計で7億円の黒字となる（図表2-6-3）。

1 四捨五入差があるため億円単位では一致しないこともある（以下、同様）。

2 過去3年分について確認した。

図表2-6-3. 支払基金 一般会計 損益計算書（企業会計P/L）

金額単位：億円

	97年度			98年度		
	事業費	事務費		事業費	事務費	医療事務
I 売上高	114,829	787	115,617	110,685	801	22
	診療報酬／事務費収入	114,752	777	115,529	110,699	790
	委託金／受託収入	77	11	88	-13	11
	共済組合	-19		-19	-0	
	健康保険組合	97		97	-13	
	その他					22
II 売上原価	114,729	0	114,729	110,681	0	0
売上総利益	100	787	888	4	801	22
III 販売費及び一般管理費	0	800	800	0	819	22
	一般管理費		746	746		763
	退職給与引当金繰入		33	33		34
	減価償却費		20	20		22
	その他					22
営業利益（損失）	100	-12	88	4	-18	0
IV 営業外収益		36	36		38	38
V 営業外費用		0	0		0	0
経常利益	100	24	124	4	20	0
VI 特別利益		1	1		0	0
VII 特別損失		1	1		0	0
税引前当期利益	100	24	124	4	20	0
法人税等			0			0
調整額（加算）**	-23		-23	-18		-18
当期純利益（純損失）	77	24	101	-13	20	0
前期繰越利益	2,394			2,661		
当期末処分利益（未処理損失）	2,472	24	101	2,647	20	0
預り委託金増減	77		77	-13		-13
資産見返勘定戻入		23	23		26	26
積立金取崩		29	29		12	12
資産見返勘定繰入		75	75		57	57
別途積立金		1	1		0	0
次期繰越利益	2,661					

* 資産見返勘定繰入は資産見返勘定の増減より逆算した。

* 「管掌別診療報酬支払状況」「管掌別診療報酬収入状況」「管掌別事務費収入状況」

「事務費勘定損益計算書」他より作成

** 調整額=収入調整額－支払調整額

** 収入調整額

=過請求診療報酬差額（増額）+請求不足診療報酬差額（減額）+請求確定未済診療報酬差額（減額）

** 支払調整額

=過払診療報酬差額（減額）+支払不足診療報酬差額（増額）+支払確定未済診療報酬差額（増額）

(一般会計についての補足)

一般会計事務費勘定の売上高について

事務費勘定には2つの事務費収入（売上高）が存在する。事業年報の売上高732億円と収入決定計算書に記載されている790億円である。このうち後者の売上高を採用したのは次の理由からである。

売上高を790億円と見た場合、732億円との差は58億円である。支出はひとつしかないので、売上高が58億円多いということは利益も58億円多いことになる。そこで貸借対照表を見ると（図表2-6-9）、資産見返勘定の残高が32億円増えている。資産見返勘定は、期中に26億円取り崩されているので、資産見返勘定の残高が32億円増えるためには、あと58億円必要である。そこで、先の58億円を資産見返勘定に繰り入れる（積み増す）。このようにすると利益とその処分内容は合致し、貸借対照表との整合性もとれるのである。

資産見返勘定

ところで資産見返勘定とは何なのだろうか。

資産見返勘定とは、「特殊法人等会計処理基準」³に定められている処理基準である。国庫補助金等で固定資産を取得した場合、固定資産の取得金額を貸借対照表の資産の部に記帳する。これとバランスするように負債の部に同額の費用を計上する。これを資産見返勘定という。固定資産は毎年減価償却されるので、これとバランスする資産見返勘定も、その分減少していく。この減少分は資産見返勘定からの取崩という科目でその年の収益に計上することになっている。

企業会計的に考えれば、収益に取り崩すことができるのは剰余金である。以下、本報告書では資産見返勘定を剰余金とみなし、貸借対照表の資本の欄に組み替えた。

老人保健特別会計

老人保健特別会計については、すべての勘定の損益計算書が公表されている。しかし、老人保健特別会計全体を示すものはない。そこで各勘定の損益計算書を組み替えて、企業会計P/Lを作成した。

老人保健特別会計には、1998（平成10）年度時点で、事業費勘定、拠出金事業費勘定、特別保健福祉事業費勘定、介護保険業務準備勘定、事務費勘定の5つの勘定があった。このうち、拠出金事業費勘定と事務費勘定の費用は事業費勘定から支出されている。これをそれぞれ拠出金事業費勘定と事務費勘定の売上高にすると売上高が重複するので、老人保健特別会計全体の損益計算書を作成するにあたっては、この部分を差し引いた。

3 財政制度審議会公企業会計小委員会による

図表2-6-4. 支払基金 老人保健特別会計 損益計算書（企業会計P/L）

金額単位:億円

	97年度 合計 1-a	98年度							合計 1-a
		事業費	拠出金	特別 保健	介護 保険	事業費 計	事務費	合計1	
I 売上高	62,335	67,735	224	520	1	68,480	17	68,498	68,256
医療費拠出金収入	61,272	67,170	0	0	0	67,170	0	67,170	67,170
事業費拠出金収入	228	224	0	0	0	224	0	224	224
事務費拠出金収入	309	342	0	0	0	342	0	342	342
拠出金精算返還金	-0	-1	0	0	0	-1	0	-1	-1
事務費補助金収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業費勘定からの受入		a 224	0	0	0	224	a 17	241	
助成費補助金収入	523	0	0	520	0	520	0	520	520
助成費返還金	3	0	0	0	0	0	0	0	0
延滞金収入	0	0	0	0	1	1	0	1	1
II 売上原価	65,829	67,415	166	519	0	68,101	0	68,101	68,101
医療費交付金	64,977	67,339	0	0	0	67,339	0	67,339	67,339
事務費交付金	298	332	0	0	0	332	0	332	332
交付金精算返還金	-164	-257	0	0	0	-257	0	-257	-257
助成費	718	0	166	519	0	685	0	685	685
売上総利益	-3,494	320	58	1	1	380	17	397	156
III 販売費及び一般管理費	18	241	0	0	1	243	18	261	19
一般管理費	18	0	0	0	1	2	17	19	19
事務費勘定へ繰入	a 17	0	0	0	0	17	0	17	
拠出金事業費勘定へ繰入	a 224	0	0	0	0	224	0	224	
退職給与引当金繰入	1	0	0	0	0	0	1	1	1
減価償却費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業利益(損失)	-3,513	78	58	0	0	137	-0	136	136
IV 営業外収益	2	0	2	0	0	2	0	2	2
受取利息	2	0	2	0	0	2	0	2	2
雑益・延滞金収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
V 営業外費用	91	116	0	0	0	116	0	116	116
支払利息	91	116	0	0	0	116	0	116	116
経常利益(損失)	-3,602	-38	61	0	0	23	-0	23	23
VI 特別利益									
VII 特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期純利益(純損失)	-3,602	-38	61	0	0	23	-0	23	23
前期繰越利益(損失)									
当期末処分利益(未処理損失)	-3,602	-38	61	0	0	23	-0	23	23
積立金取崩額	10	0	13	0	0	13	1	14	14
資産見返勘定受入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返補助金戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0

* a : 売上高が重複するため、一旦合計1で集計した後、aを差し引いている。

* 「事業費勘定損益計算書」「事務費勘定損益計算書」「拠出金事業費勘定損益計算書」「特別保健福祉事業費勘定損益計算書」「介護保険業務準備勘定損益計算書」より作成

退職者医療特別会計

他の会計と同様の方法で、企業会計原則での損益計算書に組み替えた結果、1998（平成10）年度の当期純損失は△694億円の赤字となった（図表2-6-5）。

図表2-6-5. 支払基金 退職者医療特別会計 損益計算書（企業会計P/L）

金額単位：億円

	97年度		98年度		98年度	
	事業費	事務費	事業費	事務費	合計1	合計2
I 売上高	9,111	10	9,121	9,583	10	9,593
療養給付費拠出金	9,103	0	9,103	9,577	0	9,577
事務費拠出金	10	0	10	10	0	10
拠出金精算返還金	-2	0	-2	-5	0	-5
事業費勘定からの受入	0	10	10	0	10	10
II 売上原価	9,035	0	9,035	10,271	0	10,271
療養給付費交付金	9,152	0	9,152	10,452	0	10,452
拠出金精算返還金	-117	0	-117	-182	0	-182
売上総利益	77	10	87	-688	10	-678
III 販売費及び一般管理費	10	10	20	10	10	10
一般管理費	0	10	10	0	10	10
事務費勘定へ繰入	10	0	10	10	0	10
退職給与引当金繰入	0	0	0	0	0	0
減価償却費	0	0	0	0	0	0
営業利益（損失）	67	-0	66	-698	-0	-698
IV 営業外収益	4	0	4	4	0	4
V 営業外費用						0
経常利益（損失）	70	-0	70	-694	-0	-694
VI 特別利益			0			0
VII 特別損失	0	0	0	0	0	0
当期純利益（純損失）	70	-0	70	-694	-0	-694
前期繰越利益						0
当期末処分利益（未処理損失）	70	-0	70	-694	-0	-694
積立金取崩額	338	1	338	405	1	406
資産見返勘定戻入	0	0	0	0	0	0

* 合計1：単純合計、合計2：売上高と売上原価の重複分を控除

* 「事業費勘定損益計算書」「事務費勘定損益計算書」より作成

(3) 事業費勘定の財務状況

損益計算書の分析

前述のとおり、支払基金の会計にはそれぞれ事業費勘定と事務費勘定がある。事業費勘定は診療報酬や拠出金を受け入れ、その支払を行う勘定である。事務費勘定は支払基金自体の組織運営と事務代行業務の収支を管理している。

医療保険事業の会計を見るには、事業費勘定の部分を取り出せばよい。ただし、医療保険事業の入件費や経費は事務費勘定で賄われている。厳密にいえば医療保険事業は事業費勘定と事務費勘定の一部分ということになるが、ここでは事業費勘定を医療保険事業、事務費勘定を事務代行事業に区分して分析した。

これまでに整理してきた会計別勘定別の損益計算書をもとに、事業費勘定の損益計算書を作成した結果、1998（平成10）年度の当期純損失は△685億円の赤字となった（図表2-6-6）。赤字ではあるが前年度の△3,454億円に比べて大幅に改善している。

まず、売上高が2,250億円増え、売上原価が541億円減ったので、売上総利益が前年度に比べて2,791億円増えて△527億円の赤字にまで縮小した。

売上高が増えたのは、主として老人保健の医療費拠出金収入が増えたためである。一般被保険者の診療報酬収入は逆に対前年度96.5%に減少している。支払基金の売上高は、保険者の給付費あるいは拠出金である。保険者から見ると、老人保健拠出金の負担が増え、一般被保険者の保険給付費が減ったことになる。

また事業費勘定は、保険者から診療報酬を受け入れ、これを医療機関に支払っている会計であるので、この分の売上高と売上原価はほぼ一致する。

販売費及び一般管理費は合計29億円である。これは老人保健特別会計、退職者医療特別会計それぞれの事務費勘定への繰入である。事務費勘定ではこれが売上高となる⁴。金額は小さいが、1997（平成9）年度から1998（平成10）年度にかけて4.3%増加している。

4 一般会計では別途事務費拠出金収入を受け取っている。

図表2-6-6. 支払基金 事業費勘定 連結損益計算書（企業会計P/L）

金額単位：億円

	一般 会計	老人 保健	退職 医療	97年度	一般 会計	老人 保健	退職 医療	98年度	百分比 (%)	前年比 (%)
I 売上高	114,829	62,335	9,111	186,275	110,685	68,256	9,583	188,525	100.0	101.2
診療報酬収入	114,752			114,752	110,699			110,699	58.7	96.5
医療費拠出金収入		61,271		61,271		67,169		67,169	35.6	109.6
療養給付費拠出金			9,101	9,101			9,573	9,573	5.1	105.2
助成費補助金収入		526		526		520		520	0.3	98.8
事業費拠出金収入		228		228		224		224	0.1	98.2
事務費拠出金収入		309	10	319		343	10	353	0.2	110.5
委託金	77			77	-13			-13	—	—
その他		0		0		1		1	0.0	—
II 売上原価	114,729	65,829	9,035	189,593	110,681	68,101	10,271	189,052	100.3	99.7
診療報酬支払	114,729			114,729	110,681			110,681	58.7	96.5
医療費交付金		64,813		64,813		67,083		67,083	35.6	103.5
療養給付費交付金			9,035	9,035			10,271	10,271	5.4	113.7
事務費交付金		298		298		332		332	0.2	111.4
助成費		718		718		685		685	0.4	95.5
売上総利益（I-II）	100	-3,494	77	-3,318	4	156	-688	-527	—	—
III 販売費及び一般管理費	0	18	10	28	0	19	10	29	0.0	104.3
営業利益（損失）	100	-3,512	67	-3,346	4	137	-698	-557	—	—
IV 営業外収益	0	2	4	6	0	2	4	6	0.0	99.0
V 営業外費用	0	91	0	91	0	116	0	116	0.1	127.5
経常利益（損失）	100	-3,601	70	-3,431	4	23	-694	-667	—	—
VI 特別利益	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—
VII 特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	—
税引前当期利益（損失）	100	-3,601	70	-3,431	4	23	-694	-667	—	—
調整金（加算）	-23			-23	-18			-18	—	—
当期純利益（純損失）	77	-3,601	70	-3,454	-13	23	-694	-685	—	—

* 老人保健特別会計の事業費勘定には、拠出金事業費勘定、特別保健福祉事業費勘定、介護保険業務準備勘定を含む。

正味財産の分析

支払基金の決算報告には貸借対照表が掲載されているので、基本的にはこれをを利用して、事業費勘定全体の貸借対照表を作成した（図表2-6-7）。1998（平成10）年度の正味財産は△9,273億円の赤字である。資産よりも負債が大きい「債務超過」といわれる状態である。資産を処分しても負債を返済できないので、経営は破綻しているといってよい。

正味財産の内訳は、老人保健特別会計△9,411億円、退職者医療特別会計138億円であり、老人保健特別会計が大きく足を引っ張っている。

一般会計は流動比率がちょうど100%である。短期に返済しなければならない負債に対して、何とか現金化できる同額の資産があることを示しており、弁済能力としてはギリギリである。

老人保健特別会計の当期純利益は23億円の黒字であるが、累積赤字を補填するための短期借入金が9,386億円に上っている。

老人保健の拠出金は、年度初に概算額で保険者に請求される。一方、診療報酬は必要な分（確定額）を支払わなければならない。老人保健医療費は年々予測値を超えて上昇しているので、予算の概算額よりも実際の確定額の方が大きくなる。保険者には、この概算額との差が2年後に請求される。それまでは支払基金が借り入れをしてしのぐ。2年後に精算されるとはいえ、老人医療費は右肩上がりであるので、支払基金の被る赤字は慢性的なものである。過去4年間の短期借入金残高は1995年度3,611億円、1996年度5,721億円、1997年度9,212億円、1998年度9,386億円と増加の一途を辿っている。

退職者医療特別会計の正味財産は、139億円である。当期純利益が△694億円の赤字となり、その分が前年度から減少している。

図表2-6-7. 支払基金 事業費勘定 貸借対照表（企業会計B/S）

金額単位:億円

			一般 会計	老人 保健	退職 医療	97年度	一般 会計	老人 保健	退職 医療	98年度	百分比 (%)
		現金・預金	2,860	202	733	3,795	2,958	248	513	3,719	25.6
		未収診療報酬・拠出金	3,713	4,937	1,489	10,139	3,523	5,443	1,613	10,579	72.9
		その他	188	25	1	213	193	29	1	223	1.5
		当座資産	6,761	5,164	2,223	14,148	6,674	5,720	2,127	14,520	100.0
		棚卸資産				0				0	0.0
		流動資産	6,761	5,164	2,223	14,148	6,674	5,720	2,127	14,520	100.0
		建物				0				0	0.0
		構築物				0				0	0.0
		車両運搬具				0				0	0.0
		工具器具備品		0		0		0		0	0.0
		土地				0				0	0.0
		有形固定資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
		電話加入権		0		0		0		0	0.0
		その他				0				0	0.0
		無形固定資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
		長期性預金		0		0		0		0	0.0
		敷金・保証金				0				0	0.0
		投資等	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
		固定資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
		資産	6,761	5,164	2,223	14,148	6,674	5,720	2,127	14,520	100.0
		未払診療報酬・交付金	4,863	5,352	1,390	11,605	4,787	5,701	1,708	12,195	84.0
		短期借入金		9,212		9,212		9,386	281	9,667	66.6
		預り委託金	1,698			1,698	1,685			1,685	11.6
		その他	200	34		234	202	44		246	1.7
		流動負債	6,761	14,598	1,390	22,749	6,674	15,131	1,989	23,794	163.9
		退職給与引当金		0		0		0		0	0.0
		その他				0				0	0.0
		固定負債	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
		負債	6,761	14,598	1,390	22,749	6,674	15,131	1,989	23,794	163.9
		基本金		0		0		0		0	0.0
		資産見返勘定		0		0		0		0	0.0
		積立金		28	425	453		62	428	490	3.4
		繰越決算金		-5,869		-5,869		-9,509		-9,509	-65.5
		次期繰越利益		-3,592	408	-3,184		36	-290	-254	-1.7
		資本	0	-9,434	833	-8,601	0	-9,411	138	-9,273	-63.9
		資本・負債	6,761	5,164	2,223	14,148	6,674	5,720	2,127	14,520	100.0
		正味財産（資産-負債）	0	-9,434	833	-8,601	0	-9,411	138	-9,273	-63.9

* 老人保健特別会計の事業費勘定には、拠出金事業費勘定、特別保健福祉事業費勘定、介護保険業務準備勘定を含む。

(4) 事務費勘定の財務状況

損益計算書の分析

1998（平成10）年度の当期純利益は20億円の黒字である（図表2-6-8）。事務費勘定は審査・支払業務のアウトソーシングを受託するとともに、支払基金の人事費および経費を賄っている。必要と見込まれる費用を保険者に請求しているので、原則として収支は均衡する。予定どおりの収入が得られるためか、経営努力はあまり見られない。販売費及び一般管理費は対前年度102.4%、金額にして19億円増加している。またこれは、前々年度の1996（平成8）年度から1997（平成9）年度にかけても4.4%増えている。

図表2-6-8. 支払基金 事務費勘定 連結損益計算書（企業会計P/L）

金額単位：億円

	一般 会計	老人 保健	退職 医療	97年度	一般 会計	老人 保健	退職 医療	98年度	百分比 (%)	前年比 (%)
I 売上高	787	17	10	815	801	17	10	829	100.0	101.7
事務費収入	777			777	790			790	95.3	101.7
受託収入	11			11	11			11	1.4	107.0
事業費勘定からの受入		17	10	27		17	10	28	3.3	—
II 売上原価				0				0	—	—
売上総利益（I-II）	787	17	10	815	801	17	10	829	100.0	101.7
III 販売費及び一般管理費	800	18	10	828	819	18	10	847	102.3	102.4
営業損失	-12	-0	-0	-13	-18	-0	-0	-19	—	—
IV 営業外収益	36			36	38	0	0	38	4.6	106.9
V 営業外費用	0			0	0	0	0	0	0.0	872.8
経常利益（損失）	24	-0	-0	23	20	-0	-0	20	2.4	84.8
VI 特別利益	1			1	0			0	0.0	25.1
VII 特別損失	1			1	0			0	0.1	30.5
税引前当期利益（損失）	24	-0	-0	23	20	-0	-0	20	2.4	84.7
調整金（加算）				0				0	—	—
当期純利益（損失）	24	-0	-0	23	20	-0	-0	20	2.4	84.7

正味財産の分析

貸借対照表についても、会計別勘定別のものを積み上げて、事務費勘定全体の貸借対照表を作成した（図表2-6-9）。1998（平成10）年度の正味財産は945億円である。前年度に比べて33億円増加している。これは、固定資産を購入するために国庫補助金が投入され、資産見返勘定に積み増されたためである。固定資産の内訳では建物が38億円増え、固定資産全体で886億円になっている。

また事務費勘定は全体で、ほぼ無借金経営といつてよい状態にある。

図表2-6-9. 支払基金 事務費勘定 貸借対照表（企業会計B/S）

金額単位: 億円

	一般会計	老人保健	退職医療	97年度	一般会計		老人保健	退職医療	98年度	百分比 (%)
					事務費	医療事務				
現金・預金	97	3	2	102	55		3	2	59	6
未収診療報酬・拠出金	0			0	0				0	0
その他				0					0	0
当座資産	97	3	2	102	55	0	3	2	60	6
流動資産	97	3	2	102	55	0	3	2	60	6
建物	454		0	454	492			0	492	51
構築物	10	0		10	10				10	1
車両運搬具	0	0		0	0				0	0
工具器具備品	41	0	0	41	37	43		0	80	8
土地	305			305	304				304	32
有形固定資産	811	0	0	811	843	43	0	0	886	92
無形固定資産	1	0	0	1	1	0	0	0	1	0
長期性預金	53	3	3	59	49		3	3	55	6
敷金・保証金	0	0		1	0		0		1	0
投資等	53	3	3	59	50	0	3	3	56	6
固定資産	865	4	3	872	893	43	3	3	942	98
資産	962	7	5	973	948	43	6	4	1,002	104
流動負債	0	2	1	3	0	0	2	1	3	0
退職給与引当金	53	3	3	58	49		3	2	54	6
固定負債	53	3	3	58	49	0	3	2	54	6
負債	53	4	4	61	49	0	4	3	57	6
基本金	0			0	0				0	0
資産見返勘定	812	1	0	813	844	43	1	0	887	93
レセプト電算処理積立金	85			85	43				43	4
別途積立金	11	1	1	13	12		1	0	13	1
繰越決算金	0			0	0				0	0
次期繰越利益	1	1	0	2	0		1	1	2	0
資本	909	2	1	913	899		2	1	902	94
資本・負債	962	7	5	973	948	0	6	4	959	100
正味財産（資産-負債）	909	2	1	913	899	43	2	1	945	99

参考2-6-1. 支払基金全体 連結損益計算書（企業会計P/L）

金額単位:億円

	事業費	事務費	97年度	重複控除後	事業費	事務費	98年度	百分比(%)	前年比(%)	重複控除後
I 売上高	186,275	815	187,090	187,063	188,525	829	189,353	100.0	101.2	189,326
II 売上原価	189,593	0	189,593	189,593	189,052	0	189,052	99.8	99.7	189,052
売上総利益（I - II）	-3,318	815	-2,503	-2,530	-527	829	301	0.2	—	274
III 販売費及び一般管理費	28	828	856	828	29	847	876	0.5	102.4	849
営業損失	-3,346	-13	-3,358	-3,358	-557	-19	-575	—	—	-575
IV 営業外収益	6	36	42	42	6	38	44	0.0	105.7	44
V 営業外費用	91	0	91	91	116	0	116	0.1	127.5	116
経常利益（損失）	-3,431	23	-3,408	-3,408	-667	20	-647	—	—	-647
VI 特別利益	0	1	1	1	0	0	0	0.0	25.1	0
VII 特別損失	0	1	1	1	0	0	0	0.0	30.7	0
税引前当期利益（損失）	-3,431	23	-3,408	-3,408	-667	20	-647	—	—	-647
調整金（加算）	-23		-23	-23	-18		-18	—	—	-18
当期純利益（純損失）	-3,454	23	-3,431	-3,431	-685	20	-665	—	—	-665

参考2-6-2. 支払基金全体 連結貸借対照表（企業会計B/S）

金額単位:億円

	97年度		98年度	
	事業費	事務費	事業費	事務費
流動資産	14,148	102	14,250	14,520
有形固定資産	0	811	811	0
無形固定資産	0	1	1	0
投資等	0	59	59	0
固定資産	0	872	872	0
資産	14,148	973	15,121	14,520
流動負債	22,749	3	22,752	23,794
固定負債	0	58	58	0
負債	22,749	61	22,810	23,794
資本	-8,601	913	-7,688	-9,273
資本・負債	14,148	973	15,121	14,520
正味財産（資産-負債）	-8,601	913	-7,688	-9,273
			945	-8,328

7. 国民健康保険の財務状況

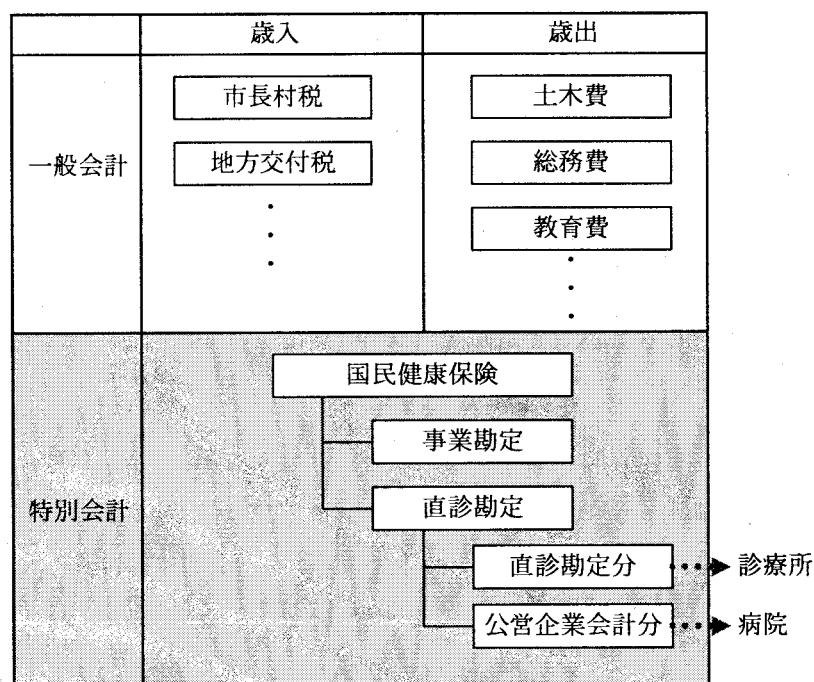
(1) 会計の仕組み

国保の保険者は、主として市町村である¹。市町村の予算・決算は、一般会計と特別会計とに分かれている。一般会計は、市町村税や地方交付税を収入とし、土木費、総務費、教育費、衛生費などを支出している。特別会計は、特別の資金を保有してその運用を行う場合で、一般会計と区分して経理を行う必要があるときに設置される。国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、下水道事業特別会計などがある。

国保の収入・支出については、特別会計を設けなければならないことになっている（国保法第10条）。さらに国保直営の病院や診療所がある市町村では、国保特別会計の中味を事業勘定と直営診療施設勘定（以下、直診勘定）に分けなければならない（国保法施行令第2条）。直診勘定は病院や診療所を管理する経理である。また、地方公営企業法の財務規定が適用される病院（公営企業法適用診療施設という）がある場合には、直診勘定の中から別途切り出して報告することになっている。

呼称が紛らわしいので、以下、直診勘定の公営企業会計分を単に「病院」、その他の部分を「診療所」と呼ぶことにする。

図表2-7-1. 国保の会計の位置付け



*特別会計については国保部分のみを記載している

1 このほかに同業の自営業者が設置する国保組合がある。

収入と支出

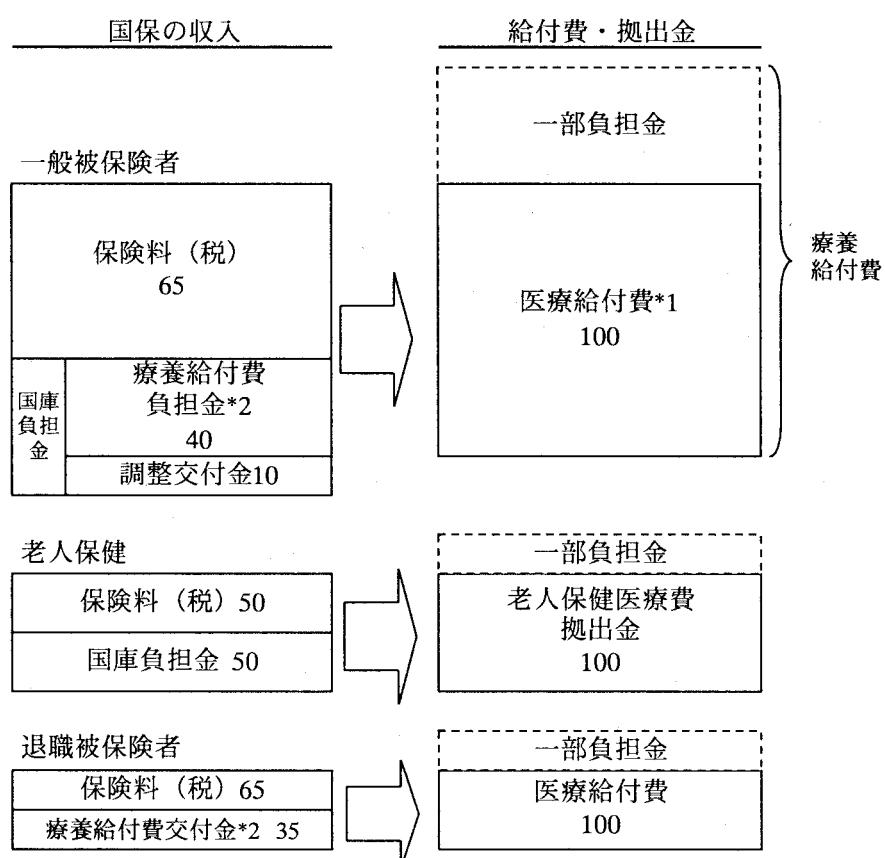
国保の収入は、主として保険料と国庫負担金である。

一般被保険者分について見ると、療養給付に必要な費用の見込み額から、一部負担金を除いた金額（ここでは、この残りの部分を仮に医療給付費と呼ぶ）の100分の65を被保険者から徴収する。一方、国庫から、療養給付費負担金として100分の40、調整交付金として100分の10、合わせて100分の50が支出される。ここまでを単純に合計すれば、医療給付費100に対して115の収入がある。100を超えた分は一般管理費に回される。

老人保健拠出金については、拠出金に必要な費用の100分の50を国庫が負担し、残りを保険料として徴収する。

このように大雑把にとらえれば、収入は支出と同じかそれ以上になる。支出の見込みが大きく外れるか、一般管理費で大赤字を出さなければ、それほど赤字にはならないはずである。しかし、現実にはこれだけの収入では足りずに赤字になってしまう市町村がある。

図表2-7-2. 収入と支出



*1 法律上では、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、というが、ここでは便宜的に「医療給付費」と呼ぶ。

*2 この部分も便宜的に「療養給付費負担金」と呼ぶ。なお、退職被保険者については、療養給付費交付金という名称で、支払基金から交付される。

それは、所得が少ないために軽減措置がとられたり、分割払いが認められたり、あるいは踏み倒されることもある。なかなか目標どおりの保険料収入を得られないからである。また、災害に見舞われて一時的に医療給付費が高騰した市町村や、たまたま高額医療を受ける人があった市町村²などもある。このような事情から、保険料と100分の50の国庫負担金だけでは、支出額を賄えない。このため国保には、以下に挙げるようなさまざまな国庫負担金が投入されている。

① 療養給付費負担金（国保法第70条）

必要と見込まれる療養給付費から一部負担金を控除した金額の100分の40を国的一般会計から支出する。

② 財政調整交付金（国保法第72条）

必要と見込まれる療養給付費から一部負担金を控除した金額に対して100分の10を国的一般会計から支出する。このうち原則として総額の80%が普通調整交付金、残り20%が特に事情のある市町村に交付される特別調整交付金である。ただし、これらは双方で融通できることになっている。

以上の部分が必要な費用に対する100分の50の負担部分である。以下の補助は、市町村固有の事情によって違うものである。

③ 保険基盤安定繰入金（国保法第72条の2）

保険料の軽減措置を行っている市町村に対し定率または定額で補助されるものである。定率か定額かは年によって異なる。1998（平成10）年度には、定額方式で総額670億円が支給された。定率の年の場合には、軽減相当額の2分の1を国が、残り4分の1ずつを都道府県と市町村とが負担する。国と都道府県の負担分がそれぞれ市町村の一般会計に繰り入れられ、市町村の負担分とあわせて、国保の特別会計に繰り入れられる。

④ 財政安定化支援事業（地方交付税法）

保険者の責めに帰すことができない特別の事情がある場合に交付される地方交付税交付金である。1998（平成10）年度には全国規模で1,250億円の予算が計上されており、ア) 過剰床数³、イ) 高齢者数、ウ) 低所得者数、の3つの視点から求めた指標によって配分されている。

2 国保は市町村単位である。加入者が少ない市町村では、高額医療を受ける人がいる場合、支出が一気に跳ね上がることもある。

3 厚生省（現厚生労働省）は病床数削減の方向性を打ち出しているが、一方で、病床数が過剰であると地方交付税交付金を受けることができる。地方交付税は自治省（現総務省）の管轄である。

⑤ 基準超過費用（国保法第72条の3）

療養給付費等にかかる費用が一定の水準を超えると見込まれる市町村のうち、特に必要と認められる市町村が、厚生大臣から指定を受ける。指定された市町村は、国保事業の安定に向けた「安定化計画」を策定し、実行しなければならない（国保法第68条、国保法施行令第29条の4）。この計画を実行しても、なお給付費が一定の水準を超えた場合、市町村は一般会計から国保特別会計に超過分の2分の1を繰り入れる。この繰入額のうち、国および都道府県がそれぞれ3分の1を負担する。1998（平成10）年度は、3,249市町村のうち、16道府県にわたる120市町村がこの指定を受けている。

図表2-7-3. 国庫補助・負担金の内訳（市町村）
—1998（平成10）年時点のもの—

	定義	財源
国庫支出金		
療養給付費等負担金	$\text{療養給付費等負担金} = \text{③} \times 40 / 100 + \text{②} \times 40 / 100$ <p>①=（療養給付費－療養の給付に係る一部負担金）の見込み額 ②=老人保健医療費拠出金－（退職被保険者等の部分×1/2） ③=①－（④保険基盤安定繰入金×1/2）</p>	一般会計： 国民健康保険助成費 ／療養給付費等負担金
財政調整交付金	$\text{財政調整交付金} = \text{③} \times 10 / 100 + \text{②} \times 10 / 100 + \text{④} \times 1 / 4$	一般会計： 国民健康保険助成費 ／財政調整交付金
普通調整交付金	財政調整交付金の80%	
特別調整交付金	財政調整交付金の20%（普通調整交付金との融通可）	
保険基盤安定繰入金④	<p>国：保険料の軽減相当額×1/2 （1998年度は定額670億円）</p> <p>都道府県：“ ×1/4</p> <p>市町村：“ ×1/4</p>	一般会計： 国民健康保険助成費 ／療養給付費等負担金
財政安定化支援事業	保険者の責めに帰すことができない事情に対する支援	一般会計： 地方交付税交付金
基準超過費用	<p>財政安定化計画後、実績が基準額を超過した場合</p> <p>国：⑤×1/6、都道府県：⑤×1/6、市町村：⑤×1/6</p> <p>あわせて超過額の1/2を指定された翌々年度に一般会計へ繰入</p> <p>* ⑤基準超過額＝（実績給付－特別事情）－（基準給付費×1.17）</p> <p>* 実績給付費の100分の3までの範囲を上限とする</p>	一般会計： 国民健康保険助成費

* 「国民健康保険事業年報」より作成。

* 1999（平成11）年度以降、基準超過費用の算定において基準給付額に乗じる比率は1.14になっている。

事業年報の決算一事業勘定分一

「国民健康保険事業年報」(厚生省保険局)には、国保の収支状況が次のように掲載されている。

図表2-7-4. 1998(平成10)年度の収支状況

事業勘定／市町村・組合		単位：億円	
収入		支出	
保険料(税)	34,200	総務費	2,186
国庫支出金	31,267	保険給付費	57,701
療養給付費交付金	10,392	老人保健拠出金	24,350
都道府県支出金	589	共同事業拠出金	636
連合会支出金	0	保健事業費	590
共同事業支出金	978	直診勘定繰出金	60
繰入金	保険基盤安定繰入金	1,948	公債費
	基準超過費用	36	前年度繰上充用金
	職員給与費等	1,381	その他の支出
	出産一時金等	418	
	財政安定化支援事業	1,124	
	一般会計繰入金	3,060	
	基金等繰入金	487	
	直診勘定繰入金	1	
繰越金	3,642		
その他の収入	441		
合計	89,965		
収支差引残	2,781	合計	87,184

*「事業勘定／市町村・組合」との注釈は筆者がつけたもの

マスコミは、この年の決算速報について次のように報道した。

「前年度からの繰越金などを除いた単年度収支は1,020億円の赤字で、赤字額は97年度(292億円)の約3.5倍に拡大した」(1999年11月23日付 日本経済新聞朝刊)

ところが、事業年報の収支状況(図表2-7-4)を見ても、「△1,020億円の赤字」は見当たらぬ。収支状況の収支差は2,781億円の黒字となっている。△1,000億円以上もの赤字とは何を示しているのであろうか。

政管健保や組合健保など、他の健康保険の決算報告がそうであるように、△1,020億円の赤字は「経常収支」の部分を指している。経常収支は、その年の経常的な事業活動の部分のみを抜き出したものである。国保の場合、全体の収支差2,781億円から、前期繰越利益にあたる繰越金3,642億円と、基金繰入金487億円を除いた△1,348億円が経常赤字となる。△1,020億円とは異なる数字になっているが、実は△1,020億円の赤字とは、ここからさらに市町村国保の一般被保険者分のみを抜き出したものであるという。

一方、国保では、一般会計の赤字補填がなければさらに3,000億円の赤字になるとも、4,000億円の赤字になるともいわれている。これはどういうことなのであろうか。

1998（平成10）年度の場合、市町村一般会計から3,060億円が国保の特別会計に繰り入れられている。この分を先の△1,020億円から控除すると、△4,000億円以上の赤字になる。これをもって、国保の赤字はさらに大きいといわれているわけである。しかし、ここで一般会計からの繰入金を控除することは妥当なのであろうか。

国保法第75条には「市町村は（中略）、国民健康保険事業に要する費用に対し、補助金を交付」することができるとある。つまり一般会計からの繰り入れは、一定のルールに基づいて行われているものである。この点、国庫負担金と同じであり、市町村一般会計からの繰入金のみを控除することは却って不自然なことと思われる。仮にこの繰り入れが、国保の仕組みの枠外で行われる「特別な」ことであるとすれば、繰り入れをせず、赤字は赤字として認識していくべきではないだろうか。

直診勘定（診療所）の収支

先にあげた図表2-7-4の収支状況は、事業勘定の実績である⁴。直診勘定はどうなっているのであろうか。

事業年報から、診療所⁵の収支状況をまとめると以下のようになる。

図表2-7-5. 1998（平成10）年度診療施設経理状況

直診勘定分／市町村		単位：億円	
収 入		支 出	
診療収入	575	総務費	444
国庫支出金	2	医療費	278
都道府県支出金	5	給食費	4
繰入金	174	施設整備費	49
繰越金	47	公債費	26
その他	58	その他	48
合計	860	合計	848

収支差引残

収入剩余额	48	収入不足額	43
-------	----	-------	----

4 事業年報には「事業勘定」との断り書きはない。事業年報の他の部分をすべて確認しなければ特定できない。

5 事業年報上は、「直診勘定・直診勘定分」と記載されている部分である。

収入合計860億円から支出合計848億円を差引くと収支差は12億円である。他方、別に掲載されている収入剩余额48億円から収入不足額43億円を差引くと5億円になる。収入剩余额は黒字保険者の黒字額の合計、収入不足額は赤字保険者の赤字額の合計と推察される。収支差引はどのように計算しても同じ数字になるはずであるが、事業年報上では12億円と5億円の2つの利益が存在する。ここでは、仮に12億円の方を正しいものと見なしている。

また、直診勘定の病院⁶欄には、当期純損失が△129億円と記載されている。

公表された「△1,020億円の赤字」は、市町村一般被保険者の経常収支の部分であると推察されるが、事業年報からは容易に読み取れない。また、事業年報には事業勘定と直診勘定を連結した数字もない。

そこで、被用者保険と同様の手順で、国保の収支を企業会計のルールで損益計算書および貸借対照表に組み替え、これをもとに分析していくこととする。

6 正しくは公営企業会計分という。

(2) 損益計算書の作成

① 事業勘定

企業会計のルールで組み替えると、1998（平成10）年度の当期純利益は889億円である（図表2-7-7）。組み替えの基準はこれまでに詳しく述べてきたので割愛するが、事業勘定全体の収支差2,781億円（図表2-7-4）との違いは次のような点にある。

- ア) 売上高のうち保険料収入は、現金収入ではなく発生主義に基づいて徴収すべき額とした。このため事業年報に記載されている売上高より1,678億円大きい。
- イ) 前期繰越金3,642億円と基金取崩額487億円は売上高としていない。当期純利益の外数である。
- ウ) 売上原価のうち保険給付費の支払は、現金支出ではなく発生主義に基づき支払うべき額とした。
- エ) 保険料のうち、徴収をあきらめた不納欠損額866億円を貸倒損失として販売費及び一般管理費に計上した。
- オ) 支出とされている前年度繰上充用金482億円は、借入金の返済であり損益は発生しないので、損益計算書上には表していない。
- カ) その他の支出から、基金等保有額の増減をもとに推計した基金積立額775億円を除いた。これは利益処分である。

図表2-7-6. 公表ベースとの差異

	金額単位：億円	
	97年度	98年度
(A) 事業年報の収支差引残	3,502	2,781
ア) 発生主義による売上高との差異	1,506	1,678
イ) 前期繰越利益	-2,947	-3,642
基金取崩額	-442	-487
(B) 収入計（ア+イ）	-1,883	-2,451
ウ) 発生主義による売上原価との差異	-174	-168
エ) 不納欠損額	775	866
オ) 前年度繰上充用金	-557	-482
カ) 基金積立額	-654	-775
(C) 支出計（ウ+エ+オ+カ）	-610	-559
企業会計P/Lの当期純利益	2,230	889
= (A) + (B) - (C)		

図表2-7-7. 国民健康保険 事業勘定 損益計算書（企業会計P/L）

金額単位：億円

	97年度	98年度	百分比 (%)	前年比 (%)
I 売上高	85,250	87,514	100.0	102.7
保険料(税)収入	35,330	35,877	41.0	101.5
一般被保険者分	31,218	31,671	36.2	101.5
退職被保険者分	4,112	4,207	4.8	102.3
国庫支出金	31,054	31,267	35.7	100.7
療養給付費交付金	9,111	10,392	11.9	114.1
都道府県支出金	645	589	0.7	91.4
連合会支出金	0	0	0.0	968.8
共同事業交付金	946	978	1.1	103.3
繰入金（除基金繰入金）	7,633	7,969	9.1	104.4
うち一般会計繰入金	2,864	3,060	3.5	106.8
その他の収入	532	441	0.5	82.9
II 売上原価	79,060	82,519	94.3	104.4
保険給付費	56,226	57,533	65.7	102.3
一般被保険者分	43,086	43,795	50.0	101.6
療養給付費	37,268	37,723	43.1	101.2
その他の給付費	5,819	6,072	6.9	104.4
退職被保険者分	12,924	13,508	15.4	104.5
療養給付費	12,094	12,617	14.4	104.3
その他の給付費	830	891	1.0	107.4
審査支払手数料	216	230	0.3	106.5
老人保健拠出金	22,211	24,351	27.8	109.6
医療費拠出金	21,911	24,025	27.5	109.6
事業拠出金	81	79	0.1	98.0
事務費拠出金	218	246	0.3	112.8
共同事業拠出金	623	636	0.7	102.0
売上総利益	6,190	4,995	5.7	80.7
III 販売費及び一般管理費	3,951	4,097	4.7	103.7
総務費	2,174	2,186	2.5	100.6
保健事業費	594	590	0.7	99.3
直診勘定繰出金	59	60	0.1	103.3
貸倒損失（不納欠損金）	775	866	1.0	111.7
その他の支出（除基金積立金）	349	394	0.4	112.7
営業利益	2,240	898	1.0	40.1
IV 営業外収益				
V 営業外費用	10	9	0.0	94.0
経常利益	2,230	889	1.0	39.9
VI 特別利益				
VII 特別損失				
当期純利益	2,230	889	1.0	39.9
前期繰越利益	2,947	3,642	4.2	123.6
当期末処分利益	5,177	4,531	5.2	163.4

「国民健康保険事業年報」（厚生省保険局）の数字

収入合計	87,133	89,965		103.3
支出合計	83,630	87,184		104.2
収支差	3,502	2,781		79.4

売上高についての補足

事業年報に記載されている保険料には、前年度までの保険料であっても今年度に現金収入があったものが含まれている。逆に、今年度に納付を受けるべきであったが、決算時点で現金収入がないものは除かれる。要するに現金収入のあった34,200億円のみが計上されている。本報告書では、企業会計の原則に則り、現金の出入りにかかわらず、当年度に得るべき保険料収入(現年度調定額) 35,877億円を売上高とした。

未収金とは、文字どおり未だ収納されていない保険料である。企業会計の原則では、未収金も含めてあくまでも得るべき額を売上高とし、そのうち未収部分は貸借対照表の流動資産とする。不納欠損金とは、滞納中の保険料のうち取り立てをあきらめたものである。企業会計上は、売上高はそのまま置いておき、この部分を貸倒損失として販売費及び一般管理費に計上するのが一般的である。国保の場合、2年を超過すると徴収する権利が消滅する(健康保険法第4条)ので、2年を超えた未収金が不納欠損金になる。

還付未済額とは、規定より多く支払われた保険料で当年度中に返済が終わっていないものである。年度初に保険料を一括払いした後に、所得や世帯人員が減少した場合などがこれに当たる。

売上原価についての補足

売上原価についても、事業年報では既に支払ったものだけが記載されている。本報告書では、まだ支払っていない分も含めて、そもそも当年度に支払う義務のあった費用を売上原価とした。

図表2-7-9. 売上原価の考え方(1998年度)

売上原価／保険給付費等支払状況

金額単位：億円

	保険給付費		老人保健 拠出金 医療費拠出金	計		
	一般被保 険者分	退職被保 険者分				
(3) 支払義務費(企業会計P/Lでの売上原価)	43,795	13,508	24,025	81,328		
(4) 支払済額(事業年報に計上)	43,938	13,533	24,025	81,497		
差異=(3)-(4)	-143	-26	0	-168		

② 診療所

企業会計P/Lでの当期純損失は△44億円の赤字である（図表2-7-10）。事業年報の収支差引12億円より55億円少ない（億円単位では四捨五入差がある）。事業年報で収入にされている繰越金47億円と、基金繰入8億円の合わせて55億円を売上高としているためである。繰越金は前期繰越利益、基金繰入金は積立金への繰り入れとして当期純損失の外数においた。

図表2-7-10. 国民健康保険 診療所 損益計算書（企業会計P/L）
金額単位：億円

	97年度	98年度	百分比 (%)	前年比 (%)
I 売上高	785	805	100.0	102.6
医業収益	580	575	71.4	99.0
入院収入	26	28	3.5	109.3
外来収入	540	531	66.0	98.4
その他診療収入	15	16	2.0	104.4
国庫支出金	3	2	0.2	54.3
都道府県支出金	4	5	0.6	125.4
繰入金	156	166	20.6	105.9
他会計繰入金	124	132	16.4	106.4
事業勘定	32	33	4.1	103.9
その他の収入	42	58	7.3	140.8
II 売上原価	287	281	34.9	98.0
医業費	283	278	34.5	97.9
給食費	3	4	0.4	104.8
売上総利益	498	524	65.1	105.2
III 販売費及び一般管理費	524	541	67.3	103.3
総務費	441	444	55.2	100.7
施設整備費	38	49	6.1	130.6
その他	46	48	6.0	106.0
営業利益（損失）	-26	-18	-2.2	—
IV 営業外収入			0.0	—
V 営業外費用	24	26	3.2	107.1
経常利益（損失）	-50	-44	—	—
VI 特別利益				
VII 特別損失				
当期純利益（純損失）	-50	-44	-5.4	86.5
前期繰越利益	51	47	5.8	91.3
当期末処分利益	1	3	0.4	463.7

「国民健康保険事業年報」（厚生省保険局）の数字

収入合計	844	860		101.9
支出合計	835	848		101.6
収支差引	9	11		128.9

③ 病院

病院（直診勘定公営企業会計分のこと）は、損益計算書と貸借対照表を作成しなければならないことになっている（地方公営企業法第30条）⁷。ところが、事業年報に掲載されているのは、損益計算書の概略をまとめたものだけである。

以下の表は、事業年報の数字を転記したものである。収益から費用を引いたものが利益（損失）になるはずであるが、事業年報の利益（損失）は、計算で求めた数字とは一致しない。ここでは、費目別の数字（以下の①から⑧）を正として、あらたに企業会計ルールによる損益計算書を作成した（図表2-7-12）。

1998（平成10）年度の当期純損失は△127億円の赤字である。

図表2-7-11. 公営企業会計分（病院分）

事業年報に記載されている数字	金額単位：億円	
	97年度	98年度
① 医業収益	7,059	7,088
② 医業外収益	911	926
③ 収益合計	7,970	8,014
④ 医業費用	7,581	7,664
⑤ 医業外費用	463	477
⑥ 費用合計	8,044	8,141
A 医業利益（損失）	-515	-583
B 経常利益（損失）	-87	-147
C 当期純利益（純損失）	-70	-129
(再掲)		
⑦ 特別利益	34	46
⑧ 特別損失	20	26
計算で求めた値		
ア 医業利益（損失） = ① - ④	-523	-576
イ 経常利益（損失） = (③ - ⑦) - (⑥ - ⑧)	-89	-147
ウ 当期純利益（純損益） = ③ - ⑥	-75	-127

7 地方公営企業法第30条⑦「作成すべき書類は（略）、損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び貸借対照表（後略）」

図表2-7-12. 国民健康保険 病院 損益計算書（企業会計P/L）

金額単位：億円

		97年度	98年度	百分比 (%)	前年比 (%)
I	売上高	7,651	7,670	100.0	100.3
	医業収益	7,059	7,088	92.4	100.4
	入院収入	3,745	3,844	50.1	102.6
	外来収入	2,976	2,887	37.6	97.0
	その他診療収入	337	358	4.7	106.1
	繰入金	593	582	7.6	98.2
	他会計補助金	559	547	7.1	97.8
	都道府県補助金	26	28	0.4	105.3
	国庫支出金	7	8	0.1	104.0
II	売上原価	2,303	2,257	29.4	98.0
	薬品費	1,744	1,684	22.0	96.6
	給食材料費	84	83	1.1	99.5
	その他の材料費	475	490	6.4	103.1
	売上総利益	5,349	5,413	70.6	101.2
III	販売費及び一般管理費	5,473	5,611	73.2	102.5
	給与費	3,999	4,078	53.2	102.0
	経費	865	896	11.7	103.5
	減価償却費	379	389	5.1	102.6
	資産消耗費	10	19	0.3	196.3
	研究研修費	25	24	0.3	96.4
	繰延勘定償却	12	13	0.2	110.1
	その他	183	191	2.5	104.7
	営業利益（損失）	-125	-198	-2.6	—
IV	営業外収益	284	298	3.9	104.9
V	営業外費用	249	247	3.2	99.3
	経常利益（損失）	-89	-147	-1.9	—
VI	特別利益	34	46	0.6	133.5
VII	特別損失	20	26	0.3	128.4
	当期純利益（純損失）	-75	-127	-1.6	—

(3) 損益計算書の分析

事業勘定、診療所、病院を合算すると、1998（平成10）年度の国保全体の当期純利益は719億円になる。1997（平成9）年度の当期純利益2,105億円に比べると、大幅に減少したといえ黒字を維持している。

① 事業勘定（医療保険事業）

1997（平成9）年度から1998（平成10）年度にかけて、保険料と国庫支出金などからなる売上高は2.7%増加した。しかし、老人保健拠出金や販売費及び一般管理費がこれを上回る伸び率を示したため、当期純利益は前年比1,341億円減の889億円となった。中でも老人保健拠出金は9.6%増加している。販売費及び一般管理費では、貸倒損失（前年比11.7%増）と用途が明らかでないその他の支出（前年比12.7%増）の増加が目立つ。

② 診療所

1998（平成10）年度の当期純利益は△44億円で、前年度△50億円とほぼ同じである。売上高が2.6%増加し、売上原価が2.0%減少したものの、販売費及び一般管理費が3.3%増加したため、利益は横這いとなったものである。

③ 病院

当期純損失は、1996（平成8）年度には△6億円、1997（平成9）年度には△75億円、1998（平成10）年度には△127億円と年々悪化している。特に給与費比率が50%を超えており、前年比2.0%増えている。一方で、売上高は横這いである。売上高は伸び悩んでいるが、手間（人件費）は減らせないことがうかがえる。

以上を通してみると、事業勘定、診療所、病院ともに販売費及び一般管理費が増加している点が共通している。

(4) 利益処分計算書の作成

国保は貸借対照表を公表していないので、利益処分計算書が重要な役割を果たす。利益のうち、いくらが剰余金に積み増されているかを見ていけば、ある程度、資本の残高をつかめるからである。しかし、国保は利益処分計算書にあたるものも公表していない。ここでは、基金の期末保有額と取崩額が判明しているので、ここから繰入額を逆算して、利益処分計算書を作成した。なお、次期繰越利益は、翌年度の決算を待たなければ特定できない。

図表2-7-13. 国民健康保険 事業費勘定 利益処分計算書

金額単位:億円

	97年度	98年度
当期末処分利益	5,177	4,531
基金取崩額	442	487
(現金主義と発生主義との差)	1,323	—
基金等積立金繰入額	654	775
次期繰越利益*	3,642	—

*次期繰越利益は翌年度決算が公表されるまで不明である。

次期繰越金が不明であるため、1998（平成10）年度の利益処分計算書を完成できない。1997（平成9）年度の例で見てみよう。当期末処分利益は5,177億円である。基金から442億円取り崩しているので、利益処分に充当できるのは合計5,619億円になる。このうち654億円が基金に繰入れられ、3,642億円が次期に繰り越されている。5,619億円から654億円と3,642億円を差し引くと、1,323億円残ってしまうが、この差の主なものは売上高と売上原価を発生主義で把握し、それ以外を現金主義で算入したことによるものである⁸。

(5) 貸借対照表の作成

保険者は毎月の事業状況を都道府県知事に報告しなければならないことになっている（国保法施行規則第43条）。しかし、貸借対照表の作成は義務づけられていない。市町村の決算を規定している法令（地方自治法第233条、地方自治法施行令第166条）にも、貸借対照表についての定めはない。したがって、公表資料から国保の資産を把握することは、はなはだ困難である。

ここでは、事業年報をもとに、把握できる限りの費目を貸借対照表に落とし込んだ。

⁸ 計算上では、発生主義と現金主義の差は、1997（平成9）年度には1,332億円、1998（平成10）年度には1,510億円である。1,510億円を図表2-7-13にインプットすると、1998年度の次期繰越利益は2,733億円と推計される。

① 事業勘定

金額の大きなもので、把握できるものは基金等保有額⁹のみである。企業会計原則ではこれは資本になる。前年度繰上充用金は、不足が生じた場合に前倒しで充当する費用で、翌年度に返済する。これは借入金と見なして負債に計上した。

資産は未収金が判明しているだけで、固定資産は全く不明であるため、資本をもって正味財産とみなす。1998（平成10）年度の正味財産は、6,975億円である。

図表2-7-14. 国民健康保険 事業勘定

貸借対照表（企業会計B/S）

金額単位：億円

	97年度	98年度
未収金（現年度未収金）	2,316	2,533
未収金（過年度未収金）	4,190	4,704
資産	6,507	7,236
市町村債	1	0
短期借入金（前年度繰上充用金）	482	—
負債	483	—
基金等保有額	6,687	6,975
資本	6,687	6,975
資本・負債	7,170	—
正味財産（資本）	6,687	6,975

* 前年度繰上充用金を前年度の期末借入金残高と見なした。

98年度の借入金は翌年度にならないと特定できない。

② 診療所

貸借対照表の費目では、棚卸資産、市町村（組合）債、未払費用、積立金が判明している。診療所の建物や土地など、固定資産は把握できない。そのため、ここでも資本をもって正味財産とした。1998（平成10）年度の正味財産は103億円である。

図表2-7-15. 国民健康保険 診療所

貸借対照表（企業会計B/S）

金額単位：億円

	97年度	98年度
医薬品・衛生材料等保有額	17	16
資産	17	16
市町村（組合）債	187	216
未払費用	3	1
負債	187	216
積立金	89	103
資本	89	103
資本・負債	276	319
正味財産（資本）	89	103

③ 病院

地方公営企業法の適用を受ける施設は、貸借対照表を作成し、地方公共団体の長に提出しなければならないことになっている（地方公営企業法第30条）。国保の病院もこの規定にしたがっているはずであるが、国保の事業年報には、貸借対照表は掲載されていない。事業年報から把握できるのは、積立金保有額の2億円だけである。

9 基金は地方自治法の定めによる特別の目的のための積立金である。

右に、参考として公営企業法が適用されている病院合計の貸借対照表を示す。

国保病院も含む公営企業法適用病院全体では、正味財産は約51,900億円である（図表2-7-16）。公営企業法適用病院は747病院、うち国保の病院は495病院である。病院数で単純に按分すると、国保の病院には約34,000億円の正味財産がある可能性もある。

図表2-7-16. 公営企業法適用全病院
貸借対照表（企業会計B/S） 金額単位：億円

	98年度
流動資産	12,446
固定資産	46,641
繰延資産	687
資産	59,775
流动負債	6,151
固定負債	1,721
負債	7,872
資本金	53,094
剰余金	-1,191
資本	51,903
資本・負債	59,775
正味財産（資産－負債）	51,903

* 「地方財政統計年報」（地方財務協会）より作成

（6） 正味財産の分析

① 事業勘定

1998（平成10）年度の正味財産は6,975億円である。1996（平成8）年度は6,475億円、1997（平成9）年度は6,687億円だったので、ここ3年間は増加の一途である。本来「赤字」であれば、正味財産を増加させることは不可能なはずである。しかし実態は、正味財産が毎年200億円以上増加している。企業会計の原則に照らし合わせれば、やはり黒字であるか、あるいは他に取り崩し可能な資産があるものと推察される。

流動資産の中では、未収金が対前年度111.2%の7,236億円に上っている。これは基金等保有額、つまりここでの正味財産とほぼ同じ大きさである。

② 診療所

1998（平成10）年度の正味財産は103億円で、前年度より14億円増えた。診療所の当期純利益は赤字であるが、前期繰越利益を繰り入れたので今期の積立金は増加している。

③ 病院

前述のとおり、病院の正味財産は積立金保有額以外に把握できない。しかし、仮に計算すると約34,000億円の正味財産がある可能性がある。

事業勘定の正味財産6,975億円と診療所の103億円、そして病院の積立金2億円を単純に合算すると7,080億円である。これらはいずれも判明しているものだけである。したがって、国保の正味財産は、病院の固定資産を除いて最低でも7,000億円ということになる。仮に計算した病院の分を含めると、国保の正味財産が4兆円近い可能性を否定できない。

8. 国民健康保険団体連合会の財務状況

(1) 会計の仕組み

国民健康保険団体連合会（以下国保連合会という）の会計は、一般会計と特別会計とに分かれている（図表2-8-1）。

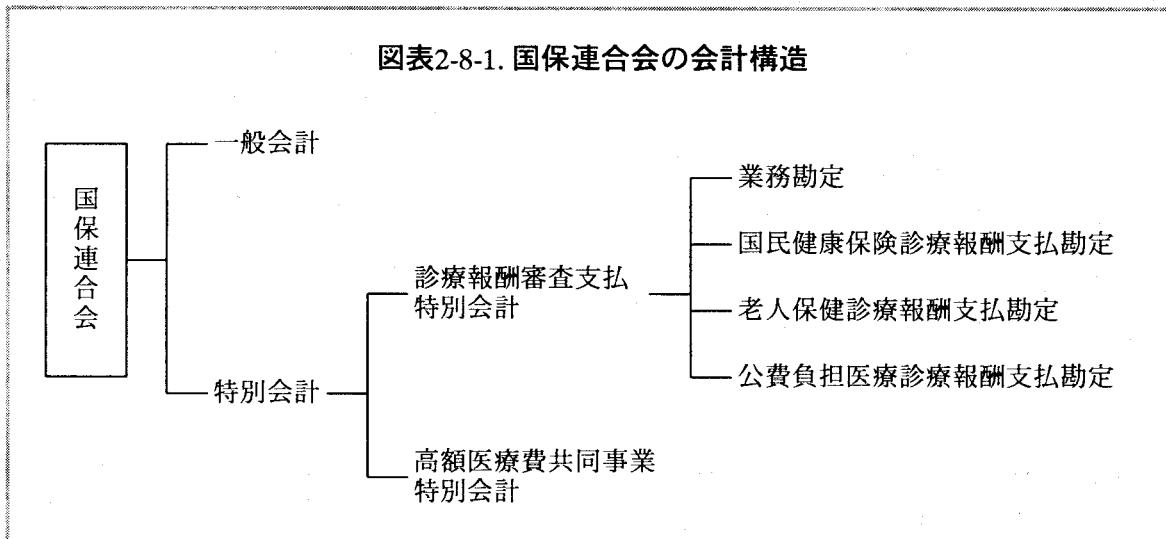
一般会計は、保険者からの負担金を得て、連合会の事業費（広報、研修、保健など）や総務費（人件費、経費）を支払う会計である。

特別会計は、審査・支払業務の収支を処理する会計である。このうち業務勘定は、審査・支払手数料を収入として、審査・支払事務を代行している。各診療報酬支払勘定は、医療機関への診療報酬の支払いを行っている。

高額医療費共同事業特別会計は、国保連合会が主体となって行う高額医療費共同事業¹の経理を行う会計である。高額医療費共同事業とは、高額医療費の発生による保険者の財政に与える影響を緩和するため、保険者の共同事業として行われているものである（国保法第40条）。保険者が国保連合会に拠出金を拠出し、国保連合会はこれを原資に、一定の基準を超える費用について保険者に交付金を交付している。

これらのほかにも、都道府県固有の事情によって、その他の会計が設置されている

図表2-8-1. 国保連合会の会計構造



国保連合会は、毎年、事業報告及び財産目録を都道府県知事に届け出、また公告しなければならない（国保法施行令第23条、24条）。各都道府県国保連合会の財務を合算したものは、毎年、国保中央会²から発行される「都道府県国民健康保険団体連合会事業の概況」（以下、事業年報と呼ぶ）に収録されている。

1 超高額医療費共同事業は、国保中央会が主体となって行っている。

2 国保中央会は、民法第34条の規定により設立された公益法人のひとつで、都道府県の国保連合会から、特に高額の診療報酬請求書の審査を受託している（国保法第45条6）。

事業年報の決算

事業年報には、勘定ごとに歳入と歳出が掲載されている。すべての勘定をまとめたものはない。次頁の表はバラバラに掲載されている収支状況を一覧で示したものである（図表2-8-2）。これを単純に合計すると、1998（平成10）年度の収支差引は228億円の黒字になる。

図表2-8-2. 1998（平成10）年度 国民健康保険団体連合会の収支状況

金額単位：億円

	一般 会計					診療報 酬審査 支払特 別会計	高額医 療費特 別会計	その 他の 特別 会計	合計
		業務 勘定	国民健 康保険	老人 保健	公費 負担				
歳入	192	933	53,794	74,765	3,292	132,784	1,059	0	134,035
診療報酬受入金	0	0	53,549	74,722	0	128,271	0	0	128,271
公費負担医療受入金	0	0	0	0	1,838	1,838	0	0	1,838
医療費拠出金	0	0	0	0	0	0	635	0	635
超高額医療共同事業拠出金	0	0	0	0	0	0	45	0	45
事務費拠出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
負担金	56	0	0	0	0	0	0	0	56
国庫支出金	24	47	0	0	0	47	2	0	73
都道府県支出金	3	30	2	3	614	649	334	0	985
審査支払手数料	0	596	0	0	0	596	0	0	596
共同処理手数料	0	138	0	0	0	138	0	0	138
財産収入	1	0	0	0	0	0	0	0	2
繰入金	44	43	0	0	0	43	3	0	90
繰越金	11	65	49	9	5	129	40	0	179
諸収入	47	13	169	29	835	1,046	1	0	1,094
借入金	5	0	26	2	0	28	0	0	33
歳出	177	835	53,746	74,751	3,291	132,622	1,009	0	133,807
診療報酬支出金	0	0	53,550	74,722	0	128,272	0	0	128,272
公費負担医療支出金	0	0	0	0	1,839	1,839	0	0	1,839
超高額医療共同事業医療費拠出金	0	0	0	0	0	0	23	0	23
交付金支出金	0	0	0	0	0	0	979	0	979
総務費	75	666	0	0	0	666	2	0	744
会議費	1	0	0	0	0	0	0	0	1
事業費	64	0	0	0	0	0	0	0	64
審査委員会費	0	50	0	0	0	50	0	0	50
特別審査負担金	0	1	0	0	0	1	0	0	1
レセプト電算処理システム特別分担金	0	2	0	0	0	2	0	0	2
積立金	10	27	0	0	0	27	0	0	37
基金積立金	0	0	0	0	0	0	3	0	3
借入金償還金	4	0	29	2	0	32	0	0	35
諸支出	23	89	166	27	1,452	1,733	2	0	1,758
歳入歳出差引額	15	98	49	14	2	163	50	0	228

(2) 損益計算書の作成

国保連合会についても、企業会計の原則に則って損益計算書を作成した。その結果、1998(平成10)年度の当期純損失は△2億円の赤字となった(図表2-8-4, 2-8-5)。

企業会計P/Lと事業年報とが違う理由

企業会計P/Lの当期純損失△2億円は、事業年報の数字を単純に合計した利益228億円に比べ、230億円小さい。この差は、次の理由によるものである。

- ア) 繰越金は前期繰越利益と見なし、売上高には含めていない。
- イ) 借入金は損益が発生するものではないので、収入から除く。
- ウ) 繰入金は、積立金取崩額と見なし収入とはしない。当期純利益の外数である。
- エ) 積立金および基金積立金の支出は、繰入額と見なす。利益処分であって、当期純利益の外数である。
- オ) 借入金償還金は損益が発生するものではないので、支出にしない。
- カ) 借入金償還金と借入金の差を支払利息と見なし、営業外費用に加える。

図表2-8-3. 公表ベースとの差異

	金額単位: 億円	
	97年度	98年度
(A) 事業年報の收支差引	147	228
ア) 繰越金	-167	-179
イ) 借入金	-56	-33
ウ) 繰入金	-77	-90
(B) 収入計(ア+イ+ウ)	-300	-302
エ) 積立金	-35	-37
基金積立金	-5	-3
オ) 借入金償還金	-62	-35
カ) 支払利息	6	2
(C) 支出計(エ+オ+カ)	-95	-73
企業会計P/Lの当期純損失	-57	-2
= (A) + (B) - (C)		

図表2-8-4. 国民健康保険団体連合会 損益計算書（企業会計P/L）

金額単位：億円

	97年度	98年度	百分比 (%)	前年比 (%)
売上高	127,438	133,731	100.0	104.9
診療報酬受入金	52,229	53,549	40.0	102.5
老人保健診療報酬受入金	70,086	74,722	55.9	106.6
公費負担医療受入金	1,930	1,838	1.4	95.3
医療費拠出金	622	635	0.5	102.1
超高額医療共同事業拠出金	43	45	0.0	102.6
事務費拠出金	0	0	0.0	104.3
(保険者の) 負担金	54	56	0.0	103.1
国庫支出金	42	73	0.1	173.7
都道府県支出金	988	985	0.7	99.7
審査支払手数料	531	596	0.4	112.1
共同処理手数料	130	138	0.1	106.5
諸収入	782	1,094	0.8	139.9
売上原価	125,265	131,113	98.0	104.7
診療報酬支出金	52,278	53,550	40.0	102.4
老人保健診療報酬支出金	70,087	74,722	55.9	106.6
公費負担医療支出金	1,929	1,839	1.4	95.3
超高額医療共同事業医療費拠出金	28	23	0.0	82.0
交付金支出金	945	979	0.7	103.6
売上総利益	2,172	2,618	2.0	120.5
販売費及び一般管理費	2,225	2,619	2.0	117.7
総務費	662	744	0.6	112.4
会議費	1	1	0.0	92.8
事業費	49	64	0.0	130.1
審査委員会費	51	50	0.0	98.4
特別審査負担金	1	1	0.0	101.2
レセプト電算処理システム特別分担金	2	2	0.0	106.1
諸支出	1,460	1,758	1.3	120.4
営業利益(損失)	-53	-1	-0.0	—
営業外収益	2	2	0.0	90.4
営業外費用	6	2	0.0	—
経常利益(損失)	-57	-2	-0.0	—
当期純利益(純損失)	-57	-2	-0.0	—
前期繰越利益	167	179	0.1	107.6
当期末処分利益	109	178	0.1	162.4
積立金取崩額	77	90	0.1	116.1
積立金繰入額	35	37	0.0	106.4
基金積立金繰入額	5	3	0.0	65.8
次期繰越金*	179	—	—	—
その他不明	32	—	—	—

* 次期繰越金は翌期にならないとわからない

「都道府県国民健康保険団体連合会事業の概況」の数字

歳入	127,739	134,035	100.2	104.9
歳出	127,592	133,807	100.1	104.9
歳入歳出差引額	147	228	0.2	154.3

図表2-8-5. 国民健康保険団体連合会 損益計算書 1998年度勘定別明細（企業会計P/L）

金額単位：億円

	一般 会計	診療報酬審査支払特別会計					高額 医療費 共同事業 特別会計	計
		業務 勘定	国民健 康保険	老人 保健	公費 負担	計		
売上高	130	824	53,719	74,754	3,287	132,585	1,016	133,731
診療報酬受入金	0	0	53,549		0	53,549	0	53,549
老人保健診療報酬受入金				74,722		74,722		74,722
公費負担医療受入金	0	0	0	0	1,838	1,838	0	1,838
医療費拠出金	0	0	0	0	0	0	635	635
超高額医療共同事業拠出金	0	0	0	0	0	0	45	45
事務費拠出金	0	0	0	0	0	0	0	0
(保険者の) 負担金	56	0	0	0	0	0	0	56
国庫支出金	24	47	0	0	0	47	2	73
都道府県支出金	3	30	2	3	614	649	334	985
審査支払手数料	0	596	0	0	0	596	0	596
共同処理手数料	0	138	0	0	0	138	0	138
諸収入	47	13	169	29	835	1,046	1	1,094
売上原価	0	0	53,550	74,722	1,839	130,111	1,001	131,113
診療報酬支出金	0	0	53,550		0	53,550	0	53,550
老人保健診療報酬支出金				74,722		74,722		74,722
公費負担医療支出金	0	0	0	0	1,839	1,839	0	1,839
超高額医療共同事業医療費拠出金	0	0	0	0	0	0	23	23
交付金支出金	0	0	0	0	0	0	979	979
売上総利益	130	824	169	32	1,449	2,474	14	2,618
販売費及び一般管理費	163	808	166	27	1,452	2,452	4	2,619
総務費	75	666	0	0	0	666	2	744
会議費	1	0	0	0	0	0	0	1
事業費	64	0	0	0	0	0	0	64
審査委員会費	0	50	0	0	0	50	0	50
特別審査負担金	0	1	0	0	0	1	0	1
レセプト電算処理システム特別分担金	0	2	0	0	0	2	0	2
諸支出	23	89	166	27	1,452	1,733	2	1,758
営業利益（損失）	-33	17	3	6	-3	22	10	-1
営業外収益	1	0	0	0	0	0	0	2
営業外費用	-1	0	3	0	0	3	0	2
経常利益（損失）	-30	17	-0	5	-3	18	10	-2
当期純利益（純損失）	-30	17	-0	5	-3	18	10	-2
前期繰越利益	11	65	49	9	5	129	40	179
当期未処分利益（未処理損失）	-19	82	49	14	2	147	50	178

(3) 損益計算書の分析

1998（平成10）年度の当期純損失は、国保連合会全体で△2億円である。売上原価が増加したものとの、それ以上に売上高が伸びたので、前年度の△57億円に比べて赤字幅が縮小した。

一般会計

当期純損失は△30億円の赤字である。一般会計は、保険者の負担金で連合会の独自事業を行っている会計である。1998（平成10）年度には、総務費に75億円、事業費に64億円かかっており、国庫支出金42億円を投入しても赤字となった。

診療報酬審査支払特別会計

この会計は、医療機関への支払事務を代行している。売上高の診療報酬受入金と売上原価の支出金はほぼ同じ額になる。1998年度は公費負担分の諸収入が大幅に増加し（対前年度139.9%）、国保連合会全体の収益改善に寄与している。しかし、諸収入の増加要因を特定することはできなかった³。

手数料収入を得て審査・支払業務を代行している業務勘定も17億円の黒字である。業務勘定のうち人件費・経費の支出である総務費は、前年比113.3%増加し666億円となっているが、これを上回る手数料収入を得て黒字となった。また、業務勘定に対しても国や都道府県から合わせて77億円が支出されている。

高額医療費共同事業特別会計

当期純利益は10億円の黒字である。この会計の主な収入は、ア) 保険者からの拠出金、イ) 国から都道府県国保連への補助（都道府県への地方財政措置）、ウ) 国保中央会が行う全国レベルでの超高額医療共同事業に対する国庫からの助成、である。支出は高額医療を行った市町村への交付金や国保中央会の共同事業への拠出金である。前年度に比べると交付金が3.5%増えているが、収入も増加して黒字を維持している。

3 諸収入の76%は、診療報酬審査支払特別会計の公費負担医療診療報酬支払勘定分であり、うち45%が大阪府で発生している。大まかな傾向としては1997（平成9）年度もほぼ同じである。

(4) 貸借対照表の作成

国保連合会は、事業報告及び決算、財産目録を都道府県知事に届け出て、かつ公告することが定められている（国保法施行令第23条、24条）。しかし、国保中央会がまとめる事業年報には、財産目録など貸借対照表に当たるものは掲載されていない。事業年報から把握可能な費目は、預託金、貸付金、借入金、積立金、基金である。これを企業会計の貸借対照表に落とし込むと次のようになる（図表2-8-6）。

図表2-8-6. 国保連合会
貸借対照表（企業会計B/S） 単位：億円

	1997年度	1998年度
預託金	102	103
貸付金	895	574
資産	997	677
借入金	56	33
負債	56	33
積立金	35	37
基金	5	3
資本	39	40
資本・負債	95	73
正味財産（資産－負債）	941	644

ここでの借入金は、残高ではなく、その年に借り入れた金額である。事業年報では歳入に計上されている。当年度に借り入れをしていない県であっても、前年度までに借り入れをしていて、まだ返済を終わっていない場合もあるが、その残高は示されていない⁴。積立金、基金として記載されている金額も、保有残高ではなく当年度の繰入金額である。判明している資産に比べて、負債や資本がかなり小さいこともあり、実際の資本および負債の残高はさらに大きいものと推察される。

(5) 正味財産の分析

正味財産は644億円である。貸借対照表の上では、前年度から297億円減少している。しかし、資本・負債については残高が判明していないので、正確なものではない。積立金および基金への繰入額は増加しているので、正味財産も増加している可能性が大きい。

4 1998（平成10）年度には、借り入れを行った都道府県の数よりも、償還した都道府県の数の方が多い。

III. 医療保険の連結財務諸表

1. お金の流れ

これまで保険者の財務状況を個別に見てきた。さらに医療保険財政の全貌を把握するためには、個別の会計を全体の中で体系化する必要がある。そのために、図表3-1-1では医療保険のお金の流れを大まかに整理した。

一般被保険者の場合、徴収された保険料は、被用者保険の場合は支払基金、国保の場合は国保連合会に給付費として支払われる。支払基金と国保連合会はそれぞれ審査・支払業務を行って、医療機関に診療報酬を支払う。

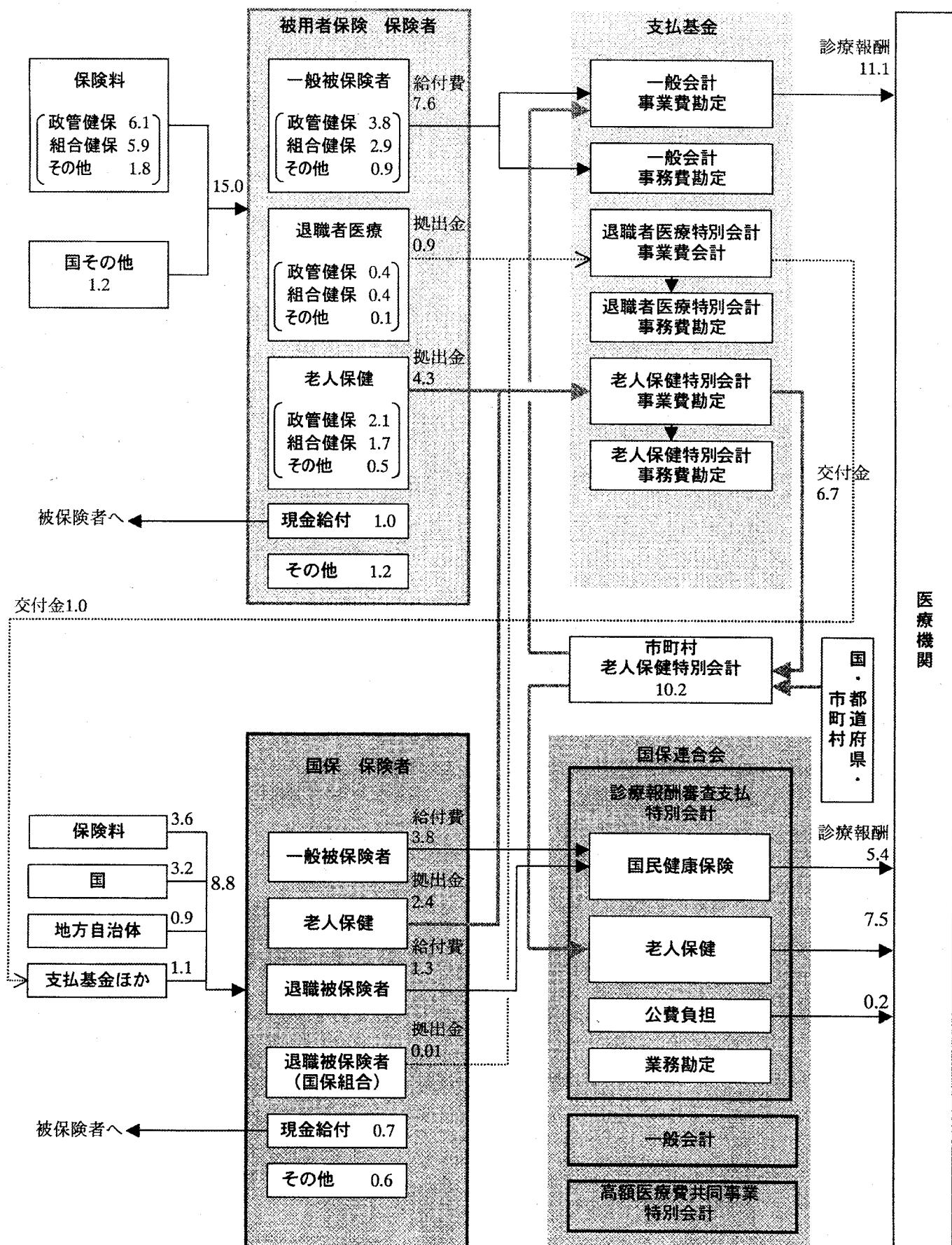
老人保健はやや複雑である。被用者保険の保険者と国保の保険者とが、支払基金の老人保健特別会計に拠出金を拠出する。被用者保険と国保からの拠出金が、すべて支払基金に集約されるわけである。支払基金は、この財源をもとに市町村の老人保健特別会計に交付金を交付する（老人保健法第48条）。これは市町村が行う給付に要する費用の10分の7に相当する。市町村は、支払基金からの交付金と国および都道府県の負担金をもって老人保健特別会計を運営する¹。ところが、市町村は自らが審査・支払事務を行うわけではない。市町村は、支払基金と国保連合会に事務業務を委託している。したがって、被用者保険を例にとると、支払基金に拠出した拠出金が市町村に交付された後、再び支払基金に戻ってくるという流れになっている。

退職被保険者では、被用者保険の保険者が支払基金に拠出金を拠出する。支払基金はこれを国保に交付金として交付する。国保は、国保が徴収した退職被保険者分の保険料と支払基金からの交付金を合わせ、国保連合会に支払事務を委託している。

1 医療等に要する費用については、10分の7を支払基金が市町村に交付し、10分の2を国、10分の0.5を都道府県が負担する。

図表3-1-1. 医療保険のお金の流れ：1998年度

単位：兆円



2. 連結損益計算書

(1) 損益計算書の作成

これまで企業会計の原則に則って、各保険者、支払基金、国保連合会の損益計算書を作成してきた。しかし、これらを単純に合算すれば、医療保険全体の連結損益計算書ができるわけではない。医療保険の仕組みの中ではお金の流れが行きつ戻りつしている。そのため、このまま合算すると売上高や売上原価がダブルカウントされてしまうからである。

そこで、ここではダブルカウントとなる部分を控除し、あらためて全体の連結損益計算書を作成した。以下、その作成手順を解説する。

連結損益計算書の範囲

ここで連結したのは政管健保、組合健保、船員保険、共済組合、国保、支払基金、国保連合会のすべての会計および勘定である。

船員保険には、年金保険や失業保険も含まれているが、金額が小さく大勢に影響がないこと、疾病分のみの入件費や経費を切り出すことが困難であることから、船員保険全体の数字を対象とした。

国保は診療所や病院も経営している。診療所や病院は、国保の医療保険事業から財政的支援を受けているので、診療所および病院もあわせて連結した。

支払基金と国保連合会では、審査・支払事務の代行を請け負っている。これは医療保険事業と性格を異なるアウトソーシング事業である。とはいえ、アウトソーシング事業は医療保険事業があってこそ成り立つこと、支払基金や国保連合会自体の運営費（入件費や経費）も含まれていることから、連結対象とした。

以上すべての損益計算書を横並びに合算したものが図表3-2-1の合計①の部分である。この段階では、医療保険全体の1998（平成10）年度の当期純利益は1,671億円となっている²。

² この段階ではダブルカウントの部分を控除していないので、売上高や売上原価の合計を見ることには意味がない。

図表3-2-1. 1998年度 損益計算書

金額単位:億円

	政管 健保	組合 健保	船員 保険	共済 組合	国 保		支払 基金	国保連	合計 ①	重複 項目	連結 P/L
					事業費	診療所 病院					
I 売上高	70,840	61,085	895	17,735	87,514	8,475	189,326	133,731	569,601		285,425
1.保険料	60,698	58,727	819	17,309	35,877			0	173,431		173,431
2.国庫補助金・負担金	9,746	417	61	28	31,267	9		73	41,602		41,602
3.都道府県支出金					589	32		985	1,607		1,607
4.繰入金					7,969	712		0	8,682		8,682
5.病院診療所・施設収入		1,036				7,663		0	8,699		8,699
6.退職者療養給付費交付金					10,392			0	10,392	レ	
7.高額医療共同事業交付金					978			0	978	レ	
8.財政調整事業交付金		729						0	729	レ	
9.診療報酬受入金							73,392	53,549	126,941	レ	
10.老人保健診療報酬受入金							26,159	74,722	100,881		33,799
11.公費負担医療等受入金							11,148	1,838	12,986		12,986
12.老人保健医療費拠出金収入							67,169	0	67,169	レ	
13.退職者療養給付費拠出金							9,573	0	9,573	レ	
14. (共同事業)医療費拠出金							0	635	635	レ	
15.超高額医療共同事業拠出金							0	45	45	レ	
16.助成費補助金収入							520	0	520		520
17.事業費拠出金収入							224	0	224	レ	
18.事務費拠出金収入							353	0	353	レ	
19.(保険者)負担金							0	56	56	レ	
20.その他	396	175	15	397	441	58	789	1,828	4,099		4,099
II 売上原価	68,171	53,939	712	17,872	82,519	2,538	189,052	131,113	545,916		261,585
保険給付費	43,187	32,151	539	10,614	43,795	0		0	130,286		16,092
21.医療給付費	37,892	28,700	393	9,486	37,723				114,194	レ	
22.その他の給付費	5,295	3,451	146	1,128	6,072				16,092		16,092
23.老人保健拠出金	20,769	17,107	148	5,326	24,351			0	67,700	レ	
24.退職者給付拠出金/被用者	4,215	3,822	26	1,355				0	9,419	レ	
退職者給付拠出金/国保					13,508				13,508		891
25.医療給付費					12,617				12,617	レ	
26.その他の給付費					891				891		891
27.日雇拠出金		7						0	7	レ	
28.支払審査手数料					230			0	230	レ	
29.診療報酬支払	0	0	0	0	0	0	73,392	53,550	126,942		126,942
30.老人保健法診療報酬支払							26,140	74,722	100,862		100,862
31.公費負担医療支出金							11,150	1,839	12,988		12,988
32.老人保健医療費交付金							67,083	0	67,083	レ	
33.退職者療養給付費交付金							10,271	0	10,271	レ	
34.超高額医療共同事業拠出金							0	23	23	レ	
35.財政調整事業拠出金		841					0		841	レ	
36.高額医療共同事業拠出金					636		0		636	レ	
37.老人保健/事務費交付金							332	0	332	レ	
38.老人保健/助成費							685	0	685		685
39.交付金支出金							0	979	979	レ	
40.その他		10		576		2,538	0	0	3,124		3,124
売上総利益	2,669	7,146	182	-137	4,995	5,937	274	2,618	23,685		23,840
III 販売費及び一般管理費	2,100	6,365	239	40	4,097	6,153	849	2,619	22,462		22,462
営業利益(損失)	569	781	-57	-177	898	-216	-575	-1	1,223		1,378
IV 営業外収益		380	44	116		298	44	2	884		884
V 営業外費用	216	0	0	1	9	273	116	2	617		617
経常利益(損失)	353	1,161	-13	-61	889	-190	-647	-2	1,490		1,645
VI 特別利益		177		2		46	-18		207		207
VII 特別損失		0		1		26	0		27		27
当期純利益(純損失)	353	1,339	-13	-60	889	-170	-665	-2	1,671		1,826

ダブルカウント（重複）の控除

医療保険財政の全体像は、次のポイントを押さえることによって把握できる。

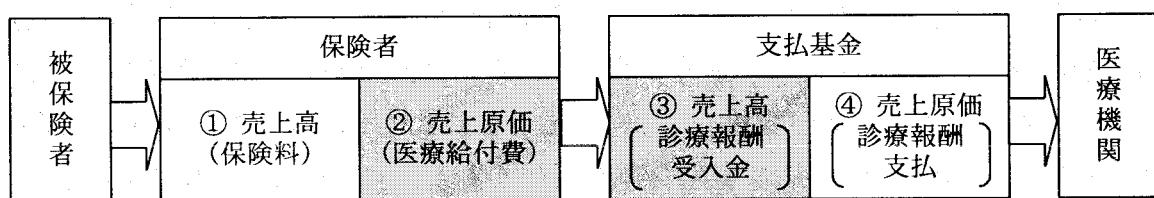
- (I) 医療保険全体でいくらの収入があったか。
- (II) いくらを医療機関に支払ったか。
- (III) いくらをマネジメントコスト（販売費及び一般管理費）に費やしたか。
- (IV) その結果、いくらの利益が残ったか。

まず入り口（I）と出口（II）を押さえていくこととしよう。

被用者保険の一般保険者を例にとると保険料は次のように流れている（図表3-2-2）。

- ① 保険者は被保険者から保険料を徴収する。
- ② 保険者は医療機関に支払うべき診療報酬を医療給付費として支払基金に委託する。
- ③ 支払基金は医療機関への支払を行うため、保険者から診療報酬を受け入れる。
- ④ 支払基金が医療給付費を診療報酬として医療機関に支払う。

図表3-2-2. 被用者保険 一般被保険者の保険料の流れ



* 図表3-2-4のア) の部分

医療保険全体として見る場合は、入り口としては①を、出口としては④を押さえておけばよい。その間の売上高と売上原価（②③）は重複するので、連結損益計算書ではカウントしない（図表3-2-1の重複項目欄にチェックした費目である）。

基本的に、上記の②と③は同じ額なるはずである。しかし、実際には②が発生主義、③が現金主義（あるいはその逆）で捉えた数字になっているなどして、完全には一致しない。そのため、この方法で最終的な損益を求めると、個々の保険者の利益を合算した数字との間に若干の差異もある（詳細後述）。

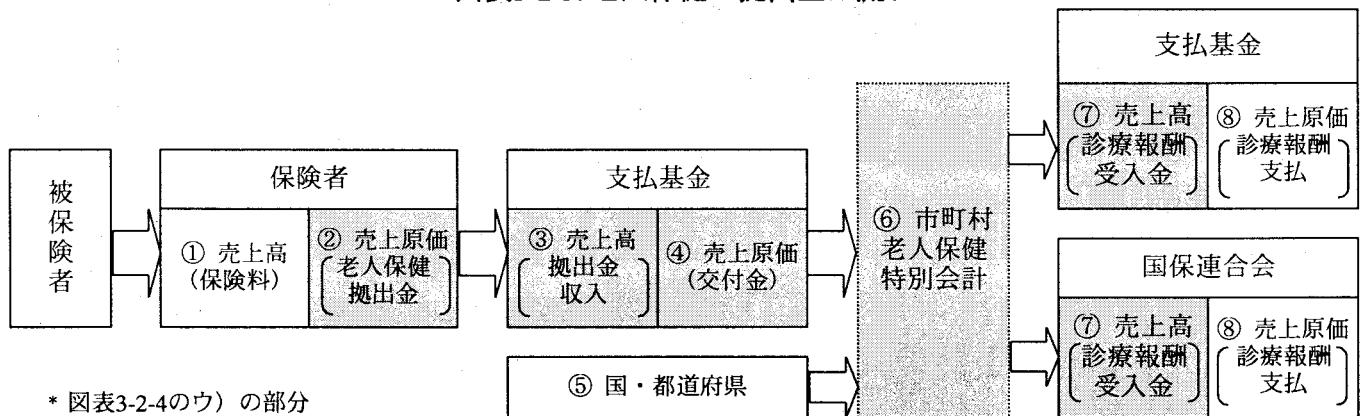
退職者療養給付費や老人保健医療費はさらに複雑な流れになる。しかし、考え方は上記の例と同じである。入り口すなわち保険料（売上高）と、出口すなわち医療機関に支払われる費用（売上原価）を押さえ、その間の費用を控除する。

たとえば、老人保健の拠出金の流れは以下のようになる。

- ① 保険者は被保険者から保険料を徴収する。
- ② 保険者は支払基金に老人保健拠出金を委託する。
- ③ 支払基金は老人保健拠出金を受け入れる。
- ④ 支払基金は、老人保健拠出金をもとに、市町村に老人保健交付金を交付する。

- ⑤ 国および都道府県が市町村の老人保健特別会計に負担金を繰り入れる。
- ⑥ 市町村は老人保健にかかる費用を受け入れ、診療報酬の支払を支払基金と国保連合会に委託する。

図表3-2-3. 老人保健 拠出金の流れ



ここでの入り口は①保険料である。ただしここで留意すべき点は、途中⑤で国と都道府県から公的資金が投入されていることである。そこで、老人保健の入り口は①保険料と⑤公的資金ということになる³。出口は⑧診療報酬支払である。これ以外の費用（図表の網掛け部分）はダブルカウントされているので、医療保険全体を連結する際には控除しなければならない。

一般管理費および販売費は、各保険者や支払基金、国保連合会のマネジメントコストである。他の保険者などに対して支出されるものではないので、それぞれの販売費及び一般管理費を単純に合算して差し支えない。

なお、医療保険は原則「現物給付」であるが、保険証を持たずにやむを得ず窓口で10割を支払ったような場合には、もともとの現物給付対象額が現金で支給される。図表3-2-1でいえば「22,24 その他の給付費」の部分にあたる。これは他の費用とダブルカウントにはならず、直接、被保険者に支払われるので、連結損益計算書を作成する際にはそのまま売上原価に計上する。

なお、「現金給付」ではなく「その他の給付費」という名称にしたのは、保険者によっては現物給付と現金給付を区分して事業年報に記載しておらず、やや不明確な点も残っているためである。

以上の手順で連結損益計算書の数字を求めるとき、売上高が28.5兆円、売上原価が26.2兆円、販売費及び一般管理費が2.2兆円、当期純利益1,826億円となる（図表3-2-1の連結P/L欄）。一方、個々の保険者の当期純利益を単純合計した場合の当期純利益は1,671億円である。連結損益計算書の数字と異なるのは、前述のとおり重複している費目それぞれで同じ数字を控除できないためである。

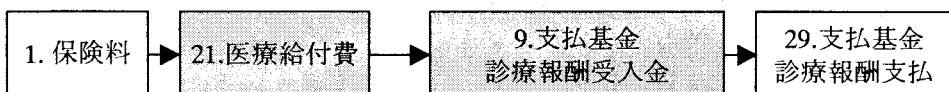
³ 図表3-2-1を見ると、④の交付金が「32.老人保健医療費交付金」で6.7兆円、⑦の診療報酬受入金が「10.老人保健診療報酬受入金」で10.1兆円である。図表3-2-1では、この差の3.4兆円を公的資金分として、連結売上高に算入した。

図表3-2-4. 保険料の流れ

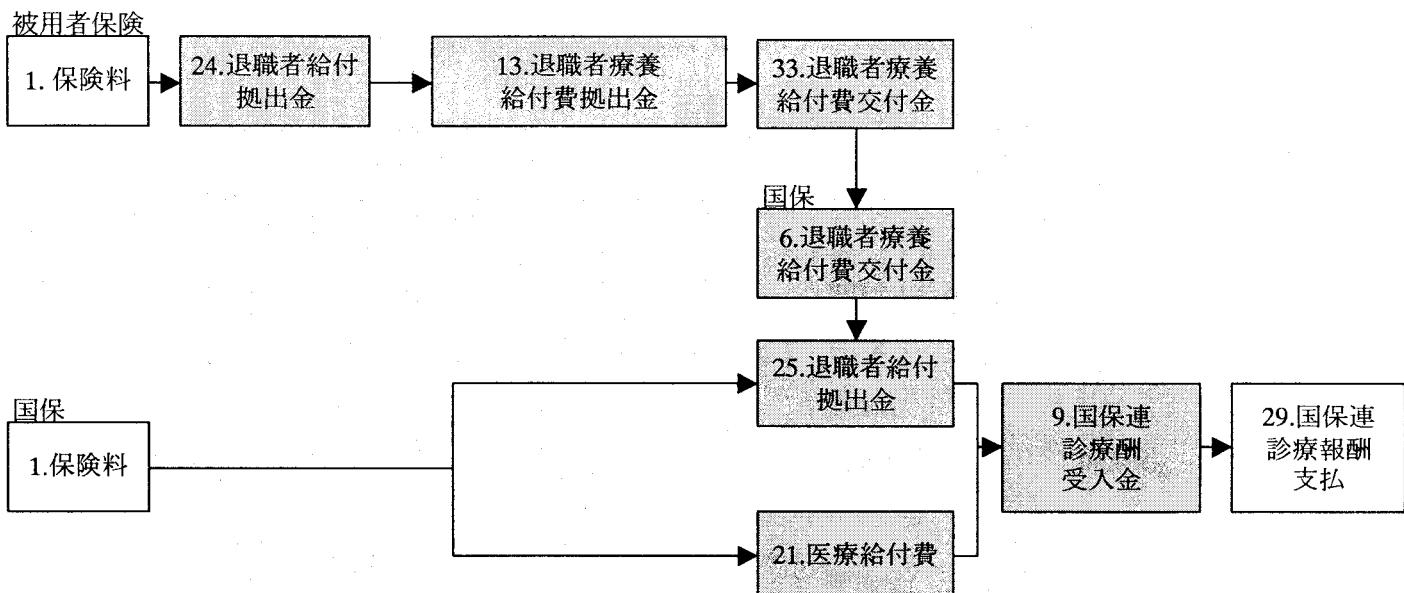
■ :ダブルカウントになるため連結損益計算書作成時には削除する主な項目

費目の前の数字は図表3-2-1の番号と同じ。

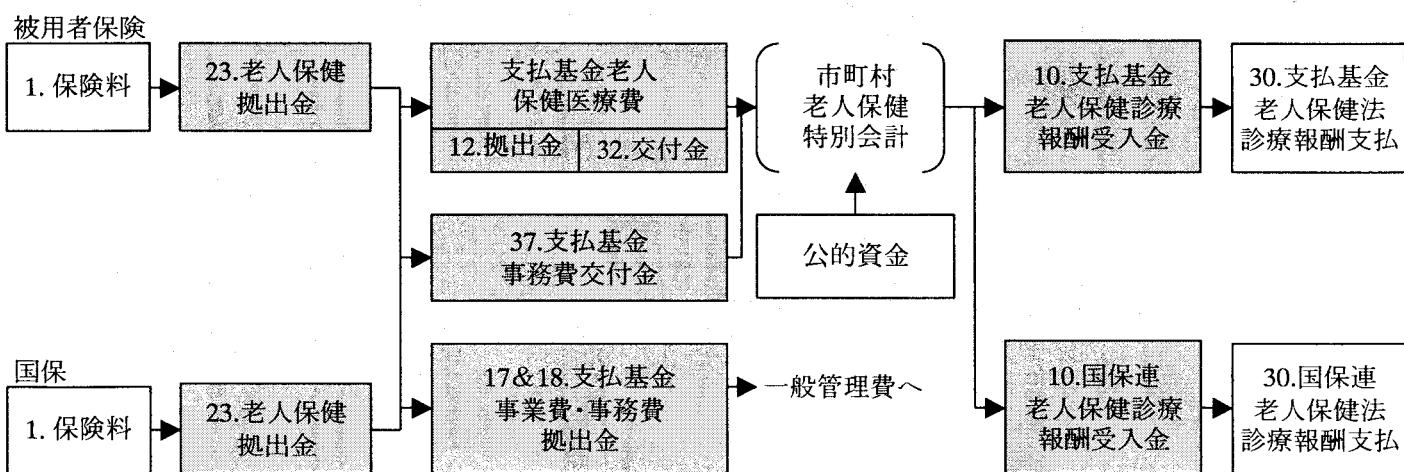
ア) 被用者保険の一般被保険者



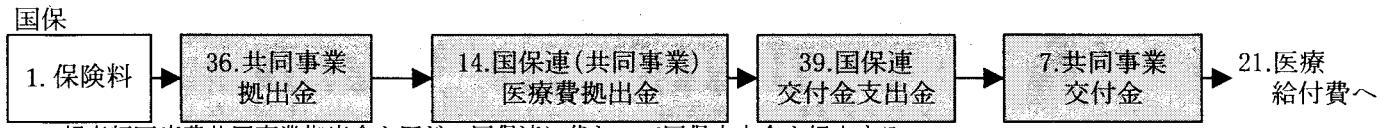
イ) 退職被保険者および国保の一般被保険者



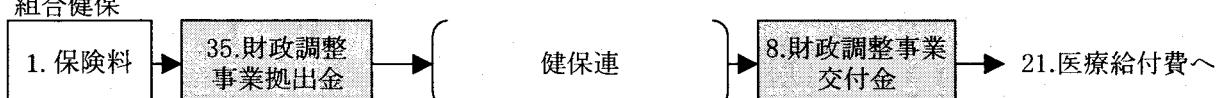
ウ) 老人保健



エ) その他



組合健保



(2) 損益計算書の分析

図表3-2-5は、以上の手順を踏んで作成した連結損益計算書を整理したものである。

なお、当期純利益は1,826億円となっているが、以下の分析では、当期純利益についてのみ個々の企業会計P/Lの当期純利益を合計した1,671億円を使用する⁴。

図表3-2-5.1998年度 連結損益計算書（企業会計P/L）

金額単位:億円

	97年度	98年度	百分比 (%)	前年比 (%)
I 売上高	280,150	285,425	100.0	101.9
保険料	171,724	173,431	60.8	101.0
公的資金	95,950	99,195	34.8	103.4
国庫補助金・負担金	41,653	41,602	14.6	99.9
都道府県支出金	1,663	1,607	0.6	96.6
繰入金	8,348	8,682	3.0	104.0
公費負担医療等受入金	12,527	12,986	4.5	103.7
助成費補助金収入	526	520	0.2	98.8
老人保健診療報酬受入金	31,233	33,799	11.8	108.2
病院診療所・施設収入	8,668	8,699	3.0	100.4
その他	3,808	4,099	1.4	107.6
II 売上原価	259,277	261,585	91.6	100.9
医療機関への支払	239,022	240,792	84.4	100.7
診療報酬支払	130,472	126,942	44.5	97.3
老人保健法診療報酬支払	96,053	100,862	35.3	105.0
公費負担医療支出金	12,496	12,988	4.6	103.9
保険者への現金給付	16,425	16,983	6.0	103.4
一般被保険者	15,595	16,092	5.6	103.2
退職被保険者	830	891	0.3	107.4
その他	3,830	3,810	1.3	99.5
老人保健／助成費	718	685	0.2	95.5
その他	3,112	3,124	1.1	100.4
売上総利益	20,873	23,840	8.4	114.2
III 販売費及び一般管理費	22,055	22,462	7.9	101.8
営業利益（損失）	-1,182	1,378	0.5	—
IV 営業外収益	921	884	0.3	96.0
V 営業外費用	711	617	0.2	86.8
経常利益（損失）	-972	1,645	0.6	—
VI 特別利益	1,608	207	0.1	12.9
VII 特別損失	23	27	0.0	117.3
当期純利益	613	1,826	0.6	297.7
個々の企業会計P/Lを積み上げたときの当期純利益				
当期純利益	273	1,671	0.6	612.3

4 連結損益計算書はダブルカウントの費目を控除して作成したものであるが、必ずしも重複控除を完全に行うことができないからである。

売上高の内訳

1998（平成10）年度の連結売上高は28.5兆円である。うち被保険者からの保険料が17.3兆円で、売上高全体の61%を占める。公的資金は売上高の35%で9.9兆円である。公的資金とは、国庫補助金、都道府県支出金、市町村の一般会計からの繰入金、公費負担医療医療受入金、および老人保健診療報酬受入金である。老人保健診療報酬受入金は、保険者からの拠出金ではなく、国・都道府県・市町村が負担する部分を指している。

売上高の内訳は1997年度もほぼ同じである。

費用の内訳（売上高百分比）

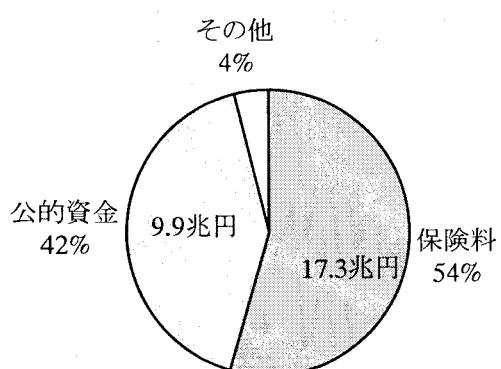
では、売上高は、どのような使途に使用されているのであろうか。

売上高の84%が支払基金や国保連合会から医療機関に直接支払われる診療報酬である。そのほか6%が被保険者に「現金給付」されている。残り10%のうち、8%が保険者や支払基金、国保連合会の管理費、つまり人件費や経費である。そして残った2%がその他の費用や利益である。売上高の実に10%近くが、保険者のマネジメントコストに費やされていることになる。

売上原価の内訳も1997年度とほぼ同じである。

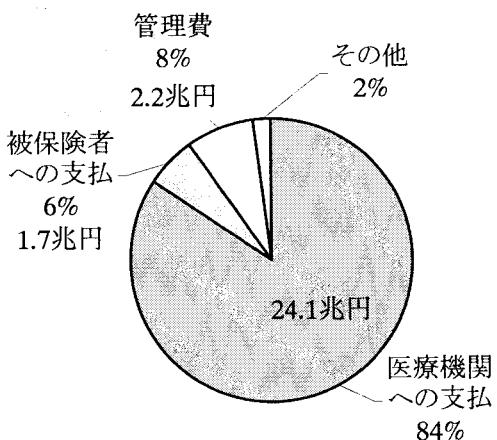
図表3-2-6. 売上高の内訳

28.5兆円



図表3-2-7. 費用の内訳(売上高比)

28.5兆円



当期純利益

当期純利益だけに着目すると、個々の企業会計P/Lで求めた当期純利益を合算するほうが正確である⁵。そこで、以下にそれぞれの当期純利益を抜き出した。

医療保険全体を連結すると、1998（平成10）年度の当期純利益は1,671億円である。保険者が黒字であり、支払基金や国保連合会が赤字を被る構造になっている。1997（平成9）年度に比べると全体で1,399億円増加している。これは主として、老人保健拠出金の増加により、支払基金の老人保健特別会計の赤字が大幅に縮小されたためである。

図表3-2-8. 保険者全体の連結当期純利益

金額単位: 億円

	当期純利益(損失)	
	97年度	98年度
政管健保	773	353
組合健保	979	1,339
船員保険	32	-13
共済組合	-129	-60
I. 被用者保険	1,655	1,619
事業費勘定	-3,454	-708
事務費勘定	23	43
II. 支払基金	-3,431	-665
事業勘定	2,230	889
診療所	-50	-44
病院	-75	-127
III. 国民健康保険	2,105	719
一般会計	-41	-30
診療報酬審査支払特別会計	-31	18
高額医療費共同事業特別会計	16	10
IV. 国保連合会	-57	-2
医療保険事業連結	272	1,671

5 連結損益計算書はダブルカウントの費目を控除して作成したものであるが、必ずしも重複控除を完全に行うことができないからである。

3. 連結正味財産

貸借対照表はあまりにも不完全なものが多いため、連結貸借対照表を作成することには意味がない。そこで、ここでは正味財産の部分のみを連結した。なお、いずれも判明しているもののみ、つまり最低限のものである。

医療保険全体の正味財産は1997（平成9）年度、1998（平成10）年度ともに最低でも5兆円を超える規模である。なお、ここには国保病院分は含まれていない。

正味財産は支払基金だけが赤字である。これは老人保健特別会計での累積赤字を補填するため、9,000億円を超える負債があるからである。

図表3-3-1. 保険者全体の連結正味財産

	正味財産	
	97年度	98年度
政管健保	7,712	7,340
組合健保	40,713	37,652
船員保険	1,229	1,204
共済組合	6,292	6,241
I. 被用者保険	55,947	52,437
事業費勘定	-8,601	-9,273
事務費勘定	913	945
II. 支払基金	-7,688	-8,328
事業勘定	6,687	6,975
診療所	89	103
病院	—	—
III. 国民健康保険	6,777	7,078
一般会計		
診療報酬審査支払特別会計		
高額医療費共同事業特別会計		
IV. 国保連合会	941	644
医療保険事業連結	55,976	51,830

4. 医療保険財政の全体像

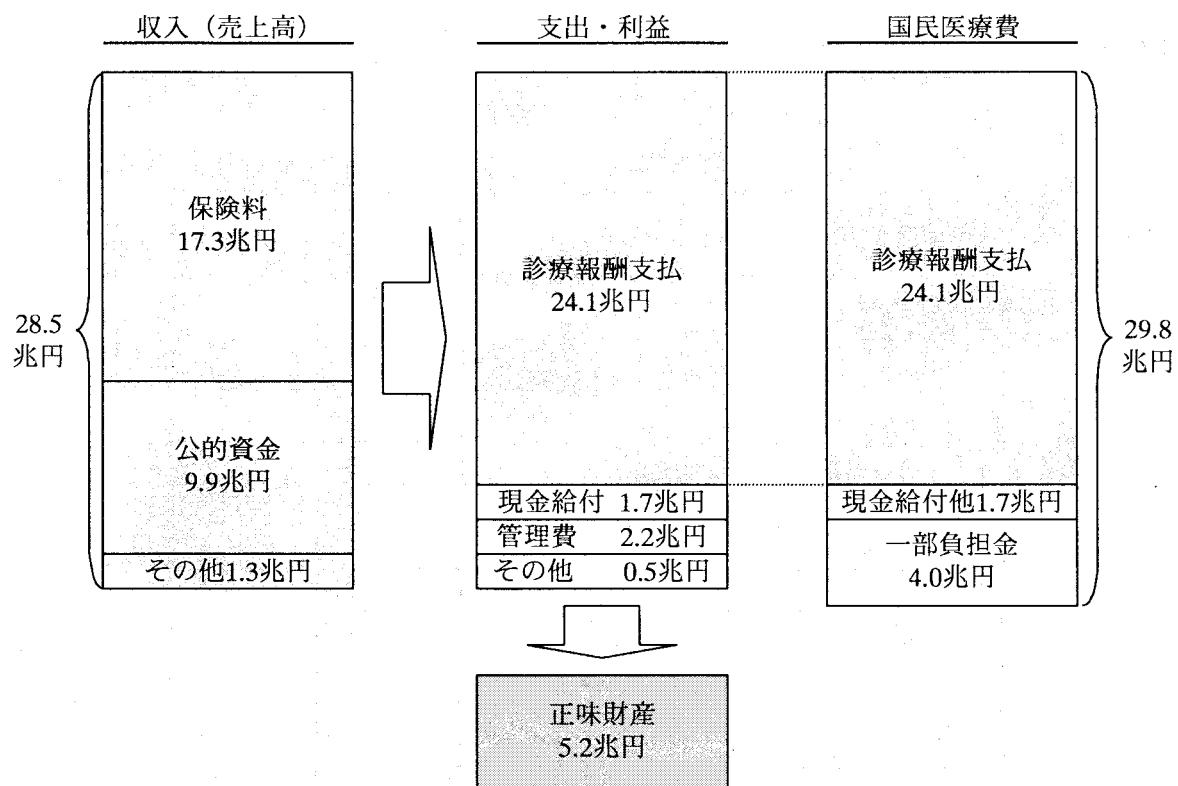
最後に、医療保険財政の全体像を示しておく。

医療保険財政全体としては、1998（平成10）年度は28.5兆円の売上高があった。このうち支払基金や国保連合会を通じて医療機関に支払われる診療報酬は24.1兆円である。医療費には、これも含めて以下のものがある。

ア) 支払基金や国保連合会からの診療報酬	24.1兆円
イ) 患者一部負担金	4.0兆円
ウ) 現金給付の一部 ⁶ （患者が一時立て替えをして医療機関に支払っているもの）および その他（全額自費、労災、その他）	1.7兆円

以上の合計29.8兆円が1998年度の国民医療費である。

図表3-4-1. 医療保険財政の全体像（1998年度）



他方、売上高のうち2.2兆円は、保険者のマネジメントコストに費やされている。収益構造は1997（平成9）年度もほぼ同じである。2.2兆円は売上高の8%にあたるので、保険料のうち毎年1割近くが管理費に充当されることになる。

また、利益の中から剰余金を積み立てた結果、1998年度の正味財産は5.2兆円に上っている。これは、この年の保険料の3割に上る大きさである。

6 保険証を保持しておらずやむを得ず窓口で10割を支払った場合、保険医療機関以外で診察を受けた場合には、現物給付相当額が現金で支給される。また高額療養費の基準超過分や出産一時金、医療機関への移送費なども現金支給である。ただし出産一時金は「国民医療費」には算入されない。

IV. 医療保険制度改革に向けての課題

1. 財務的課題

政管健保

政管健保には、毎年14,792億円の借入金がある。これは、旧制度が残した累積赤字を埋めるためのものである。一般会計が負担することになっているが、財政状況が厳しいため、利息分だけが補填されている。利息は、1997（平成9）年度には330億円、1998（平成10）年度には216億円である。一方、政管健保の1998年度の正味財産は7,340億円である。このうち事業運営安定資金6,932億円は、企業の剰余金にあたるものである。6,932億円を借入金の返済に充当すると仮定すると、借入金は7,860億円となる。このとき、利率が同じであれば、支払利息は216億円から115億円になる。これだけで約100億円の支出が減るのである。

支払利息は一般会計で補填することになっている以上、事業運営安定資金の投入は不可能であるという反論もある。事業運営安定資金6,932億円が預金で保有されていた場合、支払利息と同じ利率で計算すると、約100億円の利息収入があってもよいはずである。しかし、政管健保の事業年報に利息収入などの営業外収益に該当する費目はない。このように政管健保では、事業運営安定資金というキャッシュフローに充当できる資産がありながら、運用益を得ることもなく借り入れを続けているのである。

組合健保

健保組合は、全組合の半数以上（54%、966組合）が、1998（平成10）年度の経常収支で赤字である¹。健保組合間の財源の不均衡を調整するため、健保組合連合会は各組合から拠出金を得て、財政の負担を軽減することが必要な組合に交付金を交付することになっている（健康保険法附則第8条、健康保険法施行令第88条）²。毎年赤字組合の数が問題視される一方で、全組合を合計した組合健保の正味財産は年々増加し、4兆円にいたるとしている。組合間の財政調整を行う余地が、まだ十分にあるといえるだろう。

また、病院や保養所など関連事業での赤字が、毎年数百億円にも及んでいる。1997（平成9）年度には△611億円、1998（平成10）年度には△588億円の赤字を出している。保養所の売却が進まないといった問題もあるが、今なら正味財産を財源に撤退を進めることもできるはずである。現状の合理化スピードが十分とはいえない。

1 企業会計P/Lでのものではなく、健保組合の決算ベースでの赤字である。一般収支での赤字組合数は公表されていない。

2 これを財政調整という。

支払基金

支払基金では、資産見返勘定を負債に計上している。しかし、企業会計的に考えれば、取り崩すことができる財源は剰余金であり、資産見返勘定は資本である。また支払基金の一般会計事務費勘定では、資産見返勘定が、売上高の一部を内部留保するために使用されている。売上高は売上高として把握すべきであろう。

支払基金一般会計の売上高は、ここ3年間減少しつづけている。ところが、人件費や経費をまかぬ一般管理費は、毎年2%から4%増加している。売上高が減少しているということは、一般の企業でいえば事業を縮小しているわけである。このようなときに、なぜ一般管理費が手厚くなるのか理解に苦しむ。

老人保健特別会計には9,000億円を超える借入金がある。これは、保険者には概算額で拠出金を請求している反面、医療機関には確定額で支払わなければならないため、その差額を被っているものである。老人医療費の上昇はある程度予想されることなので、概算額を多めに見積もることでこの差は解消できるが、すぐさま保険料の引き上げに反映させにくいという事情もある。しかし、もし老人保健が破綻すれば、借入金は保険者に付け替えるしかない。また毎年の支払利息分は、結局は被保険者が負担することになる。このような費用の存在を明らかにし、傷口が大きくなる前に検討の土俵に載せるべきであろう。

支払基金は、19兆円もの資金が流れ込んでいる。この資金については、監事4人³（うち3人は非専任）で監査をしている。監事は、業務監査と会計監査の両方を行わなければならない。しかも、監査は第三者性が要求されるものであり、支払基金の内部でいかにチェック機能が働いているかは問題外である。売上高が数兆円に上る企業では、常勤の監査役が5人以上いるのが一般的である⁴。非常勤3人を含む4人で支払基金の監査を行うのは限界があるのでないかと思われる。会計監査に精通した専門家を起用していくことが望まれる。

3 支払基金法第8,9条

4 企業の例：伊藤忠商事（売上高12.1兆円、監査役5人）、トヨタ自動車（売上高7.4兆円、監査役5人）、東京電力（売上高5.1兆円、監査役7人）

国民健康保険

国保事業勘定の最大の課題は、1998（平成10）年度だけでも2,500億円に上る未収金の大きさにある。国保自体も問題視しているが、自らの徴収体制に問題がないとは言い切れない。いくら転出入が激しくても、転出入のいずれかに清算するなどの対策はとれるはずである⁵。逆に本当に支払いが厳しい人々に対しては福祉の道を拓くべきであろう。

未収金の問題は、その解決をそれぞれの国保に委ねて終わる問題ではない。金額が巨額なこともあります、市町村の手には余る。国のレベルでの取り扱いをより明確化すべきである。

正味財産の主な中味は基金等保有額であり、年々増加している。この背景には、厚生省が保険給付額の5%を積み立てるよう指導していることもあげられる（「平成11年度国民健康保険の保険者の予算編成について」）。しかし、基金は義務ではなく、任意である（地方自治法第241条）⁶。本当に厳しい赤字であれば、積み立てをする財源を国保全体の収益改善のための業務改革に振り向けることも考えるべきではないだろうか。

5 未収金対策が全く手付かずというわけではない。2000（平成12）年4月からは、保険料の収納率向上のための取り組みが、今まで以上に強化されている。特に1年を超えて保険料を滞納した場合は、被保険者証を返還し、かわって資格証明書が交付されることになった。資格証明書の場合は、医療機関の窓口では10割を支払い、その後、市町村国保窓口に出向くことによって7割を受領できる。これまでも法規則はあったが、期間の定めがなかった。今回は厚生省令によって返納までの期間が「1年」と定められ、被保険者証にも次のように明示されている。

被保険者証の記載（下線は筆者がつけた）

これまで：「特別の事情がないのに保険料（税）を滞納した場合、この証を返還していただくことがあります。」

これから：「特別の事情がないのに保険料（税）を滞納した場合、この証を返還していただくことがあります。」

また、特別の事情がないのに納期限から1年間を経過しても保険料（税）を滞納している場合、この証を返還していただきます。」

6 地方自治法第241条「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。」（下線は筆者がつけた）一方、同業者で作る国保組合には、特別積立金と支払準備金を積み立てることが定められている（国保法施行令第19,20条）。特別積立金は、保険給付に関する費用と老人保健法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による拠出金を合算した額の12分の2を、支払準備金は、決算に剩余が生じた場合に、直前2ヵ年の給付費用及び拠出金の年平均の100分の10相当を積み立てることとされている。

医療保険財政全体を通じて

日本の医療保険財政は黒字か、赤字かと問われれば、1998（平成10）年度は、1,671億円の黒字である。しかし、これはたまたま保険料や一部負担金の引き上げが奏効しただけで、医療費が高騰する今日にあっては付け焼刃にすぎない、との見方もある。確かに前年の1997（平成9）年度の医療保険連結の黒字は272億円に止まっており、政管健保の国庫繰延べ補助の臨時収入（1,413億円）がなければ、赤字に転落してしまう大きさである。

ところが、各保険者の問題点を整理すると、1998（平成10）年度には以下のような支出が目に付く。

- （1）政管健保の借入金にかかる支払利息 216億円
- （2）組合健保の関連事業の赤字 588億円
- （3）支払基金の借入金にかかる支払利息 116億円

さらに、国保では1年間で2,500億円もの未収金が発生している。一般管理費についても政管健保や組合健保が減らしてきているのに、国保や支払基金、国保連合会では増えている点も気に掛かる。保険料や一部負担金ばかりが注目されているが、このような費用にも梃入れすべきではないだろうか。

もちろん、支払利息や未収金の問題は、制度変更をともなうものであり、容易には進まないであろう。しかし、かたや医療保険には5兆円もの財産がある。今ならまだ抜本的な改革にも耐えられるはずである。このまま、医療費が上がれば保険料を上げる、あるいは保険料が足りないので診療報酬を抑制する、というイタチごっこを続けていても、医療保険財政の視点からみて「健康な」将来への希望は持てない。

2. 会計報告としての問題点

政管健保

1998（平成10）年度以降の事業年報には、政管健保を含む厚生保険特別会計全体の業務勘定が掲載されている。このため、かえって政管健保の財務状況はわかりづらくなつた。それまでは、業務勘定の政管健保分を計算したものを事業勘定に加算した収支状況が掲載されていたが、現在は業務勘定の政管健保分を把握できないからである。厚生保険特別会計としてはディスクローズの範囲が広がったといえるかもしれないが、これでは政管健保の実態を覆い隠すようなものである。また、事業運営安定資金も1997（平成9）年度までに掲載されていた数字と、1998（平成10）年度以降の数字に食い違いがみられる。おそらく、全部と一部との違いかと思われるが、ある年の事業年報から急に数字が変わっていることについては不信感を抱かざるを得ない。

組合健保

厚生省の監修を経て事業年報が公表されるのは、決算から2年近くも経ってからである。個々の組合の決算をまとめるために時間がかかるのはわかるが、それにしても公表時期が遅い。企業の場合は、グループ各社をまとめた連結決算であっても、3月決算後5月頃には決算短信が発表され、その年の夏には有価証券報告書が出始める。企業会計原則には「財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない⁷」と記されている。組合健保のように2年近くも前の資料をもとに、厚生省自体が的確な判断を行っているといえるだろうか。

支払基金

支払基金は一部を除いて、損益計算書と貸借対照表が整っている。しかし、一般会計事業費勘定の損益計算書が欠落しているうえ、支払基金全体を連結したものもない。売上高とすべきものを売上高にしていないこと、老人保健では9,000億円を超える借入金があるがその見通しについて触れられていないことなど、公表データとしては説明責任を欠いている面もある。

国民健康保険

厚生省が発行する国保の事業年報には不親切な記述や人為的なミスが多い。たとえば、財務状況を把握するために不可欠な収支の部分だけでも、次のようなものがある。

- ア) 図表のタイトルが抜け落ちている。事業年報を全部読むか、予備知識がないと、どの勘定のものなのか特定できない。
 - イ) 数年前の数字がそのままコピーされていると見られる頁がある。
 - ウ) 数字が間違っているものがある。
- エ) 集計表が別の頁のものと入れ替わっている。したがって表のタイトルと内容が一致していない。

おそらくこれはほんの一例であろう。この杜撰なまとめ方をみても、厚生省に国保加入者の理解を促進しようという姿勢はまったく見られない。

また、作成が義務付けられている⁸病院の貸借対照表を掲載していないことについて、何の説明もない。事業年報のために新たに作成しなければならなければともかく、すでに存在するはずのものを採りいれることは不可解である。

7 企業会計原則第1-4

8 地方公営企業法第30条

国保連合会

国保連合会は都道府県ごとに設置されており、その機能も都道府県内で完結している。国保連合会の全国組織が国保中央会である。しかし、国保中央会は、国保法で定められた組織ではない。したがって、国保中央会は、厳密にいえば全国の都道府県国保の事業報告を整備する義務を負っていないのである。

今回の分析には、国保中央会が都道府県国保連合会の実態を調査してまとめた「事業の概況」を用いたが、もともと都道府県個別の決算の“概況”をまとめたものなので、都道府県国保連が作成しているはずの財産目録が収録されていない、細かな部分が省略されているなど、十分とはいえない。医療保険制度を論じるときに、全国を表す数字を整備する機能がないことは問題であろう。

医療保険全体を通じて

以上のように、医療保険の会計報告は、企業の投資家向け情報と比べて極めて粗雑にまとめられている。これは、企業でいえば投資家にあたる国民を無視しているようなものである。それだけでなく、基本的な財務諸表に欠陥や欠落があるということは、厚生省自体が適切なアクションを打ち出せているかどうかにも疑問を残す。厚生省の統治責任（ガバナンス governance）を問われても仕方あるまい。

公表される事業年報が不明朗かつ不可解であるのは、説明責任（アカウンタビリティ accountability）が欠如しているからでもある。事業年報には決算状況が示されている。しかし、具体的な説明や突っ込んだ考察はない。保険料と診療報酬について通り一遍の解説がなされているだけである。

最後にもう一度、情報公開（ディスクローズ disclose）についての後ろ向きの姿勢を指摘しておきたい。言うまでもなく、厚生省の公表資料が国民を意識したものでないことは明らかである。国民は、投資先の企業がどのような経営努力を払っているか知らされもしないで、売上単価のアップを押し付けられているのである。医療保険事業はビッグビジネスであり、介護保険導入後ますます複雑化している。このような中で、国民にわけのわからぬうちに負担を強いるような制度改革は絶対に避けなければならない。厚生省は、国民に対して、スピーディーでわかりやすい財務状況の公開を果たす責務がある。

おわりに

「十分に背景を説明せず、特定の問題をとりあげており、誤解を招く」

これは、この報告書に先立って発表したワーキングペーパー⁹に対して、ある医療保険の関連機関から寄せられたコメントである。

しかし、医療保険の抱える背景の説明が必要なのであれば、それこそ厚生省をはじめ保険者や関連機関の本来業務ではないだろうか。冒頭の発言は、説明責任を放棄しているとも受け取られかねないものである。日本は国民皆保険であるのに、医療保険には選択の余地がない。このような中で、医療保険の全体を示す基礎資料がないことも大きな問題である。本報告書では、企業会計の手法を用いて、医療保険の財務諸表を再整理した。ここで言いたいのは保険者が黒字か、赤字かということではない。医療保険財政が本当のところはどうなのか、ということを明らかにしたかったのである。試行錯誤を繰り返しながら全体像をまとめるにいたったが、もともとの公表データに不備があること、データはあってもその内容についてほとんど説明がなされていないことなどから、高い完成度を追究できなかったのは残念である。

とはいって、本報告書は医療保険の全体像を示す初めての資料であろう。まずは、本報告書を契機に、日本の医療保険制度改革が正しい方向に向けて動き出すこと、そして、本報告書のよな取り組みを厚生省（現厚生労働省）自らが進めていくことを切に願う。

9 日医総研ワーキングペーパーNo.29 「被用者保険の財務的研究」 2000/07/26
日医総研ワーキングペーパーNo.34 「国民健康保険の財務的研究」 2000/10/24

参考資料

医療保険制度

「保険と年金の動向」財団法人厚生統計協会

事業年報

「事業年報／政府管掌健康保険・船員保険・厚生年金保険・国民年金・組合管掌健康保険・国民健康保険・老人保健」社会保険庁

「組合決算概況報告」健保連

「健康保険組合事業年報」健康保険組合連合会（監修／厚生省保険局）

「国民健康保険事業年報」厚生省保険局

「都道府県国民健康保険団体連合会事業の概況」国民健康保険中央会

「国家公務員共済組合事業統計年報」大蔵省主計局

「地方公務員共済組合等事業年報」地方公務員共済組合協議会

「私学共済制度事業統計」日本私立学校振興・共済事業団

「地方財政統計年報」地方財務協会

法令

厚生労働省法令等データベースシステム

<http://wwwcl.mhw.go.jp/~hourei/>

その他

「平成10年度 国民医療費の概況」厚生労働省

http://www1.mhlw.go.jp/toukei/h10-kiryohi/index_8.html

財務省国有財産公開システム

<http://www.kokuyuzaisan.go.jp/kokuyu/pc/start.html>

日医総研

日本医師会総合政策研究機構 報告書 第26号

日本の医療保険財政(1998年度分)

—保険者機能の強化に向けた基盤整備の提言—

発行 日本医師会総合政策研究機構

〒113-8621 東京都文京区本駒込2-28-16

日本医師会館内 TEL.03-3942-7215

平成13年3月 発行(15)H

会員価格 1,500円(本体1,429円)

一般価格 3,000円(本体2,858円)